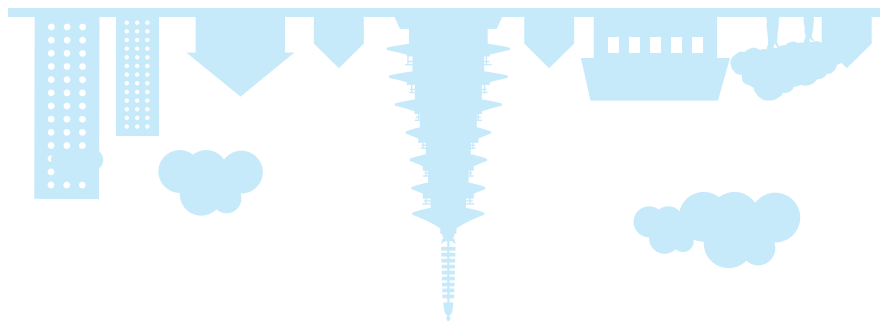




大阪府八尾市

# 史跡由義寺跡 保存活用計画



2021年3月  
八尾市教育委員会



## はじめに

八尾市は、大阪府のほぼ中央部に位置し、市域は東方の生駒山地西麓から、西方の大阪平野東部にかけて広がっています。古くから、旧大和川の支流であった多くの河川によって形成された肥沃な平野に旧石器時代から連綿と遺跡があり、全国的にも有数の遺跡の宝庫となっています。

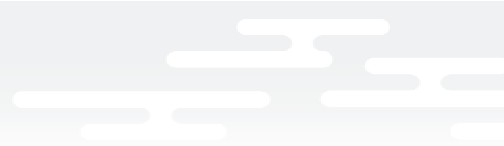
奈良時代の称徳天皇と道鏡ゆかりの由義寺跡は、塔基壇の発見をきっかけにして、市民をはじめとする多くの方々のご理解とご協力のもと、平成 30 年 2 月に国の史跡に指定されました。

八尾市教育委員会では、由義寺跡を本市の貴重な歴史資産の一つとして、次世代の子どもたちに残し、さらには郷土の歴史や文化を学ぶことができ、本市の魅力を全国に発信できる場として整備、活用を進めたいと考え、由義寺跡を適切に保存と活用を図るための基本方針となる「史跡由義寺跡保存活用計画」を策定しました。この計画の策定を機に八尾市全体の文化財の保存と活用が広がることを期待しております。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、八尾市史跡保存活用審議会でご指導・ご協力を賜りました菱田哲郎委員長をはじめとして、各委員の方々のご尽力に対しまして厚くお礼を申し上げます。

令和 3 年 3 月

八尾市教育委員会  
教育長 中山 晶子



## 例 言

1. 本書は、令和3年3月に文化庁より認定を受けた大阪府八尾市に所在する史跡由義寺跡の保存活用計画である。
2. 本書は、八尾市史跡保存活用審議会により協議、検討され、令和2年3月に答申を受けた保存活用計画を八尾市教育委員会で編集したものである。  
また、計画策定にあたっては、史跡等保存活用計画等策定費国庫補助金を活用し、文化庁及び大阪府教育庁の指導、助言を得た。
3. 本書に掲載した図版類は、八尾市教育委員会及び八尾市において作成したものを中心に使用しているが、一部既往の文献や成果等を使用しており、出典については、表題に併記している。  
現況図など使用している地図等は、史跡の概要を示すためのもので、土地境界等を厳密に示すものではない。
4. 本計画は、今後の史跡を取り巻く社会的環境等の変化により、再検討や修正の必要が生じた場合には、見直しを行う。





## 史跡由義寺跡保存活用計画 目次

|                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| <b>第1章 保存活用計画策定の沿革・目的</b>      | <b>1</b>  |
| 第1節 計画策定の沿革                    | 3         |
| 第2節 計画の目的                      | 4         |
| (1) 計画の目的                      |           |
| (2) 保存活用計画における「史跡由義寺跡」の定義と対象区域 |           |
| 第3節 審議会の設置・経緯                  | 6         |
| (1) 八尾市史跡保存活用審議会の設置            |           |
| (2) 八尾市史跡保存活用審議会の開催経過          |           |
| 第4節 他の計画との関係                   | 9         |
| (1) さまざまな計画等との関係               |           |
| (2) 将来の計画                      |           |
| 第5節 計画の実施                      | 11        |
| <b>第2章 史跡由義寺跡の概要</b>           | <b>13</b> |
| 第1節 指定に至る経緯                    | 15        |
| (1) 由義寺の発見の経過                  |           |
| (2) 史跡由義寺跡の史跡指定と保存             |           |
| 第2節 指定の状況                      | 17        |
| (1) 指定の状況                      |           |
| (2) 指定地の状況                     |           |
| (3) 指定地に関する調査研究の成果             |           |
| 第3節 史跡由義寺跡を取り巻く環境              | 34        |
| (1) 歴史的環境                      |           |
| (2) 地理的環境                      |           |
| (3) 社会的環境                      |           |
| (4) 法規制                        |           |
| <b>第3章 史跡由義寺跡の本質的価値</b>        | <b>57</b> |
| 第1節 史跡由義寺跡の本質的価値               | 59        |
| 第2節 史跡を構成する要素の特定               | 60        |
| (1) 「Ⅰ. 本質的価値を構成する要素」の概要       |           |
| (2) 「Ⅱ. 保存活用するために必要な要素」の概要     |           |
| (3) 「Ⅲ. その他の要素」の概要             |           |
| (4) 「Ⅳ. 指定地の周辺地域を構成する要素」の概要    |           |





## 第4章 史跡由義寺跡の現状と課題 . . . . . 69

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 第1節 保存管理 . . . . .          | 71 |
| (1) 現状                      |    |
| (2) 課題                      |    |
| 第2節 活用 . . . . .            | 80 |
| (1) 現状                      |    |
| (2) 課題                      |    |
| 第3節 整備 . . . . .            | 84 |
| (1) 現状                      |    |
| (2) 課題                      |    |
| 第4節 保存活用のための運営・体制 . . . . . | 86 |
| (1) 現状                      |    |
| (2) 課題                      |    |

## 第5章 史跡由義寺跡の保存活用の基本方針 . . . . . 87

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 第1節 史跡由義寺跡の保存活用大綱 . . . . . | 89 |
| 第2節 基本方針 . . . . .          | 90 |
| (1) 保存管理                    |    |
| (2) 活用                      |    |
| (3) 整備                      |    |
| (4) 保存活用のための運営・体制           |    |

## 第6章 史跡由義寺跡の保存管理 . . . . . 93

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| 第1節 保存管理の方向性 . . . . .     | 95  |
| 第2節 保存管理の方法 . . . . .      | 96  |
| (1) 史跡由義寺跡を構成する諸要素と保存管理の方法 |     |
| (2) 現状変更の取り扱い              |     |
| 第3節 追加指定 . . . . .         | 99  |
| (1) 追加指定の方向性               |     |
| (2) 追加指定の進め方               |     |
| 第4節 公有化 . . . . .          | 102 |

## 第7章 史跡由義寺跡の活用 . . . . . 103

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 第1節 活用の方向性 . . . . . | 105 |
| 第2節 活用の方法 . . . . .  | 106 |
| (1) 学校教育における活用       |     |
| (2) 社会教育における活用       |     |
| (3) 地域による活用          |     |





## 第8章 史跡由義寺跡の整備・・・・・・・・・・・・・・ 113

第1節 整備の方向性・・・・・・・・・・・・・・ 115

第2節 整備の方法・・・・・・・・・・・・・・ 116

(1) 史跡由義寺跡の本質的価値を伝える整備

(2) 歴史資産の活用拠点としての整備

(3) 地域の魅力を創出する空間としての整備

(4) ガイダンス施設の整備

## 第9章 保存活用のための運営・体制・・・・・・・・・・・・・・ 131

第1節 保存活用の運営・体制の方向性・・・・・・・・・・・・・・ 133

第2節 保存活用の運営・体制の方法・・・・・・・・・・・・・・ 134

(1) 運営・体制の方向性

(2) 運営・体制に関する各主体の役割

## 第10章 保存活用計画の実施・・・・・・・・・・・・・・ 137

第1節 短期的な計画実施・・・・・・・・・・・・・・ 139

(1) 保存管理

(2) 活用・整備

第2節 中長期的な計画実施・・・・・・・・・・・・・・ 141

(1) 保存管理

(2) 活用・整備

## 第11章 経過観察・・・・・・・・・・・・・・ 143

第1節 経過観察の方向性・・・・・・・・・・・・・・ 145

第2節 保存管理に関する経過観察・・・・・・・・・・・・・・ 146

第3節 活用・整備に関する経過観察・・・・・・・・・・・・・・ 147

## 第12章 将来に向けて・・・・・・・・・・・・・・ 149

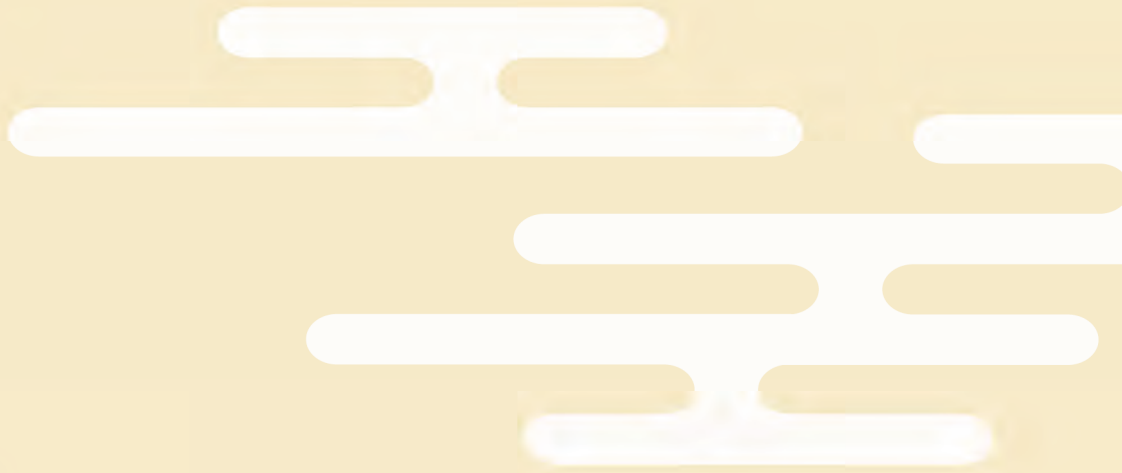
【参考資料】・・・・・・・・・・・・・・ 155

関係法令の抜粋

由義寺跡に関する参考文献







# 第 1 章

## 保存活用計画策定の沿革・目的

- 第1節 ..... 計画策定の沿革
- 第2節 ..... 計画の目的
- 第3節 ..... 審議会の設置・経緯
- 第4節 ..... 他の計画との関係
- 第5節 ..... 計画の実施



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

## 第1節 計画策定の沿革

史跡由義寺跡<sup>ゆげでら</sup>が所在する大阪府八尾市東弓削3丁目周辺は、古くは河内国若江郡に属し、中河内の有力氏族である物部氏<sup>もののべ</sup>との関係が深く、弓等の武器の製作を担った弓削氏<sup>ゆげ</sup>の本拠地とされる。そして、弓削氏を出自とし、奈良時代後半に活躍した僧・道鏡<sup>どうきょう</sup>の出身地である。

『続日本紀』<sup>しよくにほんぎ</sup>によると、この辺りは称徳天皇<sup>しょうとく</sup>と道鏡により造営が進められた由義寺や由義宮<sup>ゆげのみや</sup>を中心とする西京(※)のあった地と考えられてきた。建物などを示すものはなく、長らく幻の寺院・宮であった。しかし、平成29年(2017)2月に、東部大阪都市計画事業・曙川南土地区画整理事業(以下「区画整理事業」という。)に伴う発掘調査によって、奈良時代の大量の瓦と塔を建てるための土壇と考えられる正方形の基壇状の遺構が発見され、由義寺の存在が明らかになった(由義寺の詳細は第2章を参照)。

由義寺は、弓削氏の氏寺として飛鳥時代後期頃に創建された古代寺院(弓削寺)を前身とし、奈良時代後半の称徳天皇による西京造営に伴い官営寺院として塔が造営されたと考えられている。当該期における政治・社会情勢を反映し、称徳天皇と道鏡による政策を知る上でも重要な寺院である。

こうした評価から、平成29年(2017)11月17日、国の文化審議会の答申を経て、平成30年(2018)2月13日付で国史跡に指定された。

八尾市教育委員会では、市内史跡(文化財保護法第109条に規定する史跡)の保存及び活用に関する事項を調査、審議するため、八尾市史跡保存活用審議会を設置した。そして、国史跡に指定された由義寺跡の保存と活用に向け、本審議会の指導のもと、平成30年(2018)8月～9月に塔基壇を中心とする発掘調査を実施した。

平成31年(2019)3月には、発見された塔基壇を中心として史跡指定地の公有化を行い、恒久的な保存にむけて踏み出した。

そして、市民・国民の共有の財産として貴重な史跡由義寺跡を後世に守り伝えるため、史跡を適切に保存管理するとともに、将来の活用、整備につなげることを目的に保存活用計画の策定を行うことになった。

※「さいきょう」、「にしのみやこ」、「にしのきょう」と読めるが、読みについては諸説があり、定まっていない(『完訳注釈続日本紀』・『日本国語大辞典』ほか)が、本計画では便宜上「さいきょう」と呼ぶこととする。



図1-1 高安山の麓で発見された塔基壇

## 第2節 計画の目的

### (1) 計画の目的

本保存活用計画は、史跡由義寺跡の本質的価値を将来にわたって良好な状態で保存し、適切な管理を行う保存管理と、新たな八尾市の貴重な歴史資産として情報発信していく活用、さらに史跡の価値を伝えるための整備の基本方針についてを定めるものである。

さらに保存管理と活用、整備を円滑かつ確実に進め、市民とともに史跡を継承していくための体制や、保存活用計画に係る実施すべき各事業の計画、今後の経過観察のあり方等についても検討する。

由義寺は、発見された塔基壇以外にも寺院を構成した遺跡（遺構・遺物）が広がっていると考えられる。そのため、保存活用計画の対象範囲は、史跡指定地を基本とするが、由義寺の将来的な保存や活用に向けて周囲地域も計画に含める。なお、由義寺の表記については、その対象を区別するため、次のとおりとする。

### (2) 保存活用計画における「史跡由義寺跡」の定義と対象区域

本計画における「史跡由義寺跡」及び関連する用語を下記のとおり定義する。

- ・「史跡由義寺跡」＝国史跡の指定範囲（狭義の由義寺）
- ・「由義寺」＝古代寺院の由義寺としての未確認の寺域全体の範囲（広義の由義寺）
- ・「弓削寺」＝弓削氏建立とされ、由義寺に改称・発展する寺院
- ・「由義寺関連遺跡群」＝由義寺を中心として由義宮を含む遺跡を総称

なお、「史跡由義寺跡」のみならず、周辺の地域に広がっていると考えられる「由義寺」、さらに由義宮を含めた「由義寺関連遺跡群」を将来保存すべき範囲として検討していく。



図 1-2 史跡由義寺跡周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地  
（「八尾市埋蔵文化財分布図―平成 30 年度版―」より）

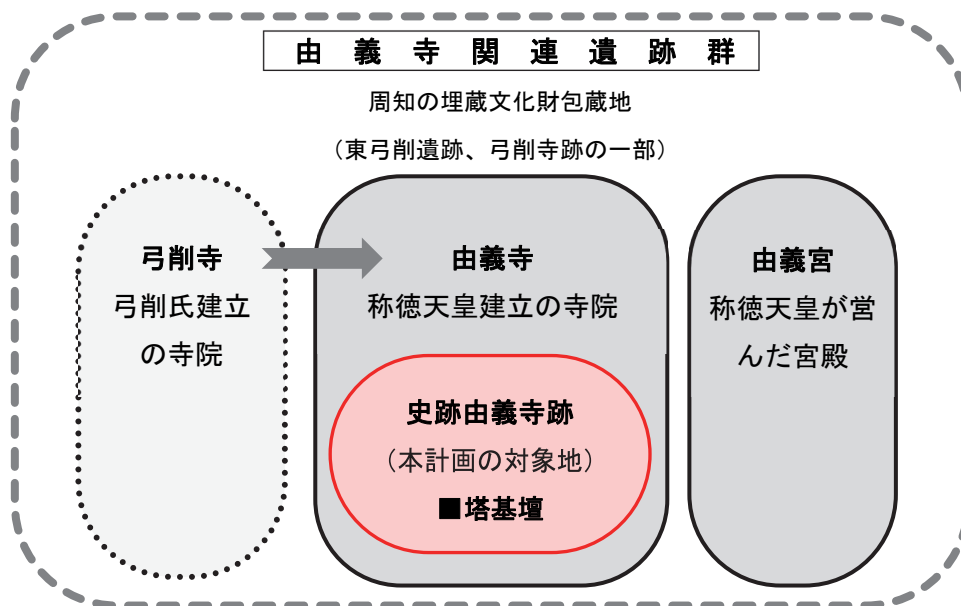


図 1-3 本計画における由義寺の定義の概念図

## 第3節 審議会の設置・経緯

### (1) 八尾市史跡保存活用審議会の設置

史跡由義寺跡の保存活用計画の策定にあたって、八尾市の史跡の保存及び活用に関する事項の調査、審議を行う「八尾市史跡保存活用審議会」を設置した。史跡由義寺跡の本質的価値を定めるための発掘調査から保存活用計画策定まで、平成30年度から令和元年度にかけて計8回の審議会を行った。

#### ■八尾市史跡保存活用審議会

|     |      |                            |
|-----|------|----------------------------|
| 会長  | 菱田哲郎 | 京都府立大学 文学部 教授              |
| 副会長 | 瀧浪貞子 | 京都女子大学 名誉教授                |
|     | 吉川真司 | 京都大学 文学部 教授                |
|     | 網 伸也 | 近畿大学 文芸学部 教授               |
|     | 長友朋子 | 立命館大学 文学部 教授               |
|     | 箱崎和久 | 奈良文化財研究所 都城発掘調査部遺構研究室 室長   |
|     | 清野孝之 | 奈良文化財研究所 都城発掘調査部考古第三研究室 室長 |
|     | 山下 彬 | 曙川東小学校区まちづくり協議会 会長         |

#### ■助言者（オブザーバー）

|               |             |
|---------------|-------------|
| 文化庁 文化財第二課    | 山下信一郎 主任調査官 |
|               | 近江俊秀 主任調査官  |
| 大阪府教育庁 文化財保護課 | 中西裕見子 総括主査  |
|               | 原田昌浩 副主査    |
|               | 小泉翔太 技師     |

#### ■事務局

|                 |               |               |          |
|-----------------|---------------|---------------|----------|
| 八尾市教育委員会        |               |               |          |
| 中山晶子 教育長        | 田中淳二 生涯学習担当部長 | 万代辰司 生涯学習担当次長 |          |
| (担当課) 教育総務部文化財課 |               |               |          |
| 消 斎 課長          | 足立淳志 課長補佐     | 藤井淳弘 係長       | 河村 卓 副主査 |

#### ■計画策定支援

株式会社総合計画機構

(所属・肩書等は計画策定時のもの)

## (2)八尾市史跡保存活用審議会の開催経過

### ■第1回 八尾市史跡保存活用審議会

日時：平成30年（2018）7月7日（土） 10時30分～12時

場所：八尾市役所 401会議室

出席委員：菱田会長、瀧浪副会長、吉川委員、網委員、清野委員、箱崎委員、山下委員

助言者：中西総括主査、原田副主査

議事：会長・副会長の選出

審議会の趣旨について

史跡由義寺跡の発掘調査の目的と調査区の設定と方法について

### ■第2回 八尾市史跡保存活用審議会

日時：平成30年（2018）12月7日（金） 15時～16時30分

場所：八尾市役所 西館厚生活動室

出席委員：菱田会長、吉川委員、網委員、長友委員、清野委員、山下委員

助言者：中西総括主査、原田副主査

議事：発掘調査報告及び塔基壇復元の検討

### ■第3回 八尾市史跡保存活用審議会

日時：平成31年（2019）3月25日（月） 10時～12時

場所：八尾市立青少年センター 会議室

出席委員：菱田会長、瀧浪副会長、網委員、箱崎委員、清野委員

助言者：原田副主査

議事：次年度の保存活用計画策定に向けて

### ■第4回 八尾市史跡保存活用審議会

日時：令和元年（2019）7月22日（月） 10時30分～12時

場所：八尾市立青少年センター 会議室

出席委員：菱田会長、吉川委員、網委員、長友委員、箱崎委員、山下委員

助言者：原田副主査

議事：保存活用計画の策定（策定スケジュール・章構成の確認）

■第5回 八尾市史跡保存活用審議会

日時：令和元年（2019）10月7日（月） 10時～12時

場所：八尾市役所 603会議室

出席委員：菱田会長、瀧浪副会長、吉川委員、網委員、長友委員、箱崎委員、山下委員

助言者：原田副主査

議事：保存活用計画の策定（第1章～第8章の概要）

■第6回 八尾市史跡保存活用審議会

日時：令和元年（2019）12月3日（火）10時～12時

場所：八尾市立青少年センター 会議室

出席委員：菱田会長、瀧浪副会長、吉川委員、網委員、箱崎委員、山下委員

助言者：原田副主査

議事：保存活用計画の策定（第1章～第12章の概要）

■第7回 八尾市史跡保存活用審議会

日時：令和2年（2020）2月14日（金） 10時15分～12時

場所：八尾市水道局 第2会議室

出席委員：菱田会長、瀧浪副会長、吉川委員、網委員、長友委員、箱崎委員、清野委員、  
山下委員

助言者：小泉技師

議事：保存活用計画の策定（第1章～第12章のまとめ）

■第8回 八尾市史跡保存活用審議会

日時：令和2年（2020）3月26日（木） 15時～17時

場所：八尾市市役所 大会議室

出席委員：菱田会長、瀧浪副会長、吉川委員、網委員、長友委員、箱崎委員、清野委員、  
山下委員

助言者：原田副主査、小泉技師

議事：保存活用計画の答申

## 第4節 他の計画との関係

### (1)さまざまな計画等との関係

史跡由義寺跡の保存活用を検討する上で、前提となるのが、八尾市が目指す将来都市像の実現に向けた上位計画の『八尾市第5次総合計画』と『八尾市教育振興計画』である。そのなかで、歴史資産(※)は、八尾の新たな魅力を高めるものとして、積極的な保存と活用が求められ、心合寺山古墳や高安千塚古墳群とともに由義寺跡は、国史跡として保存が進められてきた。

また、由義寺跡の発見が、八尾の歴史や文化財を見直す機会となったことから、市民とともに平成31年(2019)3月に『歴史資産のまち‘やお’推進のための基本的な考え方』を策定し、行政だけでなく市民や地域等の歴史資産の保存活用における役割や、歴史資産の活用の可能性を提示した。

令和3年度からは、人口減少や急速な技術革新への対応などの課題を見据えた『八尾市第6次総合計画』と『八尾市教育振興基本計画』がスタートする予定である。文化財においてはこれまでの保全と活用だけでなく、観光施策との関連や市民協働による文化財の保存を進めるための情報発信の重要性が大きくなるものと想定される。さらに、過疎化や少子高齢化などを背景とする文化財の滅失や散逸に対応するため、地域社会が総がかりでその継承を図る仕組みづくりが必要となってきた。

そのため、文化財保護法が平成30年度に改正(平成31年4月1日施行)され、都道府県が文化財の保存活用の基本的な方向性を明確化した文化財保存活用大綱を作成し、市町村が目標や計画的に取り組む内容を定めた文化財保存活用地域計画の策定が制度化された。

本計画は、これまで取り組んできた計画をもとに、今後新たに策定される他の計画も視野にいれつつ、史跡由義寺跡の保存活用を検討する。

※歴史資産=歴史遺産(文化財)を「遺す」から「活かす」とする考え方

### 『歴史資産のまち‘やお’推進のための基本的な考え方』(平成31年3月策定)

#### 1)文化財の保存・活用にかかる課題

- |             |             |                |
|-------------|-------------|----------------|
| A) 保存における課題 | B) 活用における課題 |                |
| ・管理、担い手不足   | ・情報発信の弱さ    | ・交通アクセス、インフラ整備 |
| ・周辺景観の保全    | ・専門的で分かりにくい | ・文化財の公開の有無     |

#### 2)歴史資産のまち推進の基本的な考え方(方向性)

「八尾の歴史 活かして切り拓く わがまちの未来」(目標)

- |                 |             |                |
|-----------------|-------------|----------------|
| ①歴史資産に携わる人づくり   | ③歴史資産の多様な活用 | } 定住促進<br>産業振興 |
| ②歴史資産保存の協力体制づくり | ④文化財施設の充実   |                |

#### 3)歴史資産を保存活用するための主体者の役割

- ・「市民」:歴史資産を市民共通の財産として認識し、歴史資産を活かしたまちづくりに取り組む。



## 第5節 計画の実施

本保存活用計画は、文化庁によって認定された日から実施し、令和13年（2031）年3月31日までの10年間を実施期間とする。

なお、実施期間は、史跡由義寺跡の保存活用の画期となる史跡整備の完了までを短期、史跡整備以降を中長期と位置づける。

計画の実施等の詳細については、「第10章 保存活用計画の実施」に基づくものとする。但し、今後の事業の進捗や経過観察等の結果、再検討や修正の必要が生じたときは、適宜計画の見直しを図るとともに、次期保存活用計画に反映する。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章



## 第2章

# 史跡由義寺跡の概要

- 第1節 ..... 指定に至る経緯
- 第2節 ..... 指定の状況
- 第3節 ..... 史跡由義寺跡を取り巻く環境



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

## 第1節 指定に至る経緯

### (1) 由義寺の発見の経過

史跡由義寺跡は、奈良県から大阪府内の柏原市を経て、生駒山地西側を流れる旧大和川水系が八尾市二俣で東西に分流した長瀬川（西側）と玉串川（東側）に挟まれた沖積地上にある。史跡指定地からは、史跡高安千塚古墳群や古代山城の高安城<sup>たかやすのき</sup>などの遺跡が多数分布する高安山麓や大阪平野を望見できる。

由義寺は、称徳天皇建立の寺院として『続日本紀』に記載があるが、古代氏族の弓削氏が建立した弓削寺を改称、発展させたと考えられていた。弓削寺に関連する調査としては、昭和 50～51 年（1975～1976）に八尾市教育委員会による大阪府水道布設工事に伴う発掘調査が、史跡指定地北側で行われている。しかし、古代の瓦等が出土したものの、寺院に関連するような遺構は確認できなかった。また、周辺は市街化調整区域であったことから、長らく大規模な開発事業等がなく、発掘調査は行われず、位置や範囲は明らかでなかった。

その後、区画整理事業に伴い、平成 27 年度（2015）に事前の遺構確認調査を経て、平成 28 年（2016）5 月から発掘調査に着手した。そして、同年 9 月に大阪平野で出土例のない西大寺系の軒平瓦など奈良時代後期の瓦が大量に出土した。瓦を伴う遺構の性格は明らかにできなかったが、由義寺に関する瓦と想定されたことから、これらの成果を報道発表し、現地説明会を開催した。

さらに寺院遺構確認のための調査を同年 11 月～翌年 2 月に実施した。その結果、大量の瓦が出土した北東側において、盛土及び旧耕土層の直下約 0.4m 前後で基壇<sup>きだん</sup>を確認した。さらに瓦の集積の広がりとともに基壇の四方で凝灰岩の細片を含む幅約 0.8～1.8 m の溝を検出した。この溝の内側に 1 辺約 20m の大規模な正方形の基壇に復元できたことから、周辺で出土した瓦類と合わせて、寺院の中心伽藍の一つである塔の遺構と考えられた。

考古学だけでなく、文献史学及び建築史学等の学識経験者から塔基壇に対する助言や指導を受け、称徳天皇と道鏡ゆかりの由義寺に関する重要な遺構との評価を得て、調査成果を同年 2 月に報道発表した。日本史上の重大な発見として新聞紙面に大きく取り上げられ、現地説明会では 2,000 人を超える参加者があった。



図 2-1 平成 28 年 9 月の現地説明会の様子

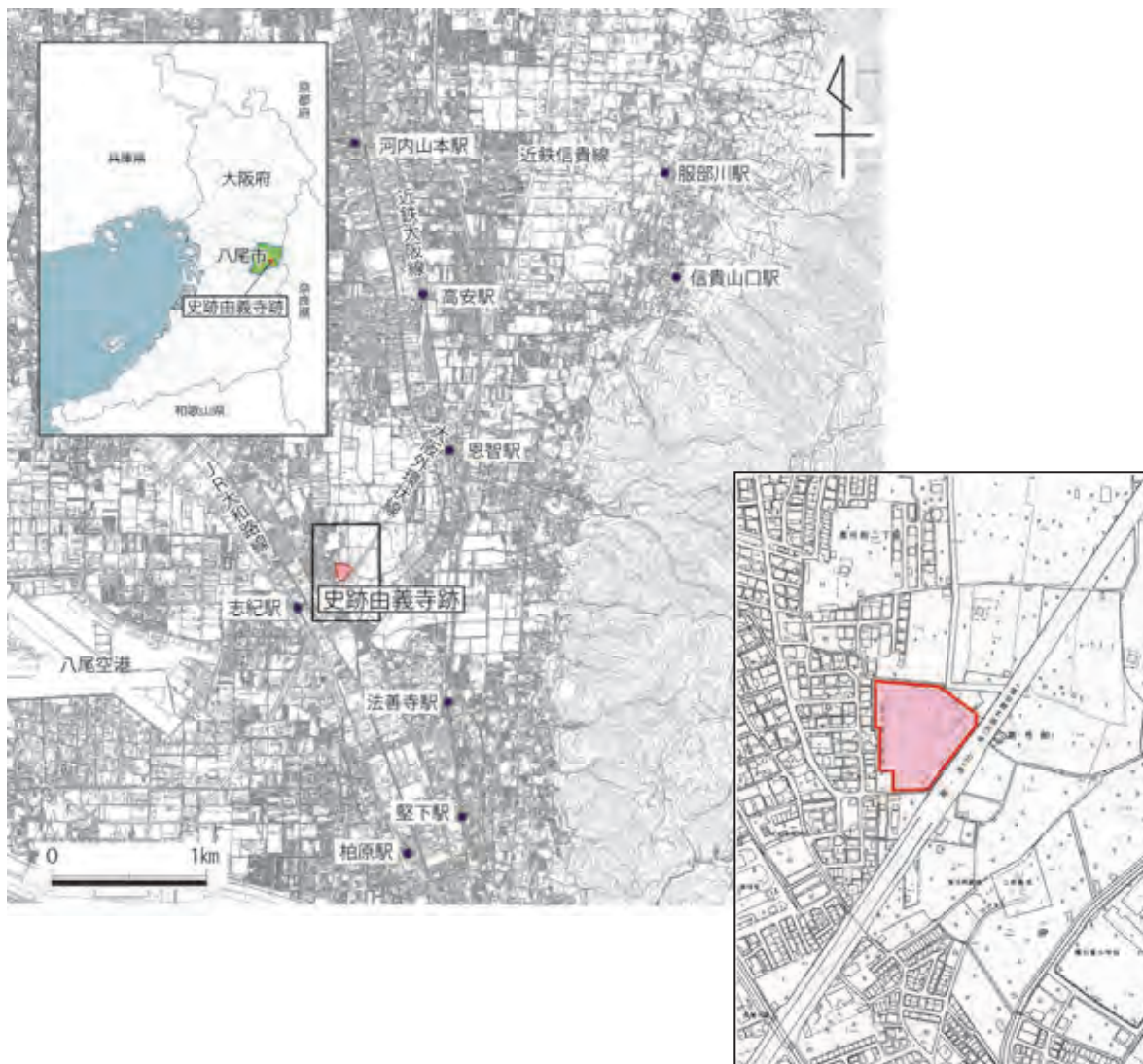


図 2-2 史跡由義寺跡の位置

## (2)史跡由義寺跡の史跡指定と保存

発見された由義寺を後世に残すため、区画整理事業者及び地権者と保存に関して協議したのち、国に史跡指定の意見具申を行った。そして、平成 29 年（2017）11 月 17 日の国の文化審議会の答申を経て、平成 30 年（2018）2 月 13 日に国の史跡として告示された。塔基壇発見から約 1 年後の速やかな史跡指定となった。

史跡指定された範囲は、工事施工中の区画整理事業地内であったことから、保存に向けた公有化を早急に進める必要があった。そのため、区画整理事業者及び地権者との協議を経て、平成 31 年（2019）3 月には史跡指定地の公共用地（水路）を除いて、すべて国の史跡等購入費国庫補助金を活用して土地を公有化した。

## 第2節 指定の状況

### (1) 指定の状況

名称：由義寺跡

種別：史跡

指定年月日：平成30年（2018）2月13日

指定基準：三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡

（特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準）

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地 | 大阪府八尾市東弓削三丁目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 地域  | <p>18番のうち実測1,331.29㎡、19番1のうち実測425.20㎡、19番2のうち実測1,107.57㎡、20番のうち実測815.80㎡、21番のうち実測1,081.47㎡、22番のうち実測200.24㎡、22番のうち実測47.30㎡、24番のうち実測47.30㎡、25番のうち実測117.85㎡、26番、27番、28番、29番1、29番2、30番1のうち実測99.61㎡、30番2、30番3のうち実測1,698.88㎡</p> <p>上記の地域に介在する道路敷及び水路敷を含む</p> <p>22番に西接し、同25番に南接するまでの道路敷のうち実測41.17㎡、22番と同24番に挟まれ、同25番に北接するまでの道路敷のうち実測11.14㎡、26番に北接する水路敷に西接し、同27番に西接するまでの道路敷、28番に南接し、同30番1に北接するまでの道路敷、21番に東接し、同29番1に北接するまでの水路敷のうち実測133.35㎡、26番に北接する水路敷、30番3に東接する水路敷</p> <p>備考 一筆の土地及び道路敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を大阪府教育委員会（現大阪府教育庁）及び八尾市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。</p> |

【文部科学省告示第23号】

区画整理後の換地処分後の新地番の所在地（令和元年（2019）12月20日）

|     |                                                                               |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地 | 大阪府八尾市東弓削三丁目                                                                  |
| 地域  | 1003番、1004番、1010番、1011番、1012番、1013番、1014番、1015番、1016番、1017番、1018番、1019番、1020番 |

指定範囲：10498.46 m<sup>2</sup>（公簿）

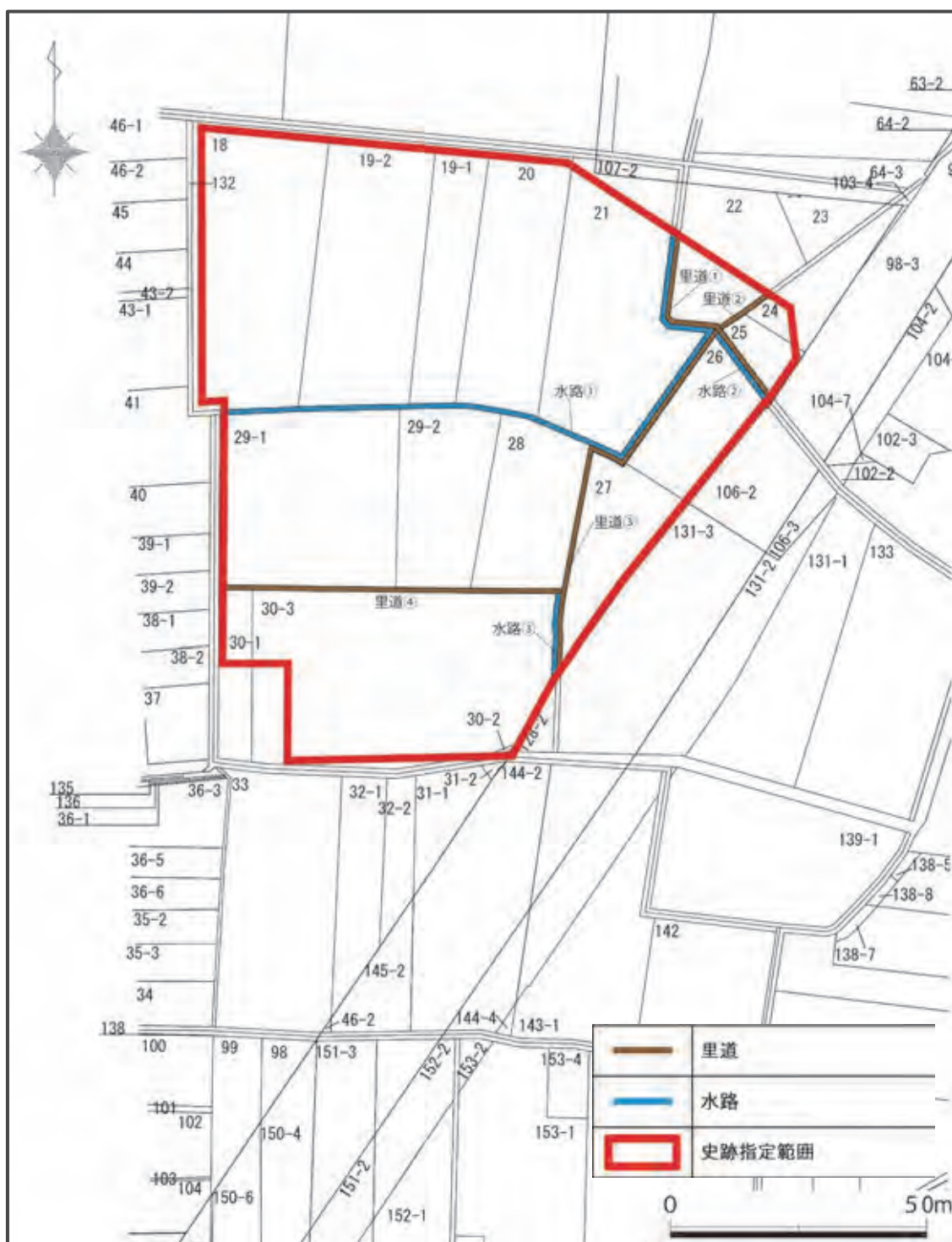


図2-3 史跡由義寺跡の指定範囲（指定時）

## 第一章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

19

史跡指定にあたり、平成 29 年（2017）11 月 17 日に行われた国の文化審議会文化財分科会の審議・議決を経た文部科学大臣に答申された由義寺跡の評価は下記のとおりである。

（月刊文化財 平成 30 年（2018）2 月号抜粋 横書き用に表記の一部を改め）

由義寺跡は、生駒山地西側の旧大和川が八尾市二俣で分流する玉串川と長瀬川に挟まれた沖積地上に位置する古代寺院跡である。この付近は、弓削道鏡の出身氏族である弓削氏の本拠地と考えられている。付近に「大門」、「古宮」、「古屋敷」といった地名が残り、その付近では奈良時代の瓦が出土することから、天平 14 年（742）12 月 30 日の「弓削寺僧行聖優婆塞貢進解」などに寺名が見える弓削寺の推定地とされていた。弓削寺は『続日本紀』天平神護元年（765）10 月 30 日条及び閏 10 月 1 日条に称徳天皇の行幸、礼仏と食封 200 戸の施入の記事がみえ、宝亀元年（770）4 月 5 日条に「由義寺塔」の造営に係る記事がみえる。また、神護景雲 3 年（769）10 月 30 日に由義宮を中心とした地域を西京としたことが知られる。なお、由義宮は天平神護元年までは弓削行宮とされていたが、神護景雲 3 年 10 月 17 日の行幸からは由義宮と記載されている。弓削寺も宮の改称とともに、由義寺に改められたと考えられる。

平成 28 年度に八尾市東弓削で計画された東部大阪都市計画事業曙川南土地区画整理事業に伴う発掘調査を、（公財）八尾市文化財調査研究会が実施したところ、東大寺式や興福寺式の軒瓦を含む瓦が集中して大量に出土した。この成果を受けて八尾市教育委員会は、瓦の集中地点を中心に遺跡の内容確認のため発掘調査を実施したところ、大規模な塔の基壇を検出した。塔基壇は、基壇外装は残っていないが、延石の抜き取りと考えられる凝灰岩片を含む溝が四方に巡ることから 1 辺約 20m の規模であることが判明した。これは、諸国の国分寺の規模をしのぎ、大安寺の七重塔の規模に匹敵する。

また、基壇は粘質土と砂質土に薄い層を交互に突き固めた版築工法で築かれ、最も残りのよい部分では高さ約 70 cm である。心礎をはじめとする礎石が失われているため、柱の位置や数、柱間寸法は不明だが、塔廃絶後に基壇上面に掘り込まれた後世の土坑から、四天柱又は側柱の礎石の可能性のある巨石や円柱座を持つ礎石が出土している。なお、この土坑からは塔の地鎮具と考えられる和同開珎や萬年通宝、神功開宝などの銭貨、佐波理鉢の破片なども出土した。

基壇周辺から出土した大量の瓦の中には、東大寺式と興福寺式の軒瓦が多数含まれている。また、瓦とともに相輪の一部である伏鉢もしくは請花の可能性のある復元直径約 90 cm の銅製品が出土している。出土した軒瓦は奈良時代後半のもので、塔基壇の規模が官の大寺に匹敵すること、この地が「由義寺」の推定地にあたることから、由義寺の塔跡である可能性が極めて高いことが明らかになった。また、大阪平野ではこれまで出土していない東大寺式と興福寺式の軒瓦が採用されていることは、『続日本紀』宝亀元年 4 月 5 日条にみえる「詔して、由義寺の塔を造りし諸司の人、及び雑工等九十五人に、労の輕重に随ひて、位階を加え賜ふ。」という記事から分かる官造営機構の動員を裏付けるものと評価される。さらに、塔周辺では同時期の他の建物は検出されておらず、これは宝亀元年 8 月 21 日に道鏡が造下野国薬師寺別当として左遷され失脚することから、発掘された塔跡は由義寺のものであると考えられる。

由義寺跡は、弓削氏の氏寺として成立するが道鏡の台頭によって、奈良時代後半には西京における官寺として塔の造営などの整備が行われたと考えられる。こうした由義寺の動向は、奈良時代後半における政治・社会情勢を反映しており、称徳天皇と道鏡による政策を知る上でも重要である。よって、史跡に指定して保護を図ろうとするものである。

## (2) 指定地の状況

### ① 土地利用(地目)

| 区画整理前の土地利用 (公簿) |                          | 区画整理前後の土地利用 (実測) |                          |
|-----------------|--------------------------|------------------|--------------------------|
| 田               | 8,669.93 m <sup>2</sup>  | 田                | 105.00 m <sup>2</sup>    |
| 宅地              | 1,107.57 m <sup>2</sup>  | 宅地               | 9,958.93 m <sup>2</sup>  |
| 雑種地             | 318.09 m <sup>2</sup>    | 雑種地              | 381.00 m <sup>2</sup>    |
| 里道              | 189.41 m <sup>2</sup>    | 用悪水路             | 41.00 m <sup>2</sup>     |
| 水路              | 166.16 m <sup>2</sup>    | 合計               | 10,485.93 m <sup>2</sup> |
| 水道用地            | 47.30 m <sup>2</sup>     |                  |                          |
| 合計              | 10,498.46 m <sup>2</sup> |                  |                          |

### ② 土地所有

史跡由義寺跡は、史跡指定地全域が八尾市の所有となっている。

### ③ 管理団体

平成30年(2018)7月30日付文化庁告示第68号により、管理団体に八尾市が指定された。

## (3) 指定地に関する調査研究の成果

第1節(1)において、史跡由義寺跡の発見に至る経過については述べたが、指定地に関する調査研究の成果について、周辺地も含めて整理する。

### 文献にみる由義宮・由義寺(表2-1参照)

由義寺に関連する最も古い記録としては、前身寺院に位置付けられる弓削寺が「優婆塞貢進解」(『大日本古文書』巻2・324頁)において、天平14年(742)に弓削寺の僧・行聖が、優婆塞の得度(在家修行者を正式の僧にすること)を申請したものがある。これにより弓削寺が8世紀前半には存在していたことがわかる。

以降『続日本紀』によると、天平神護元年(765)に称徳天皇が紀伊行幸の帰途、弓削行宮に入った際、弓削寺に2度礼仏し、唐楽、高麗楽の演奏や黒山舞、企師部舞等が行われている。さらに食封200戸を与える等、寺を厚く遇している。

次に称徳天皇が河内を訪れたのは神護景雲3年(769)で、23日間の滞在にもかかわらず、弓削寺に関する記述はなく、寺院としては龍華寺の記述があり、そこで市を開き五位以上の官人の売り買いを見物し、難波宮の綿20,000屯と塩30石を龍華寺に施入した。前回と異なっているのは、弓削行宮ではなく、由義宮への行幸で、「由義宮を以って

表 2-1 由義寺関連年表

| 天皇  | 西暦   | 年号    | 月          | おもなできごと                                                                                                                                                                                      |
|-----|------|-------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 元正  | 718  | 養老2   | -          | 阿倍内親王(のちの孝謙・称徳天皇)が生まれる                                                                                                                                                                       |
| 聖武  | 742  | 天平14  | 12         | 弓削寺の僧 行聖が得度(出家)者を推挙する【弓削寺の初見】                                                                                                                                                                |
|     | 747  | 天平19  | 6          | 「沙弥道鏡」が東大寺の僧・良弁の使者となる【道鏡の初見・正倉院文書】                                                                                                                                                           |
| 孝謙  | 749  | 天平勝宝元 | 7          | 阿倍内親王が即位する(孝謙天皇)                                                                                                                                                                             |
| 淳仁  | 758  | 天平宝字2 | 8          | 孝謙天皇が譲位し、大炊王が即位する(淳仁天皇)                                                                                                                                                                      |
|     | 760  | 天平宝字4 | 3          | 万年通宝を鑄造する                                                                                                                                                                                    |
|     | 761  | 天平宝字5 | 10         | 保良宮(滋賀県大津市)に孝謙太上天皇が行幸し、看病にあたった道鏡を信頼する                                                                                                                                                        |
|     | 762  | 天平宝字6 | 5          | 孝謙太上天皇が法華寺に入り、出家する                                                                                                                                                                           |
|     | 763  | 天平宝字7 | 9          | 道鏡が少僧都になる                                                                                                                                                                                    |
|     | 764  | 天平宝字8 | 9          | 西大寺(奈良県奈良市)建立を発願する／藤原仲麻呂の乱の後、道鏡を大臣禪師とする                                                                                                                                                      |
| 称徳  |      |       | 10         | 淳仁天皇を廃し、孝謙太上天皇が重祚する(称徳天皇)                                                                                                                                                                    |
|     |      |       | 9          | 神功開宝を鑄造する                                                                                                                                                                                    |
|     | 765  | 天平神護元 | 10～<br>閏10 | 第1回目の河内国への行幸:5日間<br>10月29日 紀伊国への行幸の帰り、弓削行宮に入る<br>10月30日 弓削寺で仏を礼拝する<br>閏10月1日 弓削寺に食封200戸、智識寺に50戸を施入する<br>閏10月2日 道鏡を太政大臣禪師に任じ、文武百官に拝賀させる／弓削寺で仏を礼拝する<br>閏10月3日 大県・若江郡の調・租を免じ、平城宮への帰途につく         |
|     |      |       | 閏10        | 平城宮で留守百官が道鏡を拝賀する                                                                                                                                                                             |
|     | 766  | 天平神護2 | 10         | 道鏡を法王とする                                                                                                                                                                                     |
|     | 768  | 神護景雲2 | 2          | 弓削浄人(道鏡の弟)を大納言とする                                                                                                                                                                            |
|     | 769  | 神護景雲3 | 1          | 平城宮西宮で大臣以下が道鏡を拝賀する                                                                                                                                                                           |
|     |      |       | 5～9        | 宇佐八幡神託事件                                                                                                                                                                                     |
|     |      |       | 10～11      | 第2回目の河内国への行幸:23日間<br>10月17日 由義宮に行幸【由義宮の初見】<br>10月21日 龍華寺の西の川辺に遊覧し、同寺に難波宮の綿・塩を施入する<br>10月30日 由義宮を西京とし、河内国を河内職にする<br>11月9日 平城宮にもどる                                                             |
|     | 770  | 神護景雲4 | 1          | 由義宮の範囲に家がある大県・若江・高安郡の人々に補償を行う                                                                                                                                                                |
|     |      |       | 2～4        | 第3回目の河内国への行幸:39日間<br>2月27日 由義宮に行幸する<br>3月3日 博多川のほとりで宴をおこなう<br>3月28日 葛井・船・津・文・武生・蔵の六氏の男女230人の歌垣がおこなわれる<br>4月1日 造由義大官司の次官を任命する<br>4月5日 由義寺の塔の建設に伴い、諸司の人・雑工ら95人に位階をあたえる【由義寺の初見】<br>4月6日 平城宮にもどる |
|     |      |       | 7          | 志紀・渋川・茨田などの堤を修造する                                                                                                                                                                            |
|     |      |       | 8          | 4日 称徳天皇が平城宮西宮で亡くなる<br>17日 称徳天皇、高野山陵(奈良県奈良市)に葬られる<br>21日 道鏡を下野薬師寺(栃木県下野市)の造寺別当に任じて発遣する<br>22日 弓削浄人らが土佐国(高知県)に流される<br>26日 河内職を河内国にもどす                                                          |
|     |      |       |            |                                                                                                                                                                                              |
| 光仁  |      | 宝亀元   | 10         | 白壁王が即位する(光仁天皇)                                                                                                                                                                               |
|     | 772  | 宝亀3   | 4          | 道鏡、下野で亡くなる                                                                                                                                                                                   |
| 桓武  | 781  | 天応元   | 6          | 弓削浄人らが赦免され、河内国若江郡に戻る                                                                                                                                                                         |
|     | 800  | 延暦19  | 2          | 河内国若江郡の田が龍華寺に施入される(参考)                                                                                                                                                                       |
| 後朱雀 | 1038 | 長暦2   | 6          | 弓削寺が醍醐寺領となる                                                                                                                                                                                  |
| 土御門 | 1207 | 建永2   | 7          | 河内国通法寺の所領に龍華寺(字弓削寺)がみえる                                                                                                                                                                      |

西京と為し、河内国を以て河内職<sup>かわちしき</sup>と為す。」として西京の位置付けを宣言していることである。前回からの4年間で、仮の宮ではなく、正式な宮となるよう整備が開始されたことがうかがえる。宮の名称の変更については、西京とするにあたり、氏族名である「弓削」の文字を用いるのではなく、好字である「由義」の文字を用いたのだろう。また、弓削寺の文字も宮と同じく「由義」に変更された可能性が高い。

由義宮の範囲は、神護景雲4年(770)正月の条に、大県、若江、高安郡の百姓の宅で、由義宮に入るものはその価を支払うとあり、一定の範囲が特定できる。また、河内国のうち大県郡、若江郡の田租と安宿郡、志紀郡の田祖<sup>あすかへ</sup>の半分を免除していることから、安宿郡、志紀郡についても由義宮、西京の範囲としての検討が必要である。

称徳天皇にとって最後となる神護景雲4年(770)の行幸は、39日間におよぶが、由義宮から平城京に還御する前日に由義寺の塔の造営に携わった人々に対し、位階を授けたとある。この記事によって、由義寺は塔を有する寺院であったことが認められる。

位階を授けた翌日、称徳天皇は平城京に戻り、その4か月後に亡くなる。その結果、道鏡は下野薬師寺<sup>しもつけやくしじ</sup>の造寺別当に任じられて下野国に向かう。河内職は河内国に戻され、西京の造営は中止になったと考えられる。その後の由義寺の様相は明らかではないが、塔は、出土した瓦の種類・構成等から、建立後、長期間維持されていたとは考えにくく、発掘調査の状況から早い時期に火事等で焼け落ちてしまっていた可能性が高い。そして、おそらく平安時代以降、寺院そのものが廃絶し、その場所すらもわからなくなった。

### 由義宮・由義寺の位置

『続日本紀』に記された由義宮や由義寺について、文献史料からは場所を特定できる材料が少なく、古くから地名や地形等をもとに検討されてきた。江戸時代の観光ガイドブックともいわれる『河内名所図会』(享和元年(1801)刊行)にも「弓削行宮」や「都塚(祇園塚・弁財天塚)」、

「由義宮」、「弓削寺址」の項目が記されており、当時の人々が古代の歴史にゆかりのある土地を訪ねていたことがわかる。

『続日本紀』の記述を検討し、由義宮の建設が進められ、由義寺の塔が完成していたとしたのは山本博氏である。山本氏は、昭和42年(1967)頃、大阪外環状線(国道170号)施工に



図2-5 弁財天塚(弁天塚)の現況(位置は図2-19参照)

伴う水道管布設工事において採取した興福寺式の均整唐草文軒平瓦や縄目タタキの平瓦を、興福寺で最も新しい食堂の再建工事を参考にした天平勝宝8歳（756）頃のものとし、由義寺のものと推定した。さらに、由義寺の場所については、瓦が出土した字名「堂ノ後」付近を考えた。これは、今回の塔基壇の位置から北東へ約50mの地点にあたる。さらに中核となる宮殿があった場所は、字名「古屋敷」にある弁財天塚（弁天塚）という土壇状の高まりを中心の範囲を想定された（山本 1971）。

これに対し、足利健亮氏は、弁財天塚を中心として、北方の由義神社（八尾木）と南方の弓削神社（弓削町）の南北三里の範囲とし、東西の範囲については『続日本紀』の記述をもとに大県郡、若江郡、高安郡を考慮して、三里四方を由義宮域とした。京城については、時間的な問題から実際には施工されていないとしながら、龍華寺や智識寺等を宮域に含める必要性から、平城京や恭仁京、難波京の九条八坊を踏襲したプランを提案している（足利 1986）。

山本氏、足利氏のいずれも字名「古屋敷」にある弁財天塚を基準としている。弁天塚は、現状では小さくなっているが、検討当時は1辺10m程度の正方形の土壇があったとされる（図2-5・2-19・2-33・2-37 参照）。

この土壇とともに周辺に残る「古屋敷」、「宮前」、「宮東」、さらに「大門」や「堂ノ後」などの小字名も残っており、由義宮や由義寺の存在を想定できる。

### 発掘調査成果からみた由義宮・由義寺

塔基壇発見の契機となった区画整理事業に伴う発掘調査が、（公財）八尾市文化財調査研究会により平成27～30年（2015～2018）に実施された。この区画整理事業は、八尾市都塚1～4丁目、柏村町3丁目、東弓削3丁目、大字刑部、大字都塚、大字東弓削、大字二俣の範囲約20ha（20万㎡）の広範囲に及ぶ（調査区はA～C区と呼称：図2-19・表2-2 参照）。

区画整理事業に伴う発掘調査では、南北に通じる大阪外環状線を東西の境にして、西側調査地（C区）での大量の奈良時代後期の瓦の出土を端緒とした塔基壇の発見があったが、東側調査地（B区）においても由義宮の時期に近い奈良時代の遺構や遺物が多数確認されている。由義宮の範囲とは特定はできなかったものの、掘立柱建物（図2-6 左）や、由義宮の造営に関連して資材等を運搬したと考えられる南北方向の大溝（図2-6 右・図2-7 左）や船着き場と考えられる石組み（図2-7 右）を検出するなどの成果が得られている。

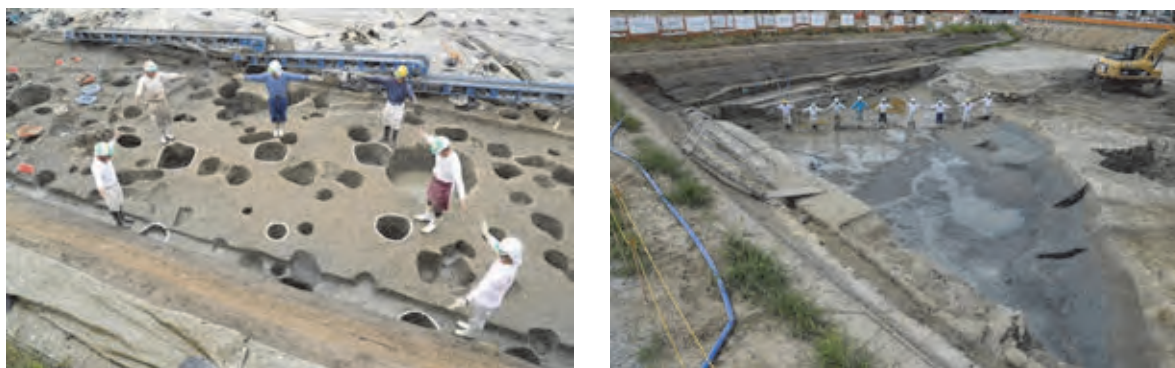


図 2-6 B 区で確認された奈良時代の掘立柱建物（左）と大溝（右）



図 2-7 B 区で確認された大溝（左）と船着き場とみられる石組み（右）

### 塔基壇の調査成果

（公財）八尾市文化財調査研究会による区画整理事業に伴う発掘調査、その後、基壇を確認した国庫補助事業による調査、さらに平成 30 年（2018）2 月の史跡指定後、平成 30 年（2018）8～10 月に、八尾市教育委員会により塔基壇の状況を把握するため、発掘調査を実施した。これら一連の調査によって、塔基壇の規模や構築に関わる工法を確認できた。

基壇は、粘質土と砂質土の薄い層を交互に突き固めた丁寧な版築工法で築かれ、現状では一部で高さ約 70 cm が残っていた（図 2-11）。残念ながら塔心礎をはじめとする礎石が失われており、柱の位置や数、柱間寸法は明らかではないが、上面に掘りこまれた後世の土坑から、四天柱または側柱の礎石の可能性がある巨石や円柱座をもつ礎石（図 2-12）を確認している。また、和同開珎や万年通宝、神功開宝などの錢貨（図 2-16）、さらに佐波理鋇の破片（図 2-17）など鎮壇具と考えられる出土品がある。

基壇外装の地覆石や羽目石、延石などは抜き取られていたが、凝灰岩の破片を含んだ溝が四方にめぐることから、1 辺約 20m の正方形の基壇に復元することができる。これは、諸国の国分寺の規模をしのぎ、七重塔を有した大安寺（奈良県奈良市）の塔基壇に匹敵するものであることから、塔の上部構造は七重塔であった可能性も考えられる。

さらに、おそらく塔倒壊時に周囲に転落したと考えられる大量の瓦は、奈良時代後半に限定できる軒瓦が占める割合が高く、由義寺の性格を考える上で重要である。瓦につ

いては、平城宮や西大寺をはじめとして、摂津金寺山廃寺や四天王寺、安芸国分寺、下野薬師寺など各地の同范、同系統の瓦が見つかっており、官営寺院としての由義寺を考える重要な資料となっている（図2-13～15）。

また、瓦とともに、塔頂部の相輪の一部である伏鉢もしくは請花の可能性が検討されている復元径約90cmの銅製品（鍍金されていた可能性が高い・図2-18）が出土しており、遺構の性格を考える上で重要である。



図2-8 塔基壇の検出状況（上が北・白線が塔基壇の復元位置）



図2-9 左：基壇周囲の大量の瓦を含む整地層・右：凝灰岩の破片を含む溝



図2-10 基壇の検出状況（左：北端・右：東端）

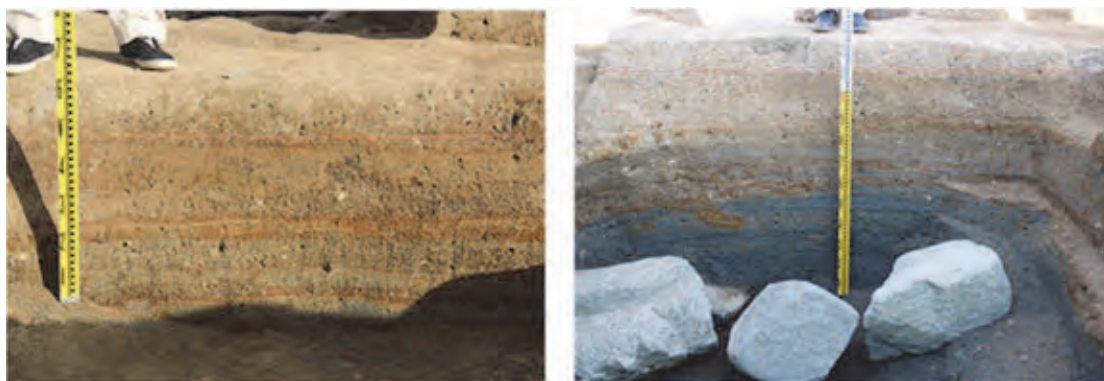


図 2-11 基壇の版築（同一壁面：右は下層確認後）

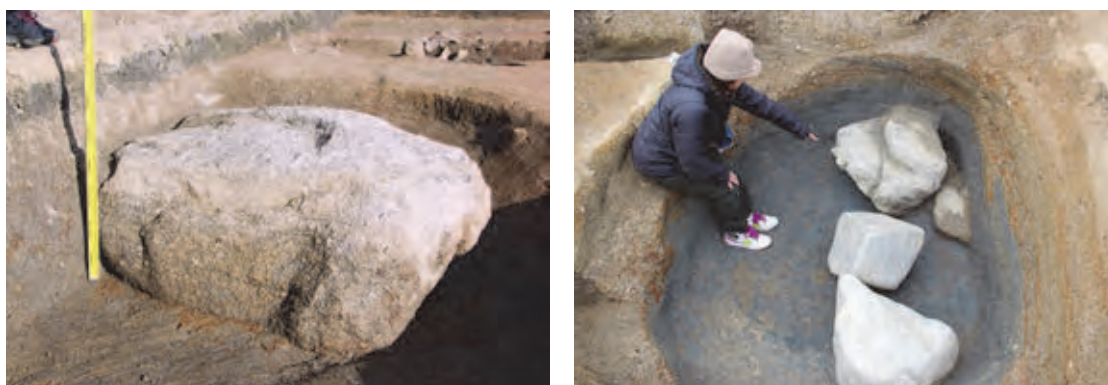


図 2-12 基壇内の土坑から出土した礎石と考えられる石材



細弁十二弁軒丸瓦（西大寺系）



複弁八弁蓮華文軒丸瓦（興福寺式）



均整唐草文軒平瓦（東大寺系）



均整唐草文軒平瓦（興福寺式）

図 2-13 史跡由義寺跡の出土瓦（その1）



複弁八弁蓮華文軒丸瓦（河内国分寺と同範）



均整唐草文軒平瓦（四天王寺と同範）



重郭文軒平瓦（難波宮式）

図 2-14 史跡由義寺跡の出土瓦（その2）



図 2-15 出土した瓦



図 2-16 錢貨



図 2-17 佐波理銃



図 2-18 伏鉢もしくは請花と考えられた銅製品（発掘調査報告書より）

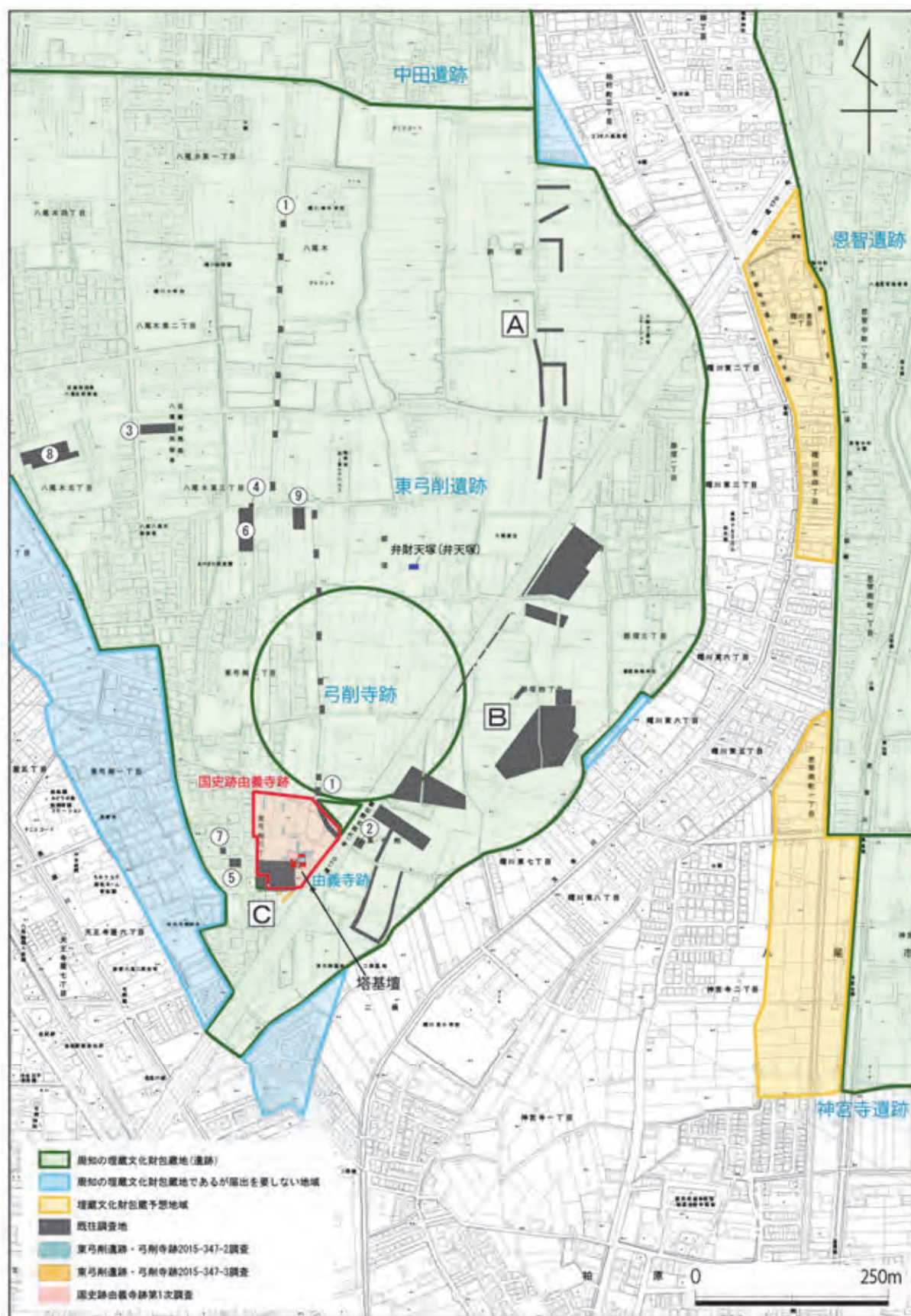


図 2-19 既往の発掘調査位置図

表 2-2 周辺での既往調査

| 既往調査一覧（奈良時代関連） |                                                                                                                                              |                                    |                                                                                  |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 番号             | 調査名                                                                                                                                          | 調査年                                | 主な遺構・遺物                                                                          |
| ①              | 府水道部送水管布設工事                                                                                                                                  | 昭和 50、51 年<br>(1975、1976)          | 弥生～鎌倉時代の遺構、遺物、 <u>奈良～鎌倉末期の瓦、凝灰岩を含む整地層</u>                                        |
| ②              | 東弓削遺跡第 2 次調査 (1986-280)                                                                                                                      | 昭和 61 年<br>(1986)                  | 水田遺構、整地層、 <u>奈良～鎌倉時代末期の瓦</u>                                                     |
| ③              | 東弓削遺跡第 3 次調査 (HY87-3)                                                                                                                        | 昭和 63 年<br>(1988)                  | 弥生～近世期の遺物                                                                        |
| ④              | 東弓削遺跡 (93-298)                                                                                                                               | 平成 6 年<br>(1994)                   | 弥生中期後半～鎌倉時代後半の遺物、 <u>奈良末～平安時代初頭の瓦</u>                                            |
| ⑤              | 東弓削遺跡 (98-572)                                                                                                                               | 平成 11 年<br>(1999)                  | 平瓦、丸瓦を多量に含む中世期の落ち込み                                                              |
| ⑥              | 東弓削遺跡 (2003-150)                                                                                                                             | 平成 15 年<br>(2003)                  | 弥生中期後半、古墳後期、 <u>飛鳥、奈良、平安、中世期の遺物</u>                                              |
| ⑦              | 東弓削遺跡 (2006-17)                                                                                                                              | 平成 18 年<br>(2006)                  | 瓦、瓦器を含む河川堆積層                                                                     |
| ⑧              | 東弓削遺跡 (2008-461)                                                                                                                             | 平成 21 年<br>(2009)                  | <u>奈良時代後期の土器棺墓</u>                                                               |
| ⑨              | 東弓削遺跡 (2012-213)                                                                                                                             | 平成 24 年<br>(2012)                  | <u>奈良時代末～平安時代初頭の作土層</u> 、中世期の河川堆積                                                |
| A              | 区画整理事業に伴う発掘調査<br>東弓削遺跡第 24～28 次調査<br>(HY2015-24、2016-26、<br>2016-27、2017-28)<br>弓削寺跡第 3～7 次調査<br>(YGT2015-3、2015-4、2016-5、<br>2016-6、2017-7) | 平成 27～30 年<br>(2015～2018)          | 弥生時代：溝、土器埋納遺構<br>古墳時代：土坑、溝、自然流路、家形埴輪<br><u>奈良時代：柱穴群</u> 、中世～近世：耕作跡               |
| B              |                                                                                                                                              |                                    | 古墳時代：溝、形象埴輪<br><u>奈良時代：溝、井戸</u><br>中世：柱穴、曲物・石組み・桶枠等の井戸、土師器<br>皿埋納土坑<br>中世～近世：耕作跡 |
| C              | 東弓削遺跡第 27 次調査<br>(HY2016-27)<br>東弓削遺跡・弓削寺跡 (2015-347) の調査                                                                                    | 平成 28 年～<br>平成 29 年<br>(2016～2017) | <u>中世期の整地層及び瓦積み井戸等から奈良時代後半の瓦が出土</u><br><u>(由義寺跡塔基壇発見の端緒となる調査)</u>                |
|                | 国史跡由義寺跡第 1 次発掘調査                                                                                                                             | 平成 30 年<br>(2018)                  | <u>塔基壇の確認調査：奈良時代後半の瓦、金属製品等</u>                                                   |

※黒下線：奈良時代の遺構、遺物に関する内容

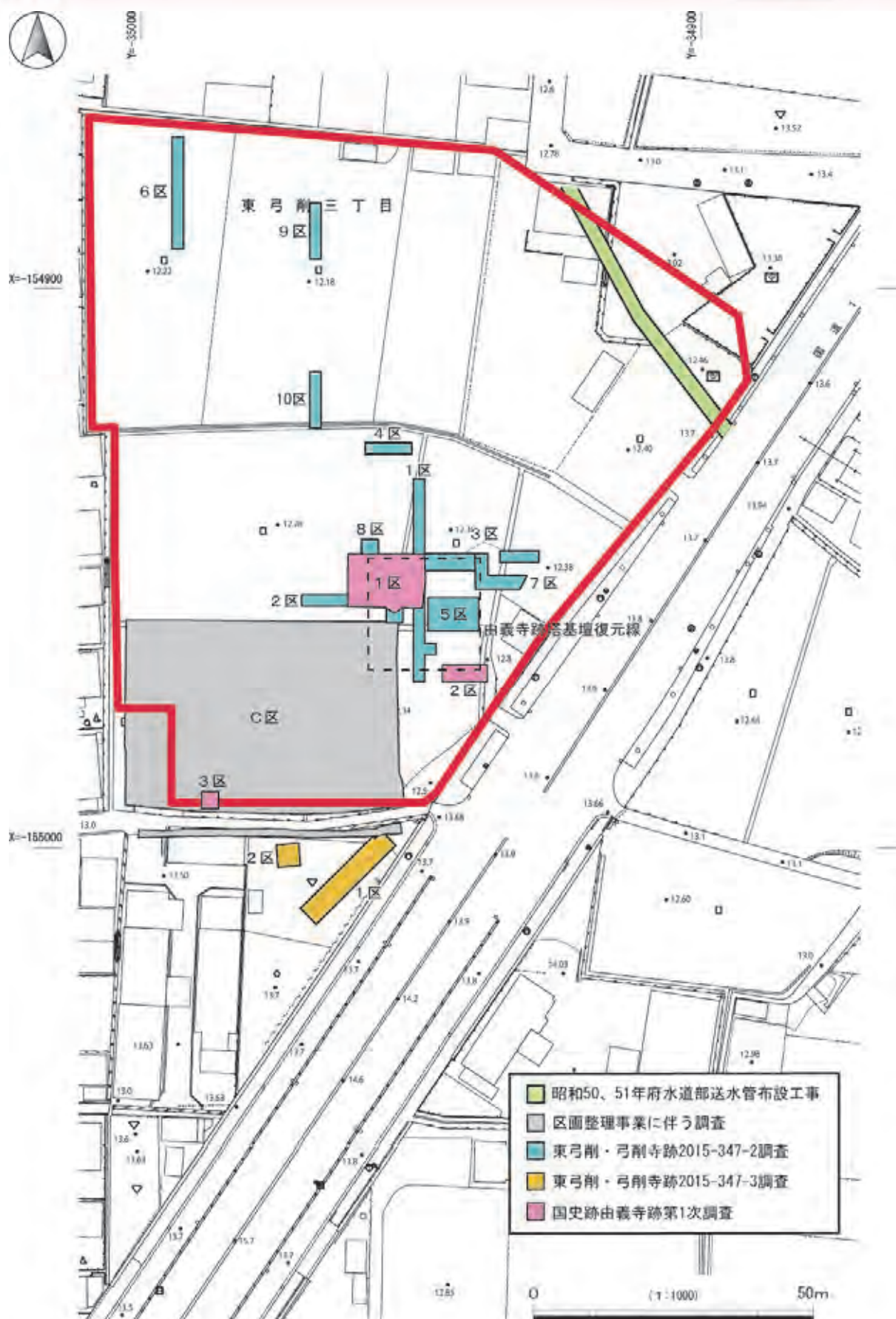


図 2-20 史跡指定地（赤線の範囲）及び周辺における既往調査位置図

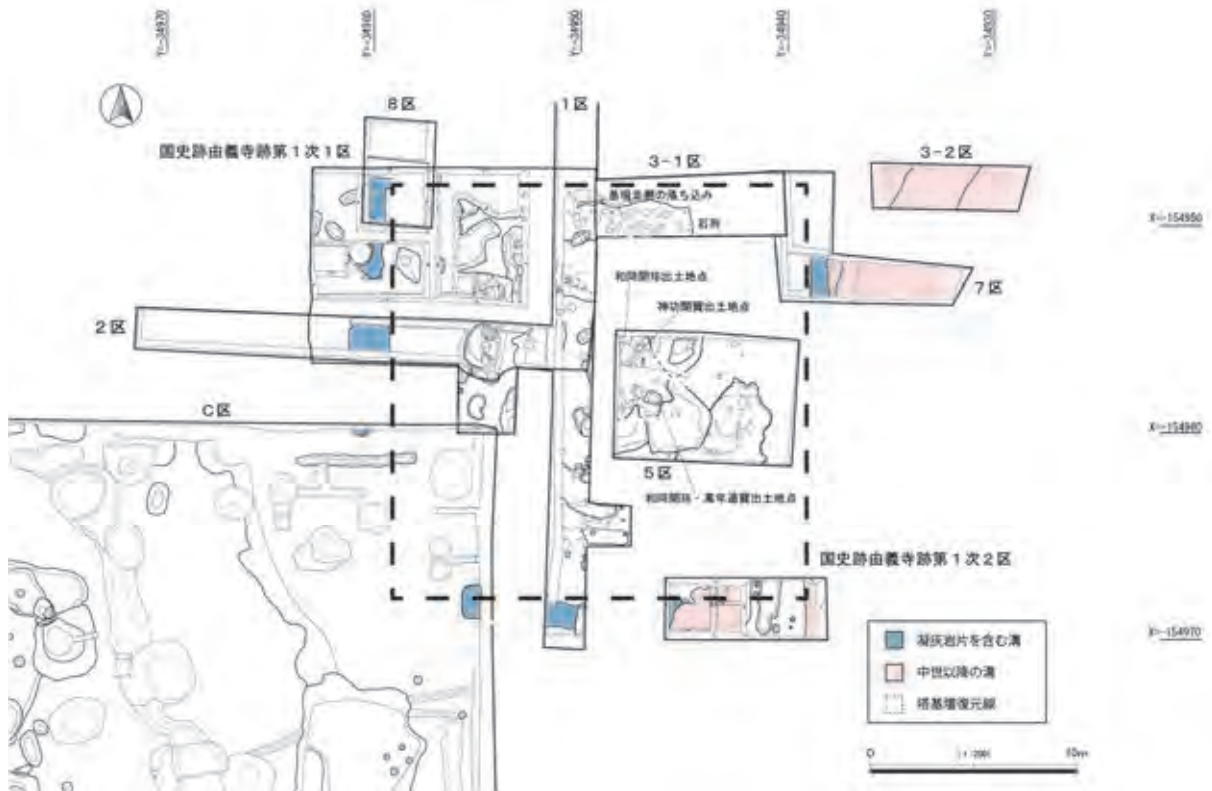


図 2-21 塔基壇検出遺構平面図（破線は塔基壇の復元ライン）

## 第3節 史跡由義寺跡を取り巻く環境

### (1) 歴史的環境

由義寺が建立された歴史的な経緯について理解するため、史跡由義寺跡が所在する周辺の歴史も含めて時代ごとに概観する。

#### ① 旧石器・縄文時代

八尾市域で最も古い人々の足跡は、今から2万年前、旧石器時代後期にさかのぼる。史跡由義寺跡の南西に位置する羽曳野丘陵の先端付近にあたる八尾南遺跡で国府型ナイフ形石器をはじめとした石器の製作跡が確認されている。

縄文時代になると、海水が河内平野の奥深く（現在の八尾市及び東大阪市付近）まで入り込んで、河内湾を形成しており、由義寺周辺では縄文時代の遺跡は確認されていない。由義寺東方の山麓部の恩智遺跡などでは縄文時代の集落が確認されている。

#### ② 弥生時代

弥生時代になると、河内湾が河内潟となり、後期には淡水化が進み、河内湖となる。稲作の開始とともに河内湖に注ぐ旧大和川流域の肥沃な土地に多くの集落が営まれ、亀井遺跡に代表される大規模な環濠集落がつくられる。史跡由義寺跡周辺においても田井中遺跡、弓削遺跡などで環濠集落がつくられ、山麓部では恩智遺跡などで大規模な集落が発展する。

#### ③ 古墳時代

3世紀前半、平野部の久宝寺遺跡や東郷遺跡、中田遺跡など多くの大規模な集落が営まれ、吉備や山陰をはじめとする他地域との活発な交流が行われた。

4世紀代には、平野部で、美園古墳や萱振1号墳、中田古墳など精巧な船形埴輪や家形埴輪などの形象埴輪を持つ古墳が見られる。史跡由義寺跡周辺で古墳は確認されていないものの、盾形埴輪等の形象埴輪が見つかったことから、形象埴輪を有する古墳が周辺にあったと考えられる。

百舌鳥古墳群に代表される巨大な前方後円墳が造られるなか、山麓部北方の楽音寺・大竹古墳群で5世紀前半に中河内最大の全長約160mの心合寺山古墳（国史跡）が造られる。心合寺山古墳は、楽音寺・大竹古墳群にある前代の前方後円墳と隔絶した規模



図2-22 心合寺山古墳と高安山麓（北西から）

である。これらの前方後円墳は、中河内の山麓部から平野部を治めるような権力を有した歴代首長の墓であったと考えられる。

6世紀前半になると、山麓部の南方に全長 60m前後の前方後円墳である郡川東塚古墳と郡川西塚古墳が築造される。両古墳は、高安千塚古墳群（国史跡）の造墓契機となった古墳で、朝鮮半島から導入された横穴式石室を埋葬主体とする。これら古墳の築造を契機として、高安千塚古墳群の造墓が開始され、6世紀後半に築造が最盛期をむかえ、古墳数が増大する。

6世紀末を過ぎ7世紀に入ると、高安千塚古墳群における古墳の数や規模が縮小される。古墳群の盛衰は、中河内を拠点とする有力氏族の物部氏の動向と連動したものと考えられる。

#### ④飛鳥時代

中河内には、智識寺（柏原市）をはじめとする河内六寺（智識寺、山下寺、大里寺、三宅寺、家原寺、鳥坂寺）などの古代寺院が生駒山系の山麓部に造られた。河内六寺に続くように、市域では心合寺（秦興寺）や高麗寺、教興寺をはじめとする寺院が建立された。

平野部においては、7世紀前半、中河内最古の渋川廃寺が建立されている。物部氏と蘇我氏との争いを経て、物部氏の衰退後に上宮王家もしくは蘇我氏が建立したと考えられている。由義寺の前身寺院である弓削寺も、弓削氏の氏寺として飛鳥時代に建立されたと考えられる。

645年の大化の改新ののち、班田収授法が定められていった。池島・福万寺遺跡では飛鳥時代から奈良時代にかけての条里制の地割を示す水田跡が確認されている。

天智6年（667）に高安城が高安山頂付近に築造された。高安城は、唐・新羅連合軍に大敗した白村江の戦い後の緊迫した対外状況の中、大和を防衛する最終の砦として築かれた。その後、高安城は、持統8年（694）の藤原京への遷都後も修理、使用されていたが、大宝元年（701）に廃城となったとされる。

しかし、和銅5年（712）に元明天皇の行幸があり、奈良時代初めまで機能していたようである。城の位置は明らかでなかったが、昭和53年（1978）に「高安城を探る会」が高安山山頂付近で奈良時代初めの倉庫跡の礎石を確認し、その一端を知る貴重な発見になった。

#### ⑤奈良時代

和銅3年（710）、藤原京から平城京に遷都され、律令国家としての体裁が整っていく。現在の八尾市は、河内国に属しており、その範囲は高安郡、若江郡、渋川郡、志紀郡、丹比郡、大県郡にまたがる。そして、平城京と難波宮、難波津を結ぶ要衝の地として発展した。発掘調査では、成法寺遺跡や小阪合遺跡で奈良時代の建物や道路跡の他、河

川や井戸から祭祀に使われた人面墨書土器<sup>じんめんぼくしよ</sup>や銭貨などが出土している。

そして『続日本紀』によると、天平神護元年（765）に称徳天皇が弓削氏出身の道鏡の故郷である弓削の地に行幸し、弓削寺に礼仏している。以降、称徳天皇の行幸は合計3度に及ぶ。そして、神護景雲3年（769）には、河内職を置き、由義宮を平城京の西方に位置する西京として拡張、整備が進められた。しかし、天皇の死によりわずか1年足らずで造営は中止となった。これら『続日本紀』に記載があった由義寺、由義宮や西京の実態は不明だったが、発掘調査によって西大寺系や興福寺式の瓦や凝灰岩の切石片とともに大規模な塔基壇跡が発見された。官営寺院として建立された由義寺、そして由義宮さらに西京の実態を知る貴重な手がかりをようやく得ることができた。（表2-1の「由義寺関連年表」参照）

## ⑥平安時代

称徳天皇の死後、河内職が廃止され、平城京から長岡京、そして平安京に遷都される。

平安時代後期には、貴族や大寺院が経営した荘園が各地に設置されるようになった。藤原摂関家の荘園の1つであった玉櫛<sup>たまぐし</sup>荘<sup>のしょう</sup>に関わる水田跡がみつかった池島・福万寺遺跡や、山麓部の神立に宇治平等院の瓦を焼いた向山瓦窯<sup>むかいやまがよう</sup>がある。近年の平等院の瓦葺き替えに伴う調査で1,500枚を超える平安時代の瓦が現代まで使用されており、そのうち1,273枚が河内系の瓦であった。摂関家の寺院経営において玉櫛荘の果たした役割が大きかった。

## ⑦鎌倉時代～室町時代

平安時代に引き続き、貴族や大寺院の荘園が多く営まれた。そして、新たに台頭した武士が開発した領地を寄進し、荘園を管理、実権をもつようになった。武士化した地域の有力層の屋敷跡と推定される遺構が池島・福万寺遺跡で確認されている。

山麓部の式内社である玉祖神社<sup>ぶんじ</sup>には、文治元年（1185）に、北条時政が神宮寺である菌光寺<sup>おんこう</sup>に与えた国内最古の木造制札<sup>もくぞうせいさつ</sup>（禁制）が残されている。

中世における寺院の様相は明らかでないが、山麓部で飛鳥時代の創建とされる教興寺は衰退していたが、鎌倉時代に入り律宗の僧で西大寺中興の祖である叡尊<sup>えいそん</sup>により復興が進められた。その後、室町時代から戦国時代にかけては、中河内も戦乱に巻き込まれ、教興寺付近も戦場となった。

## ⑧戦国時代～安土・桃山時代

平野部で浄土真宗（開祖・親鸞）の中興の祖である蓮如<sup>れんにょ</sup>の布教をきっかけに建立された西証寺<sup>さいしやう</sup>（のちの顕証寺<sup>けんしやう</sup>）を中心とした久宝寺寺内町、さらに萱振寺内町が造られる。その後、本願寺の東西分派の影響を受けて、八尾寺内町が成立、発展した。寺内町は、城ではないものの、堀と土居で囲まれた都市であった。また、戦国期の城は、高安山山

頂に松永久秀が居城とした信貴山城の出城があったほか、平野部に八尾城があり、当該期の遺構や遺物が確認されつつある。

そして、豊臣家と徳川家の最後の戦いとなった慶長20年(1615)の大坂夏の陣では、山麓部に徳川勢が陣を敷き、萱振や久宝寺などが戦場になった。

### ⑨江戸時代

河内平野は、河川が運ぶ肥沃な土壌で耕作に適していたが、洪水による被害も多発していた。そのため、宝永元年(1704)に中甚兵衛なかにじんべゑらの訴えにより大和川の付け替えが行われ、その後、旧大和川の川筋の地で新田開発が進められた。新田では砂地に適した綿木が栽培され、河内を代表する産地となった。新田を管理するため多くの会所が設けられたが、長瀬川の旧川筋を開発した安中新田の会所を継承する建物が今なお残っている。

『河内名所図会』(享和元年：1801)では、「若江郡」の章に由義宮ゆかりの地として都塚村に「都塚」、「祇園塚」、「弁財天塚」などの塚があったとしている。さらに「由義宮」、「弓削寺址」、「弓削行宮」の項目も掲載されており、由義宮に対して江戸時代の人々も関心を持っていたことがわかる。

### ⑩近代～現代

明治維新後の廃藩置県を経て、明治22年(1889)の市町村制施行後、史跡由義寺跡のある若江郡の東弓削村、都塚村など六村が合併して曙川村になった。

戦後、昭和23年(1948)の八尾市発足後、昭和30年(1955)に曙川村が八尾市に編入、その後昭和39年(1964)に若林、松原市の一部が編入され、現在の八尾市が誕生した。八尾市の人口は約26万6千人(令和2年3月末現在)で、史跡由義寺跡が位置する曙川地区(曙川小学校、刑部小学校、曙川東小学校区)は約2万5千人が居住している。

史跡由義寺跡がある外環状線周辺は市街化調整区域であることから、水田、畑地の景観が広がっていたが、区画整理事業により新たな市街地としての整備が進み、店舗や住宅が立ち並ぶ景観に変わりつつある。

表 2-3 八尾の歴史年表

| 時代    | 世紀等           | 八尾のおもなできごと                                                                                                   | 日本のおもなできごと                                                                                                 |
|-------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 旧石器時代 | 約2万年前         | ・八尾南遺跡などで国府型ナイフ形石器等の石器が使われる                                                                                  | ・ナウマンゾウやオオツノシカ等の狩猟生活が営まれる                                                                                  |
| 縄文時代  | 約1万2千年前       | ・河内湾を望む恩智遺跡、久宝寺遺跡、田井中遺跡、池島・福万寺遺跡などで集落が営まれる                                                                   | ・縄文土器が使われる                                                                                                 |
| 弥生時代  | 紀元前4世紀<br>2世紀 | ・河内湖を望む山賀、久宝寺、亀井、田井中、池島・福万寺、恩智遺跡などで集落や水田が営まれる                                                                | ・コメ作りがはじまり、ムラができる<br>・弥生土器が使われる<br>・銅鐸のまつりが行われる                                                            |
|       | 紀元後2世紀<br>3世紀 | ・恩智遺跡（府史跡）で垣内山銅鐸・都塚山銅鐸（府指定）、跡部遺跡で跡部銅鐸（市指定）が埋納される<br>・大竹西遺跡の鋳造鉄剣（市指定）が埋納される<br>・中田遺跡、東郷遺跡、久宝寺遺跡などで大規模な集落が営まれる | ・57年 倭の奴の国王が漢に遣使する<br>・147～189年頃 倭国大乱が起こる<br>・239年 邪馬台国の卑弥呼が魏に遣使する<br>・248年頃 卑弥呼が死去する<br>・大和で前方後円墳の築造がはじまる |
| 古墳時代  | 4世紀           | ・向山古墳、西ノ山古墳、花岡山古墳（前方後円墳）が築造される<br>・美園遺跡、萱振遺跡、東郷遺跡、中田遺跡などで埴輪をもつ小規模な古墳が築造される                                   | ・391年 百済・新羅と戦う（好太王碑）                                                                                       |
|       | 5世紀           | ・心合寺山古墳（前方後円墳・国史跡）が築造される                                                                                     | ・421年～ 倭王が宋に遣使する<br>・百舌鳥古墳群、古市古墳群で巨大な前方後円墳が築造される<br>・朝鮮半島から横穴式石室などの葬制や須恵器等の技術が伝来する                         |
|       | 6世紀           | ・郡川西塚古墳、郡川東塚古墳（前方後円墳）が築造される<br>・高安千塚古墳群（国史跡）の造墓が開始される<br>・愛宕塚古墳（府内最大級の横穴式石室・府史跡）が築造される                       | ・507年 継体天皇が即位する<br>・527年 筑紫君磐井の乱が起こる<br>・538年 百済より仏教が伝来する                                                  |
| 飛鳥時代  |               | ・高安千塚古墳群の造墓が終わる                                                                                              | ・587年 蘇我馬子、厩戸皇子らと物部守屋を滅ぼす<br>・592年 初の女性天皇・推古天皇が即位<br>・600年 遣隋使が開始される                                       |

| 時代   | 世紀等  | 八尾のおもなできごと                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 日本のおもなできごと                                                                                                                                                                                                                                       |
|------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 奈良時代 | 7世紀  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中河内最古の寺院の渋川廃寺が建立される</li> <li>・高安山古墳群が築造される</li> <li>・667年 高安城が築かれる</li> <li>・心合寺や高麗寺など山麓に寺院が建立される</li> <li>・池島・福万寺遺跡で条里制の水田がつくられる</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・607年 法隆寺が建立される</li> <li>・630年 遣唐使が開始される</li> <li>・645年 大化の改新が始まる</li> <li>・663年 白村江の戦いが起こる</li> <li>・672年 壬申の乱が起こる</li> <li>・694年 藤原京に遷都</li> </ul>                                                      |
|      | 8世紀  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・701年 高安城廃城</li> <li>・712年 元明天皇が高安城に行幸する</li> <li>・742年 弓削寺の僧が得度者を推挙する（弓削寺の初見）</li> <li>・764年 道鏡が大臣禅師になる</li> <li>・765年 称徳天皇が弓削行宮に行幸する（第1回行幸）<br/>弓削寺に礼仏する/道鏡が太政大臣禅師になる。</li> <li>・766年 道鏡が法王になる</li> <li>・769年 称徳天皇が由義宮に行幸する（第2回行幸）<br/>由義宮を西京にする。河内職を置く</li> <li>・770年 称徳天皇が由義宮に行幸する（第3回行幸）<br/>由義寺の塔が建立される（由義寺跡・国史跡）<br/>※くわしくは「表2-1 由義寺関連年表」を参照</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・701年 大宝律令が出される</li> <li>・710年 平城京に遷都</li> <li>・743年 墾田永年私財法が出される</li> <li>・752年 東大寺大仏開眼供養が行われる</li> <li>・764年 藤原仲麻呂の乱が起こる<br/>称徳天皇が重祚する</li> <li>・769年 宇佐八幡宮神託事件が起こる</li> <li>・770年 称徳天皇が崩御する</li> </ul> |
|      | 9世紀  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・784年 長岡京に遷都</li> <li>・794年 平安京に遷都</li> </ul>                                                                                                                                                             |
| 平安時代 | 10世紀 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・894年 遣唐使が停止される</li> <li>・902年 延喜の荘園整理令が出される</li> </ul>                                                                                                                                                   |
|      | 11世紀 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1016年 藤原道長が摂政になる</li> <li>・1053年 藤原頼通が平等院鳳凰堂を造営する</li> </ul>                                                                                                                                             |
|      | 12世紀 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・向山瓦窯で平等院鳳凰堂の瓦がつくられる</li> <li>・池島・福万寺遺跡で藤原氏の荘園、玉櫛荘関係の水田が経営される</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1101年 平等院鳳凰堂が瓦に葺き替えられる</li> <li>・1167年 平清盛が太政大臣になる</li> </ul>                                                                                                                                            |
| 鎌倉時代 |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1185年 北条時政が菌光寺に制札を発給する</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1185年 治承・寿永の乱が起こる</li> <li>・1192年 源頼朝が征夷大将軍になる</li> </ul>                                                                                                                                                |
|      | 13世紀 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1281年 叡尊が教興寺で蒙古降伏の祈禱を行う</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1274年 元寇・文永の役が起こる</li> <li>・1281年 元寇・弘安の役が起こる</li> </ul>                                                                                                                                                 |

| 時代      | 世紀等  | 八尾のおもなできごと                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 日本のおもなできごと                                                                                                                                                                         |
|---------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 室町・戦国時代 | 14世紀 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1389年 足利義満が常光寺に木材を寄進する</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1333年 鎌倉幕府が滅びる</li> <li>・1334年 建武の新政が行われる</li> <li>・1338年 足利尊氏が室町幕府を開く</li> <li>・1392年 南北朝が合一される</li> </ul>                                |
|         | 15世紀 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1460年 畠山義就と畠山政長の争い（松の馬場）が起こる</li> <li>・1470年 蓮如が久宝寺で布教する</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1467年 応仁の乱が起こる</li> </ul>                                                                                                                  |
|         | 16世紀 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1510年 河内地震が起こる</li> <li>・1545年 顕証寺本堂が完成する</li> <li>・1575年 織田信長と本願寺との石山合戦で萱振と久宝寺の寺内町が焼き討ちされる</li> <li>・1581年 八尾城にキリスト教仮聖堂が建立される</li> <li>・1582年 西郷墓地にキリシタン墓碑が建てられる</li> <li>・1583年 大坂城築城の際に千塚之石が利用される</li> </ul>                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1549年 キリスト教が伝来する</li> <li>・1573年 織田信長が室町幕府を滅ぼす</li> <li>・1583年 豊臣秀吉が大坂城を築城する</li> <li>・1587年 伴天連追放令が出される</li> <li>・1600年 関ヶ原の戦い</li> </ul> |
|         | 17世紀 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1608年 森本七郎兵衛らが慈願寺とともに久宝寺を出て、八尾寺内町をつくる。大信寺が建立される</li> <li>・1615年 大坂夏の陣で八尾・若江の戦いが行われる</li> <li>・1660年 大信寺が現在の地に移転する</li> <li>・1679年 『河内鑑名所記』に高安千塚古墳群が紹介される</li> </ul>                                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1602年 本願寺（東西）が分立する</li> <li>・1603年 徳川家康が江戸幕府を開く</li> <li>・1614年 大坂冬の陣が起こる</li> <li>・1615年 大坂夏の陣が起こる</li> </ul>                             |
| 安土・桃山時代 | 18世紀 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1704年 大和川が付け替えられる（旧川筋で新田開発が始まる）</li> <li>・1707年 宝永の大地震が起こる</li> <li>・1708年 安中新田で検地が行われる</li> <li>・1711年 慈願寺本堂が修復される</li> <li>・1716年 顕証寺本堂が再建される</li> <li>・1727年 伊藤東涯が環山楼で講義する</li> <li>・1767年 大信寺本堂が再建される</li> <li>・1783年 常光寺本堂が再建される</li> <li>・1788年 大信寺本堂が京都へ移築される</li> <li>・1799年 大信寺本堂が京都から還付される</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1716年 享保の改革が行われる</li> <li>・1787年 寛政の改革が行われる</li> </ul>                                                                                     |
| 江戸時代    |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                    |

| 時代                           | 世紀等  | 八尾のおもなできごと                                                                                                                                                                       | 日本のおもなできごと                                                                                                                                                                   |
|------------------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 明治時代<br>大正時代<br>昭和時代<br>平成時代 | 19世紀 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1801年 『河内名所図会』に市域の名所が紹介される</li> <li>・1814年 慈願寺本堂が焼失する</li> <li>・1822年 慈願寺本堂が再建される</li> </ul>                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1841年 天保の改革が行われる</li> <li>・1853年 ペリーが浦賀に来港する</li> <li>・1867年 大政奉還される</li> </ul>                                                      |
|                              | 20世紀 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1869年 河内県庁が大信寺に置かれる</li> </ul>                                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1868年 明治維新になる</li> <li>・1871年 廃藩置県が行われる</li> <li>・1889年 大日本帝国憲法が公布される<br/>市町村制が施行される</li> <li>・1894年 日清戦争が起こる</li> </ul>             |
|                              |      |                                                                                                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1904年 日露戦争が起こる</li> <li>・1914年 第一次世界大戦が起こる</li> <li>・1919年 史蹟名勝天然記念物保存法が施行される</li> <li>・1923年 関東大震災が起こる</li> </ul>                   |
|                              |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1948年 八尾市が発足する</li> <li>・1966年 心合寺山古墳が国史跡に指定される</li> </ul>                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1939年 第二次世界大戦が起こる</li> <li>・1941年 太平洋戦争が起こる</li> <li>・1945年 終戦する</li> <li>・1946年 日本国憲法が公布される</li> <li>・1950年 文化財保護法が施行される</li> </ul> |
|                              | 21世紀 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2005年 心合寺山古墳の史跡整備が完成する</li> <li>・2009年 安中新田会所跡旧植田家住宅の整備が完成する</li> <li>・2015年 高安千塚古墳群が国史跡に指定される</li> <li>・2018年 由義寺跡が国史跡に指定される</li> </ul> |                                                                                                                                                                              |

## (2) 地理的環境

史跡由義寺跡がある八尾市は大阪府の中央部に位置し、生駒山地を境に奈良県と接している（図 2-23）。東側は市域の約 1 割強を占める、高安山を中心に高安山麓と呼称される生駒山地の山並みが続く（図 2-25）。西側の河内平野に市街地が広がる。

史跡由義寺跡は高安山麓にほど近い平野部に位置し、八尾市東弓削 3 丁目に所在する（図 2-24）。



図 2-23 史跡由義寺跡の位置（広域）（出典：国土地理院標準地図）



図 2-24 史跡由義寺跡の位置（八尾市）（出典：国土地理院標準地図）



図 2-25 史跡由義寺跡から望む生駒山地の山並み

奈良盆地から河内平野に流れる大和川は、八尾市の二俣で分岐し、東の玉串川、西の長瀬川に分かれる。それぞれの河川は、江戸時代の大和川付替えによって現在は川幅が狭まっているが、奈良時代は 100m を超える大河川であった。その川筋は、現在も航空写真や地形図等から読み取ることができる（図 2-26・27）。

史跡由義寺跡は、この玉串川と長瀬川の間の中積地にあり、河川が分流する分岐点（二俣）のほぼ真北に位置する。由義寺が造営された当時、大河川に挟まれた立地環境であった。また、陸路として、難波宮と平城京を結んだ渋川道が長瀬川沿いに通じていたと考えられ、大和と難波を行き来する物資や人の運搬に適した利便性の高い土地であった。難波宮から大和へ船で向かう人々に、巨大な由義寺の塔、さらに由義宮の存在を強く印象付ける場所に造営されていた。

史跡指定地からは、生駒山地の山並みを仰ぎ見ることができ、東方に見える高安山麓には、南北に通じるのちの東高野街道に沿って、教興寺や高麗寺、さらに智識寺をはじめとする河内六寺などの古代寺院が建立されている。その他、史跡心合寺山古墳や史跡高安千塚古墳群などの歴史資産も数多くある。





図 2-28 昭和 30 年代の史跡由義寺跡周辺（『目で見える八尾・柏原の 100 年』より・北西から撮影）

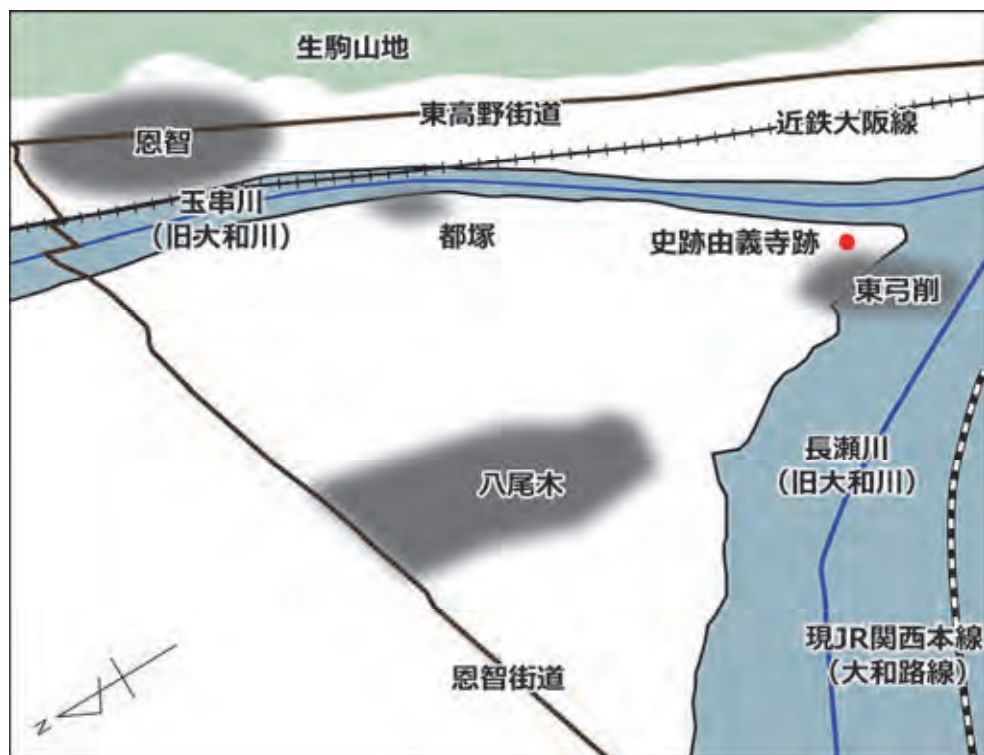


図 2-29 昭和 30 年代の史跡由義寺跡周辺写真説明図

### (3)社会的環境

#### ①交通・アクセス

史跡由義寺跡は、大阪と奈良の交通上の中間地点にあたり、鉄道や道路網が発達した地域に立地している（図 2-30）。

史跡由義寺跡は、JR 関西本線（大和路線）志紀駅から東へ約 400m、近鉄大阪線恩智駅から南西へ約 1 km の位置にある。JR 志紀駅には、JR 難波駅から約 25 分、天王寺駅から約 15 分で行くことができる。また、平成 31 年（2019）3 月におおさか東線が全線開通したことにより、新大阪駅からの利便性も高まっている。近鉄恩智駅には、大阪難波駅から約 30 分で行くことができ、史跡由義寺跡周辺の鉄道網は大阪の都心部との距離が近い立地にある。

道路については、史跡由義寺跡は国道 170 号（大阪外環状線）と隣接しており、沿道地域にある大阪府の北摂地域や泉州地域を接続する各道路からも接続しやすい。

史跡由義寺跡の最寄り駅になる JR 志紀駅からは、住宅地内もしくは国道沿いを歩いて約 7 分程度の距離にある（図 2-31）。



図 2-30 史跡由義寺跡周辺の交通環境



図 2-31 JR 志紀駅から史跡由義寺跡への経路

|      |
|------|
| 第1章  |
| 第2章  |
| 第3章  |
| 第4章  |
| 第5章  |
| 第6章  |
| 第7章  |
| 第8章  |
| 第9章  |
| 第10章 |
| 第11章 |
| 第12章 |

②校区

八尾市には 27 の市立小学校と 14 の市立中学校及び義務教育学校が 1 校あり、史跡由義寺跡のある東弓削 3 丁目は曙川東小学校及び曙川南中学校の校区になる。曙川南中学校区は、玉串川と長瀬川に挟まれた住宅地及び農地を含む通学区域で、人口は令和 2 年（2020）3 月末時点で 25,582 人である。



図 2-32 曙川南中学校区

表 2-4 史跡由義寺跡周辺の校區別人口

| 校区名         | 人口       |
|-------------|----------|
| 曙川東小学校区     | 6,521 人  |
| 曙川小学校区      | 7,726 人  |
| 刑部小学校区      | 11,335 人 |
| 曙川南中学校区（合計） | 25,582 人 |

出典：住民基本台帳人口（2020 年 3 月末）

③指定地および周辺地の状況

1)曙川南土地区画整理事業を主とした史跡由義寺跡周辺の土地利用計画等の状況

平成 27 年（2015）7 月 10 日から令和 2 年（2020）3 月 31 日にかけて区画整理事業（曙川南土地区画整理事業）が施行されており、新しいまちづくりが行われている。史跡由義寺跡は土地区画整理事業によって宅地開発が計画されていた区域で、区画整理事業に係る発掘調査で発見されたものである。

この区画整理事業によって史跡由義寺跡の周辺には、新しい住宅街や商業施設、都市公園等が整備され、新たな八尾市のまちとして賑わいが創出されている。

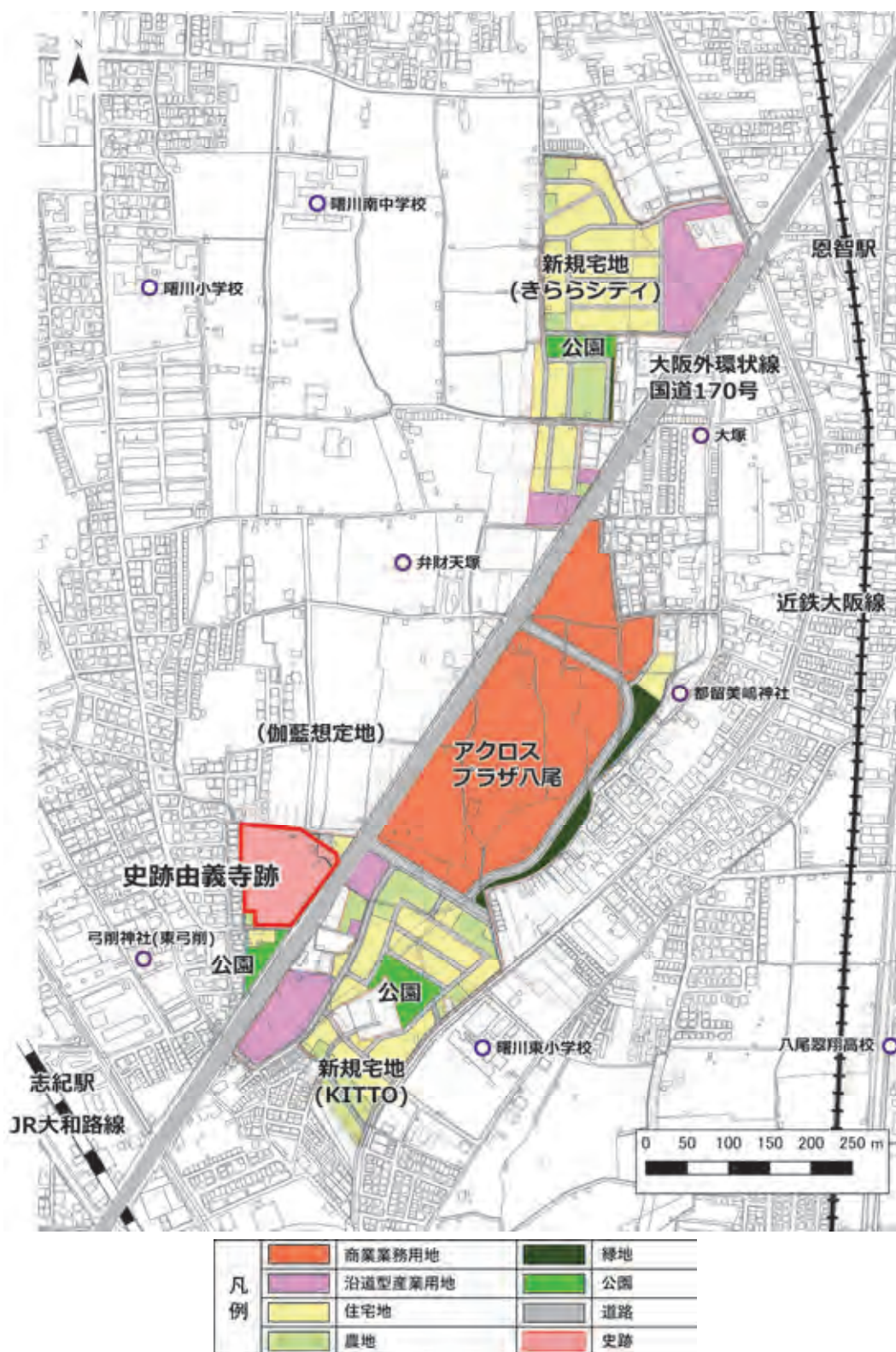


図 2-33 曙川南土地区画整理事業の土地利用計画

## 2) 史跡指定地および隣接地の状況

区画整理事業施行前の史跡指定地はほとんどが田畑だったが、現在は令和元年（2019）に盛土造成工事等が行われた。史跡指定地南側の一部区域において、史跡標識が整備され、令和元年（2019）10月1日に史跡指定地を見学してもらうために供用が開始された。

史跡指定地北側の隣接地は市街化調整区域で、農地が広がっている。西側の隣接地は既存の低層住宅地であり、史跡指定地との間に幹線道路等分断要因がなく、史跡由義寺跡に最も近い住宅街である。南側の隣接地は区画整理事業によって整備された都市公園（東弓削3丁目公園）がある。東側の隣接地は、国道170号（大阪外環状線）及び区画整理事業による新しいまちづくりが進められている区域があり、北東側には、新たに整備された商業施設がある。



図 2-34 史跡指定地および隣接地

### 3)防災(避難場所の状況)

史跡由義寺跡は、寝屋川流域の河川の氾濫及び浸水、内水氾濫において、0.5m 未満の浸水が想定されている区域にあたる。また、南海トラフ巨大地震による推定震度は震度6弱となっている。

史跡由義寺跡周辺にある避難地については、地震などの大きな災害時に大人数収容できる避難場所である広域避難場所として、曙川南中学校周辺、火災発生時や余震等の二次災害に備えて、一時的に自主避難する一時避難場所として、曙川小学校や曙川東小学校の運動場などが指定されている。



図 2-35 史跡由義寺周辺の避難場所

表 2-5 史跡由義寺周辺の避難場所

| 避難場所分類               | 施設名         | 面積(m <sup>2</sup> )<br>※一時避難場所<br>は受入可能面積 | 受入可能人員 |
|----------------------|-------------|-------------------------------------------|--------|
| 広域避難場所               | 曙川南中学校周辺    | 120,000                                   | 60,000 |
| 指定緊急避難場所<br>(一時避難場所) | 曙川南中学校(運動場) | 10,152                                    | 5,076  |
|                      | 曙川小学校(運動場)  | 4,658                                     | 2,329  |
|                      | 曙川東小学校(運動場) | 6,871                                     | 3,435  |
|                      | 曙川公園        | 2,220                                     | 1,110  |
|                      | 天王寺屋公園      | 1,320                                     | 660    |
|                      | 弓削公園        | 1,500                                     | 750    |

出典：八尾市地域防災計画（平成31年3月）

## ④歴史資産

### 1)八尾市の歴史資産

これまで伝えられ、残されてきた先人の文化的活動により生み出された有形・無形の歴史遺産は、地域の活性化や郷土愛の醸成等のために活用することで、本市にとってさまざまな利益をもたらすものであることから、八尾市では「歴史資産」と位置付けている。

歴史資産は、八尾市内にある国、大阪府、八尾市により指定等を受けている文化財をはじめ、未指定のものであっても各地域の成り立ちを考えるうえで価値が高い文化財、あるいは指定文化財との関係の深い文化財、地域の中で継承されてきた歴史や文化も対象とし、それらを取り巻く地域や環境、産業等についても関連付けられるものである。

八尾市は、旧石器時代から現在に至るまで、人々の営みが連綿と続いてきたまちで、

心合寺山古墳、高安千塚古墳群、由義寺跡といった国史跡や、久宝寺、八尾、萱振の3つの寺内町だけでなく、指定、未指定に関わらず多種多様な歴史資産がある。

また、市域の6割超が埋蔵文化財包蔵地となっている。こうした歴史資産について展示公開する4つの文化財施設（社会教育施設）があり、市民や地域の方とともに保存と活用が進められている。特に、高安山麓一帯には、生駒山系の豊かな自然のなかに、古墳群や瓦窯、寺社などの様々な文化財があり、古来より山麓沿いに東高野街道が通じるなど交通の要所である。

これらの八尾市の歴史資産の特徴をまとめると、以下の5つに整理できる。

- (1) 3つの国史跡
- (2) 3つの寺内町
- (3) 山麓の自然に囲まれた豊かな文化財
- (4) 市域の6割超を占める埋蔵文化財包蔵地
- (5) 4つの文化財施設（社会教育施設）



図 2-36 八尾の歴史資産の5つの特徴

なお、八尾市内には、国の指定等文化財（指定6件、登録27件、旧重要美術品2件）、大阪府の指定文化財（21件）、八尾市の指定文化財（66件）がある。（令和3年（2021）3月現在）

表2-6 八尾市指定等文化財の件数（令和3年3月現在）

| 種別                |       | 国指定等<br>文化財 | 府指定<br>文化財 | 市指定<br>文化財 | 合計  |
|-------------------|-------|-------------|------------|------------|-----|
| 有形文化財             | 建造物   | 0           | 1          | 11         | 12  |
|                   | 絵画    | 0           | 1          | 18         | 19  |
|                   | 彫刻    | 1           | 4          | 10         | 15  |
|                   | 工芸品   | 0           | 2          | 3          | 5   |
|                   | 書跡    | 0           | 0          | 1          | 1   |
|                   | 古文書等  | 1           | 0          | 7          | 8   |
|                   | 考古資料  | 0           | 3          | 10         | 13  |
|                   | 歴史資料  | 0           | 1          | 1          | 2   |
| 有形民俗文化財           |       | 1           | 0          | 0          | 1   |
| 無形民俗文化財           |       | 0           | 0          | 1          | 1   |
| 記念物               | 史跡    | 3           | 6          | 4          | 13  |
|                   | 天然記念物 | 0           | 3          | 0          | 3   |
| 国登録有形文化財<br>（建造物） |       | 27          | -          | -          | 27  |
| その他               |       | 旧重要美術品2     | -          | -          | 2   |
| 合計                |       | 35          | 21         | 66         | 122 |

## 2) 曙川南中学校区の歴史資産

史跡由義寺跡のある曙川南中学校区には、由義神社や弓削神社（東弓削）、弁財天塚などの歴史資産が存在している。近辺には、玉串川の桜並木や八尾木のつくりもん等の地域資源もあり、史跡由義寺跡の他にも多くの歴史資産や地域資源がある。

表2-7 曙川南中学校区の歴史資産（一部）

| 指定<br>文化財 | 種別 | 歴史資産名称            | 指定<br>文化財 | 種別 | 歴史資産名称 |
|-----------|----|-------------------|-----------|----|--------|
| 国指定       | 史跡 | 由義寺跡              | 未指定       |    | 大塚     |
| 市指定       | 考古 | 中田古墳出土埴輪【歴史民俗資料館】 |           |    | 弁財天塚   |
| 未指定       |    | 善立寺               |           |    | 高松信重墓  |
|           |    | 由義神社              |           |    | 二俣分水源  |
|           |    | 都留美嶋神社            |           |    | 六力地藏   |
|           |    | 弓削神社（東弓削）         |           |    | 柏村地藏尊  |
|           |    | 柏村稻荷神社            |           |    | 中田遺跡   |



図 2-37 曙川南中学校区の歴史資産（一部）



図 2-38 弓削神社(東弓削) (左)と中田古墳出土埴輪 (右：市指定文化財)

## (4)法規制

### ①文化財保護法

史跡指定地は、文化財保護法第125条に基づき、現状維持を基本とし、史跡の保存に影響を与えるような現状変更等は原則としてできない。また、府指定史跡や市指定史跡においても、それぞれ大阪府文化財保護条例、八尾市文化財保護条例で現状変更等の制限を設けている。

史跡由義寺跡周辺については、旧大和川流域を除く地域が「周知の埋蔵文化財包蔵地」となっており、史跡の未指定地であっても「周知の埋蔵文化財包蔵地」であることから、土木、建築工事の際には、文化財保護法第93条もしくは第94条に基づく届出・通知等が必要である。

### ②その他法令等

#### 1)都市計画法

史跡指定地及び北側を除く隣接地域は、市街化区域の第1種住居地域にあり、建ぺい率60%、容積率200%の制限を受けている。史跡指定地の北側については、市街化調整区域であるため、原則開発は行えない。

ただし、都市計画法第33条の技術基準に適合し、都市計画法第34条各号（表2-8）のいずれかの立地基準に適合している場合は、市街化調整区域内で開発行為が可能となる。史跡指定地に隣接している北側の区域には、都市計画道路である大阪柏原線が計画されている。

表 2-8 都市計画法第34条に定める立地基準

|     |                                                                                       |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 1号  | 日常生活上必要な物品の販売、加工、修理を営むための店舗等施設。                                                       |
| 2号  | 鉱物資源、観光資源及びその他の資源の有効利用上必要な施設。                                                         |
| 3号  | 温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする施設。                                                           |
| 4号  | 農林漁業用施設又は農林水産物の処理、貯蔵、加工施設。                                                            |
| 5号  | 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律による所有権移転等促進計画に従って行なわれる農林業等活性化基盤施設。                |
| 6号  | 中小企業団地等、中小企業共同化、集団化に寄与する工場、店舗等の施設。                                                    |
| 7号  | 市街化調整区域内の既存工場と密接な関連（生活活動上）のある工場等の施設。                                                  |
| 8号  | 火薬類取締法に規定する火薬庫等の施設。                                                                   |
| 9号  | 道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる給油所・ドライブイン等の施設。                                            |
| 10号 | 地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域で行うもので、当該地区計画の内容に適合するもの。                                    |
| 11号 | おおむね50以上の建築物が連たんしている地域のうち、条例で指定する土地の区域内において行う開発行為。※八尾市において、条例で指定する区域なし                |
| 12号 | 条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められた開発行為。※八尾市において、条例で指定する区域なし                                  |
| 13号 | 市街化調整区域が定められた際、自己の居住用又は業務用のための建築物等を建築する目的で所有権等を有していた者が定められた日から6ヶ月以内に届け出て、5年以内に行う開発行為。 |
| 14号 | 開発審査会の議を経たもの。                                                                         |



図 2-39 史跡由義寺跡周辺の都市計画（八尾市都市計画図に一部追記）

## 2)八尾市景観条例・計画

史跡由義寺跡は、景観法および市景観条例に基づく八尾市景観計画における「高安・生駒山並み眺望景観区域」にあり、国道 170 号の道路の端から西側 50m幅より東側の区域にかかる敷地全体は表 2-9・10 に示す規制を受ける。

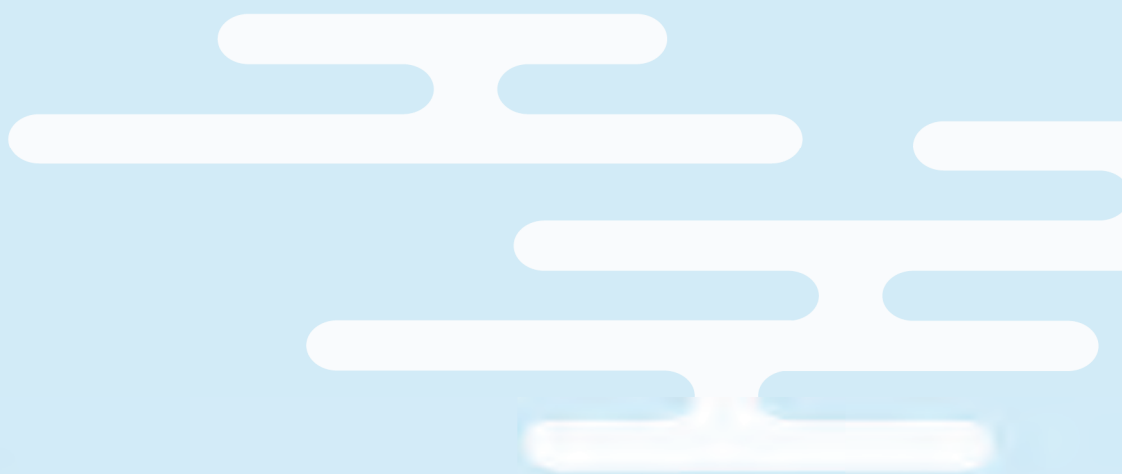
ただし、景観区域内で行う行為であっても、文化財保護法第 168 条第 2 項の同意を得て行う行為や八尾市文化財保護条例第 10 条第 1 項の許可を受けて行う行為、文化財保護法第 35 条第 1 項（同法第 83 条、第 118 条及び第 120 条において準用する場合を含む。）の規定による補助金の交付を受けて行う行為などは届出を必要としない。

表 2-9 八尾市景観計画による届出の対象となる行為及び規模

|     | 届出の対象となる行為                                  | 届出の対象となる規模                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物 | 新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 | 高さが 12m を超えるもの<br>又は<br>建築面積が 1,500 ㎡を超えるもの                                                                                                                                                                                              |
| 工作物 | 新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 | 高さが 12m を超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等<br>高さが 12m 又は築造面積が 1,500 ㎡を超える擁壁、垣、さく、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物 |

表 2-10 八尾市景観計画による制限事項

| 項目                     |        |           | 内容                                                                                                                                                                                     |
|------------------------|--------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物等（これに附属する工作物を含む）の基準 | 配置     | 形態        | 勾配屋根にするなど、高所から山並みへの眺望に配慮する。                                                                                                                                                            |
|                        |        | 屋外に設置するもの | 駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。                                                                                                     |
|                        |        | 外壁に設置するもの | (ア)ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。<br>(イ)屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。<br>(ウ)エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。 |
|                        |        | 屋上に設置する物  | (ア)高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。<br>(イ)屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。                                       |
|                        | 外観     | 色彩        | 外壁及び屋根等の基調となる色彩は、背景となる山並みと調和し、かつ著しく派手なものとししない。                                                                                                                                         |
|                        |        | 外壁        | 長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、背景となる山並みに配慮する。                                                                                                                                |
|                        |        | 意匠        | 周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。                                                                                                                                                            |
|                        | 敷地内の緑化 |           | (ア)敷地内には緑を適切に配置する。<br>(イ)山並みの緑に配慮し、敷地に緑を適切に配置する。<br>(ウ)緑の配置に際しては、山並みの緑に配慮し、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。                                         |
| 工作物の基準                 | 外観     | 色彩        | 外壁及び屋根等の基調となる色彩は、背景となる山並みと調和し、かつ著しく派手なものとししない。                                                                                                                                         |
|                        |        | 外壁        | 長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、背景となる山並みに配慮する。                                                                                                                                |
|                        |        | 意匠        | 周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。                                                                                                                                                            |
|                        | 敷地内の緑化 |           | (ア)敷地内には緑を適切に配置する。<br>(イ)山並みの緑に配慮し、敷地に緑を適切に配置する。<br>(ウ)緑の配置に際しては、山並みの緑に配慮し、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。                                         |



## 第 3 章

# 史跡由義寺跡の本質的価値

第1節 ..... 史跡由義寺跡の本質的価値

第2節 ..... 史跡を構成する要素の特定



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

## 第1節 史跡由義寺跡の本質的価値

史跡由義寺跡を適切に保存し、次世代に確実に伝えるべき、本質的価値を明確にするため、史跡指定にあたっての国の文化審議会による由義寺の評価（第2章第2節（1）参照）を踏まえ、整理する。

### ①称徳天皇・道鏡ゆかりの寺院

正史である『続日本紀』において、奈良時代後半に由義宮を中心とした西京の整備に伴い、称徳天皇が塔を建立したと記された由義寺は、くわしい場所や内容などわかっていなかった。長らく幻の寺であったが、発掘調査によって初めてその存在が明らかになった。

由義寺は、称徳天皇とともに仏教を中心とした政治を担った道鏡の出自氏族である弓削氏の本拠地にあった弓削寺を、官営寺院として塔を建立するなど伽藍の整備を行ったものと考えられ、奈良時代を象徴する寺院のひとつである。

由義寺の動向から、奈良時代後半における政治・社会情勢が理解できるもので、仏教文化に彩られた奈良時代のわが国の歴史を明らかにする上で重要な遺跡である。

### ②官営寺院にふさわしい遺跡（遺構・遺物）

史跡指定の核となる遺跡は、一辺約20mの大規模な塔の基壇を中心とする遺構と、その周囲で出土した大量の瓦を中心とする遺物である。

基壇は、版築工法や掘込地業でつくられた強固なもので、寺院造営の具体的な技術が理解できる。建物の上部構造は明らかでないが、基壇の規模は、諸国に建てられた国分寺の七重塔をしのぎ、平城京に建立された大安寺の七重塔に匹敵するものである。

使用された瓦は、多くが奈良時代後半に比定され、東大寺や興福寺で使われた瓦と同系統のものが大半を占めている。河内職や摂津職だけでなく、平城京（中央）の造寺体制を集結して建立が進められたことを示唆するもので、塔の建立に国家があたったことがわかる。

### ③西京の全体像を考える起点となる遺跡

弓削の地において、西京は由義宮と由義寺の整備を中心として計画されていた。しかし、その場所や内容等は明らかになっていなかった。

塔基壇の発見により、由義寺の塔の存在を明らかにできた。将来、塔だけでなく、その他の寺院に関連する遺跡（遺構・遺物）が明らかになることにより、由義寺の寺域全体の解明が期待される。

由義寺を含めた西京の全体像を考える端緒となると同時に、仏教と政治が密接に関連した都（仏都）のあり方を考える貴重な材料になる。

## 第2節 史跡を構成する要素の特定

由義寺は、第1章第2節(2)で定義したように、史跡指定地である「史跡由義寺跡」と、寺域が広がると考えられる史跡指定地外の「由義寺関連遺跡群（周知の埋蔵文化財包蔵地：東弓削遺跡・弓削寺跡の一部）」で構成される。

ここではまず、史跡由義寺跡を次世代へと確実に継承していくため、「Ⅰ.本質的価値を構成する要素」を定める。そして、本質的価値を構成する要素ではないが「Ⅱ. 保存活用するために必要な要素」と、それ以外の「Ⅲ. その他の要素」に分類し、具体的な内容を把握する。

そして、由義寺を中心として由義宮を含む遺跡が広がると考えられる史跡指定地外の「由義寺関連遺跡群」を「Ⅳ. 指定地の周辺地域を構成する要素」として分類する。以降、Ⅰ～Ⅳの概要について記載する。

表 3-1 由義寺を構成する要素

|                    |                                         |                                                                                  |
|--------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 由義寺<br>を構成する<br>要素 | 史跡由義寺跡<br>(史跡指定地)                       | <b>Ⅰ. 本質的価値を構成する要素</b><br>・ 由義寺に関する地下に存する遺構及び遺物（「地下の遺構・遺物」）<br>・ 出土遺物：瓦・土器・金属製品等 |
|                    |                                         | <b>Ⅱ. 保存活用するために必要な要素</b><br>①保存管理に必要な要素<br>②本質的価値を伝えるために必要な要素                    |
|                    |                                         | <b>Ⅲ. その他の要素</b><br>・ 本質的価値に直接かかわらない要素                                           |
|                    | 由義寺関連遺跡群<br>(周知の埋蔵文化財包蔵地：東弓削遺跡・弓削寺跡の一部) | <b>Ⅳ. 指定地の周辺地域を構成する要素</b><br>・ 由義寺を中心として由義宮を含む遺跡                                 |

### (1)「Ⅰ. 本質的価値を構成する要素」の概要

史跡由義寺跡の本質的価値は、古代寺院として奈良時代後半に建立された由義寺に関するもので、寺院が廃絶したのち、関連する遺構等は地表上に存在しておらず、現状では寺院を構成する施設として塔基壇のみを確認している。

将来的には塔基壇以外の遺構を確認できる可能性があり、盛土が行われた史跡指定地においては、史跡由義寺跡の本質的価値を構成する要素は、塔基壇を中心とした地下に存する遺構と遺構等に伴う遺物（以下「地下の遺構・遺物」という。）となる。

なお、塔基壇の遺構や遺物についての評価等については第2章第2節(1)及び本章第1節を参照いただきたい。

瓦や金属製品等の出土遺物についても、塔建立のあり方を示し、今後、他の由義寺を構成する建物の性格、さらに官営寺院としての性格を明らかにできるものとして、史跡の本質的価値を構成する上で重要な要素と位置づける。

## (2) 「II. 保存活用するために必要な要素」の概要

史跡由義寺跡では、本質的価値を構成する地下の遺構・遺物を保存するため、史跡指定後の令和元年（2019）に盛土等の仮整備が行われた。地下の遺構・遺物を覆った盛土表面には、史跡由義寺跡の本質的価値を象徴する塔基壇の位置を示すため、基壇の大きさを復元した盛土を成形して表示している。

合わせて、本質的価値を構成する要素ではないが、保存活用するために必要な要素を設置している。これら保存活用するために必要な要素は、それらが有する機能から「①保存管理に必要な要素」と「②本質的価値を伝えるために必要な要素」に分けることができる。

いずれも八尾市が管理するものである。今後実施される史跡由義寺跡の本格的な史跡整備によっては、撤去や移設、新設を検討する必要がある。

保存活用するために必要な要素についての概要は下記のとおりである。

表 3-2 保存活用するために必要な要素

|                |                    |                                                       |
|----------------|--------------------|-------------------------------------------------------|
| 保存活用するために必要な要素 | ①保存管理に必要な要素        | 1) 管理用通路<br>2) 雨水排水路<br>3) フェンス<br>4) 土地境界標<br>5) 車止め |
|                | ②本質的価値を伝えるために必要な要素 | 1) 史跡標識<br>2) 史跡説明板<br>3) 史跡案内板<br>4) 基壇表示盛土          |

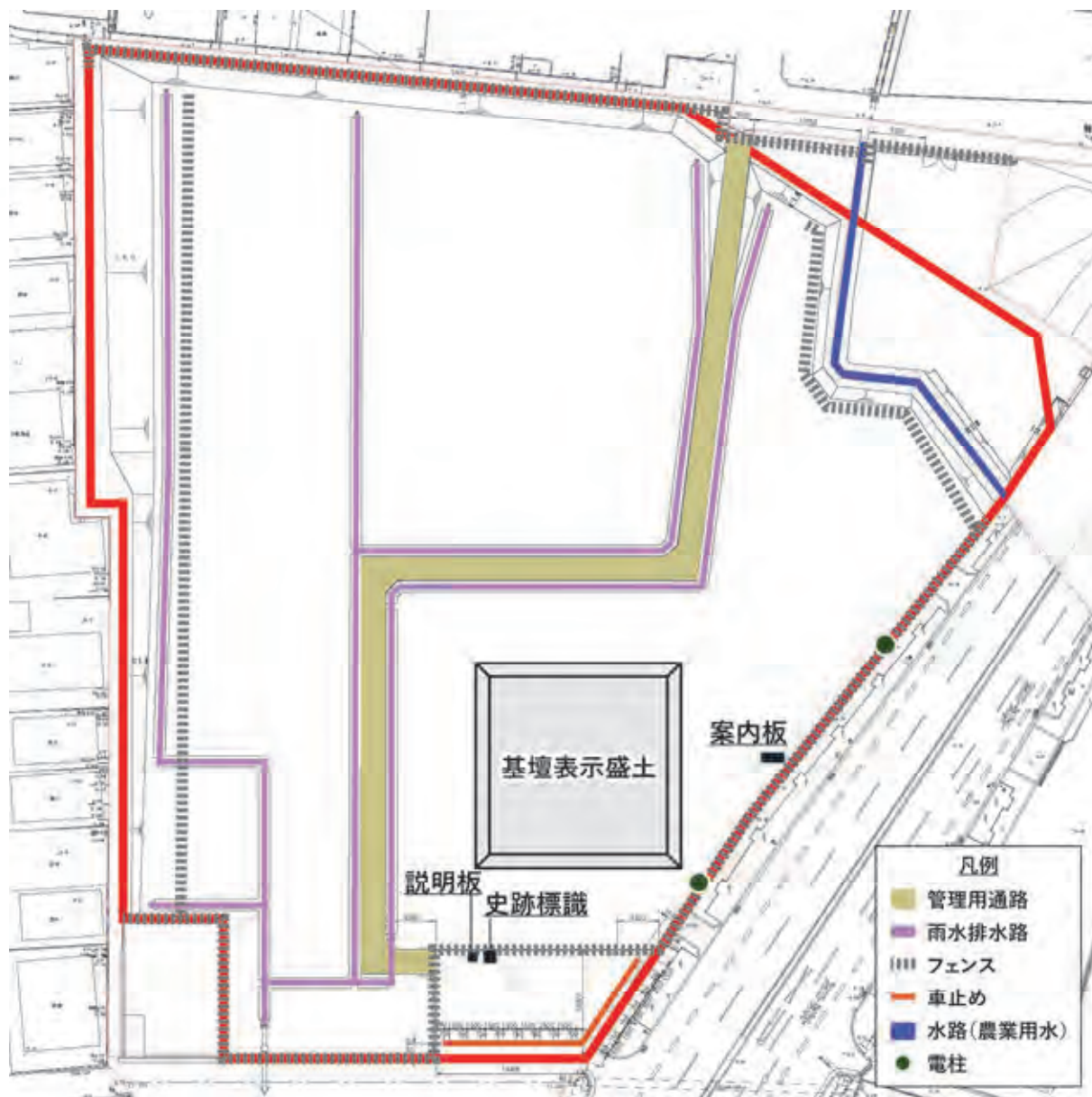


図 3-1 史跡を構成する諸要素

## ①保存管理に必要な要素

### 1)管理用通路

史跡の日常管理（除草等）のため、管理用車両等が使用する仮設通路である。道路幅員は3.0mで、雨水浸透施設を兼ねた透水性アスファルトコンクリートのカラー舗装である。将来の史跡整備で撤去について検討を要するものである。

### 2)雨水排水路

仮整備前は雨水が排出されにくい場所であったため、地下の遺構・遺物等を保護するために設置された雨水排水施設である。浸透性側溝であり、側面（盛土内）からも一部の雨水を地盤内に浸透させることで排水処理を無理なくできる。

### 3)フェンス

フェンスには、史跡指定地の範囲とその外側との境界を示し、史跡指定地への侵入防止のための高さ1.8mの境界用のフェンス、史跡指定地内を流れる水路への高さ1.2mの転落防止用のフェンス、さらに塔基壇の南側に視界を遮らないよう見学に配慮した透明の亚克力板を張った見学用のフェンスを設置している。

### 4)土地境界標

史跡指定地の範囲にある土地の境界を明示するために設置されたものである。なお、史跡名勝天然記念物標識等に規定される境界標ではないため、設置替え等を検討する。

### 5)車止め

現状の見学区域に車の侵入を防ぐための設備である。

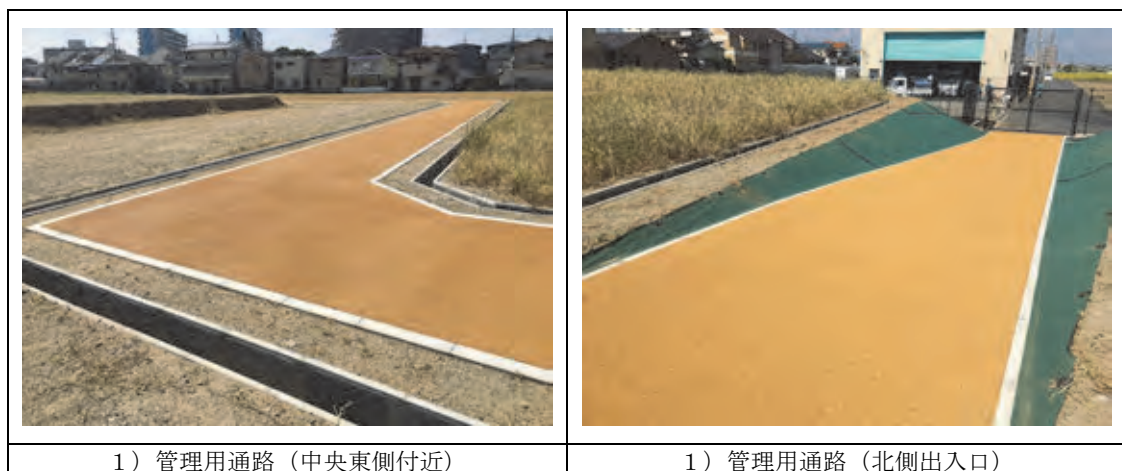


図3-2 保存管理に必要な要素(1)



図3-3 保存管理に必要な要素(2)

## ②本質的価値を伝えるために必要な要素

### 1)史跡標識

史跡由義寺跡の名称と指定年月日、史跡の概要を明記した石製の標識である。

### 2)史跡説明板

史跡由義寺跡についての概要を説明するための施設である。

### 3)史跡案内板

史跡由義寺跡の存在を隣接する大阪外環状線を通行する自動車等に認知してもらうための施設である。将来、撤去、代替施設の設置等を検討する。

### 4)基壇表示盛土

由義寺を象徴する塔基壇の位置を示すために、復元長一辺約 20mの大きさに盛土成形により表示している。暫定的な整備であり、将来の本格的な史跡整備において、第8章で検討しているように、その整備方法等を検討した上で、再整備を行う。



図3-4 本質的価値を伝えるために必要な要素(1)



図 3-5 本質的価値を伝えるために必要な要素 (2)

### (3)「Ⅲ. その他の要素」の概要

史跡指定地内には、史跡指定前から存在していた施設や工作物等がある。いずれも八尾市が管理しているものであるが、将来実施される史跡整備によって撤去や移設を検討する必要がある。

史跡指定地内のその他の要素については下記のとおりである。

#### 1)水路(農業用水)

史跡指定以前からある農業用の水路である。現在も使用されており、八尾市及び地域の水利権者が管理している。

#### 2)電柱

史跡指定以前から設置されている周辺の電力供給用の2本の電柱である。



図 3-6 指定地内のその他の要素

#### (4) 「Ⅳ. 指定地の周辺地域を構成する要素」の概要

史跡由義寺跡は、由義寺を構成する建物の一つである塔基壇の確認のみにとどまっているが、本質的価値で示したように、将来の発掘調査によって由義寺や由義宮に関する新たな遺構が史跡指定地の周辺地域で発見される可能性が高い。

史跡指定地の北側には「堂ノ後」など寺に関係するような小字名が残っている。これまでの研究では、これらの寺院や宮の存在を想定できるような小字名や、田畑の中に残る弁天塚をはじめとするいくつかの土壇状の高まりの存在を中心として、由義寺や由義宮の考証が行われてきた。

そして、区画整理事業に伴う発掘調査では、塔基壇に加え、周辺地域で奈良時代の掘立柱建物や井戸、溝などの遺構（第2章第2節（3）参照）が確認されており、由義宮の範囲、さらに宮に関連する遺跡の存在が明らかになってきている。ようやく西京の全体像を知ることができる成果をあげつつある。

そのため、史跡指定地の北側を中心とした周知の埋蔵文化財包蔵地である東弓削遺跡及び弓削寺跡に広がっていると考えられる由義寺に関連する遺構と由義宮を含めた由義寺関連遺跡群を、将来保存を考慮すべき「指定地の周辺地域を構成する要素」とする。



図3-7 史跡由義寺跡北方の現況（北から）

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章



## 第4章

# 史跡由義寺跡の現状と課題

- 第1節 ..... 保存管理
- 第2節 ..... 活用
- 第3節 ..... 整備
- 第4節 ..... 保存活用のための運営・体制



第1章

第2章

第3章

■ 第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

## 第1節 保存管理

### (1) 現状

#### ① 史跡由義寺跡の遺構

史跡由義寺跡の地下に残る遺構は、仮整備による盛土によって保護されている。さらに史跡指定地はすべて公有化しており、八尾市が適切に保存管理している。

#### ② 史跡由義寺跡の出土遺物

史跡由義寺跡の本質的価値を構成する出土遺物（瓦・土器・金属製品等）については、現在、八尾市立埋蔵文化財調査センターで保管されている。出土遺物は、瓦が大部分を占めており、特に平瓦が多い。また、軒丸瓦、軒平瓦で特徴的なものは、一部、八尾市立歴史民俗資料館等で展示されている。

#### ③ 由義寺に関する調査研究

現在史跡に指定されている範囲は、想定される由義寺の一部の範囲であり、由義寺の寺域や由義寺関連遺跡群の全体像は明らかになっていない。これまでの調査研究の成果から、史跡指定地に隣接する北側において、由義寺関連遺跡群の存在が想定される。

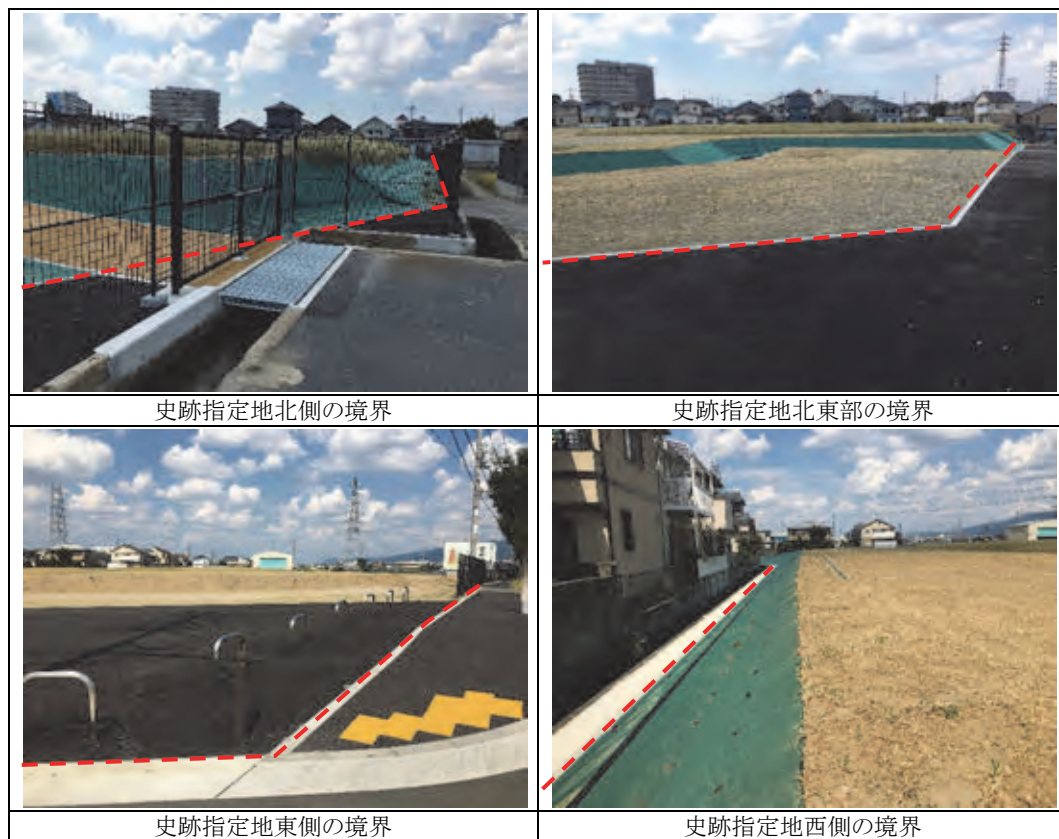


図 4-1 史跡指定地の境界部

## (2)課題

### ①適切な遺構の保存管理

史跡由義寺跡の本質的価値である地下の遺構・遺物を恒久的に保存するため、想定される現状変更の許可基準を明確にする必要がある。なお、軽微な現状変更の取り扱いの許可は、八尾市となる。

### ②適切な出土遺物の収蔵管理

出土遺物については、一括した管理、収蔵場所の確保が必要である。特に軒平瓦及び軒丸瓦については、詳細な分類研究等が進められており、由義寺の性格を示す重要な資料である。そのため、系統的に展示公開することにより、今後の調査研究に資することが求められる。また、金属製品については速やかに保存処理を行い、安定的な環境下での保管・収蔵が必要である。

これら出土遺物は、史跡指定地と一体となった効果的な活用のため、近接した場所での展示公開が最善である。

### ③由義寺の寺域及び由義寺関連遺跡群の全体像を解明する調査研究

史跡指定地内における由義寺を構成する建物の配置や規模等を確認する遺構確認調査の実施、さらに史跡指定地外における範囲確認調査等の実施とともに、文献等による調査研究を進め、由義寺の寺域や由義寺関連遺跡群の全体像を解明することが必要である。

史跡指定地外における発掘調査、調査研究によって新たな遺構・知見が発見された際の保存に向けた追加指定等の対応方針を定めておかなければならない。

表 4-1 保存管理に関する現状・課題の対応

| 現状                                                      | 課題                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①遺構は仮整備による盛土によって保護されている。史跡指定地は公有化しており、八尾市が適切に保存管理をしている。 | ①適切な遺構の保存管理<br>・適切な遺構の保存管理及び現状変更の対応                                                                      |
| ②出土遺物は、八尾市立埋蔵文化財調査センターで保管、一部が八尾市立歴史民俗資料館等で展示されている。      | ②適切な出土遺物の収蔵管理<br>・一括した管理をするための収蔵施設<br>・史跡指定地に近接した場所での展示・収蔵                                               |
| ③史跡由義寺跡は由義寺の一部の範囲で、由義寺の寺域や由義寺関連遺跡群の全体像は明らかになっていない。      | ③由義寺の寺域及び由義寺関連遺跡群の全体像を解明する調査研究<br>・史跡指定地内における遺構確認調査<br>・史跡指定地外における範囲確認調査<br>・文献等による調査研究<br>・追加指定等の対応方針策定 |

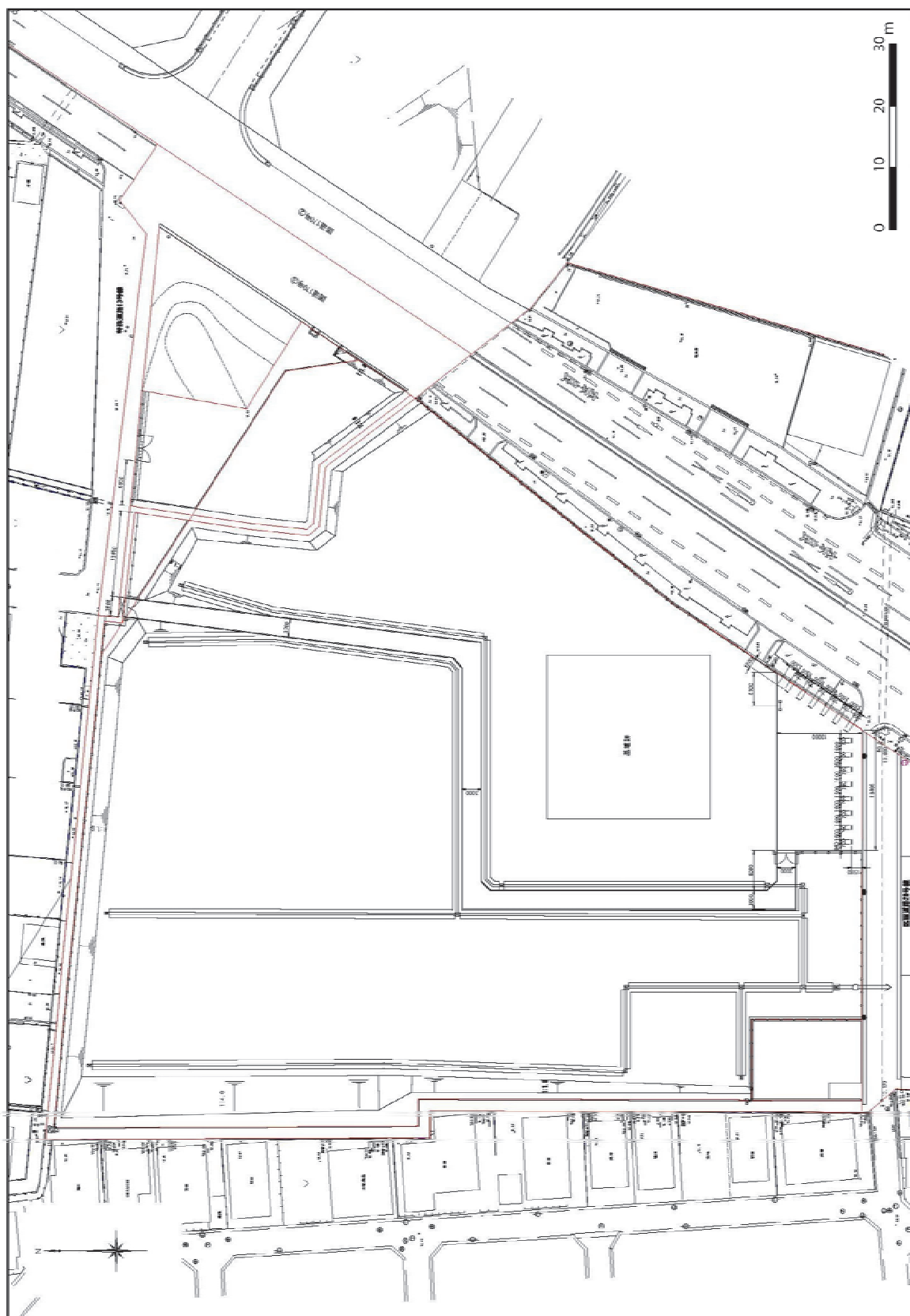


図 4-2 史跡由義寺跡の仮整備平面図

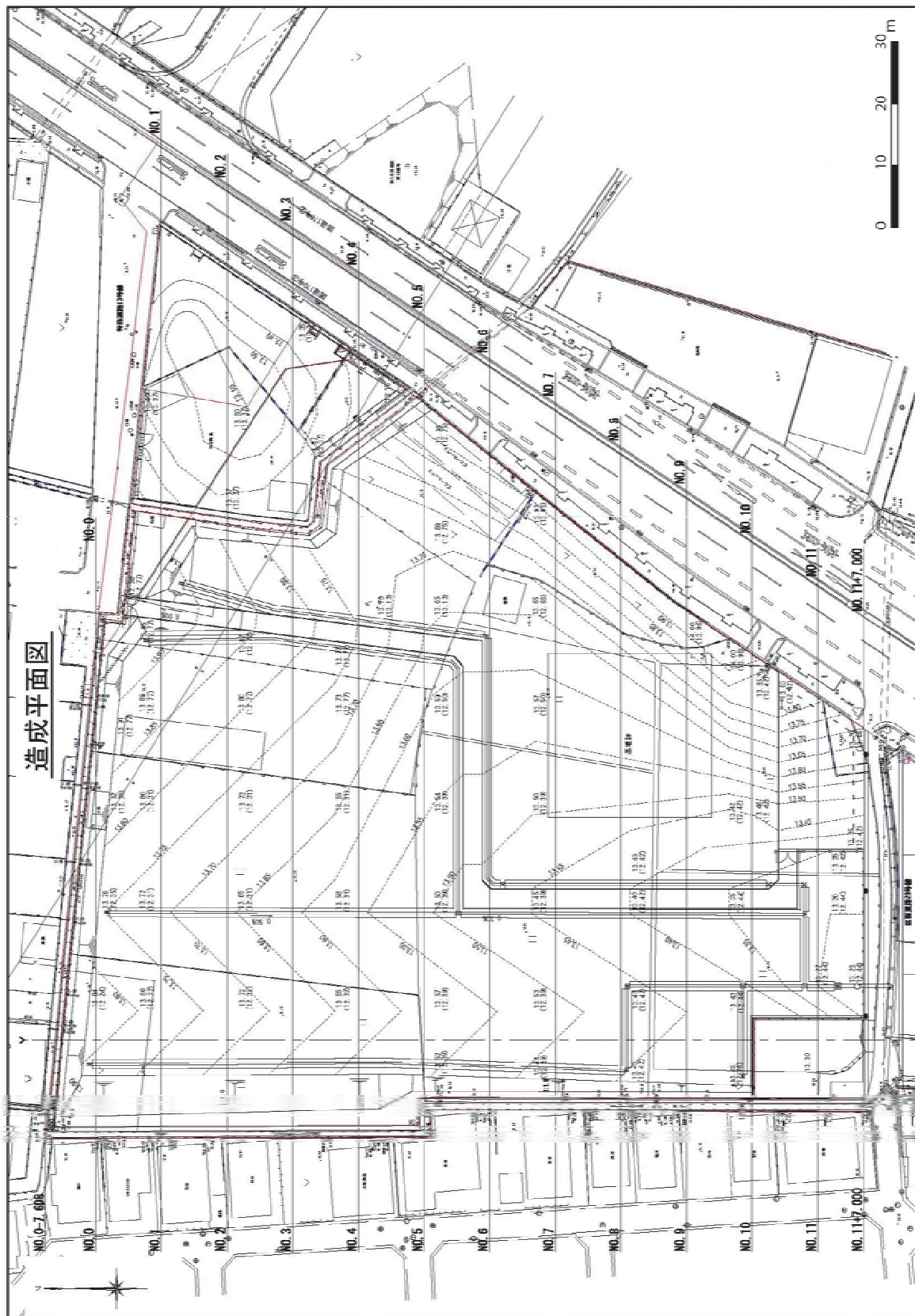


図4-3 史跡由義寺跡の仮整備の造成平面図

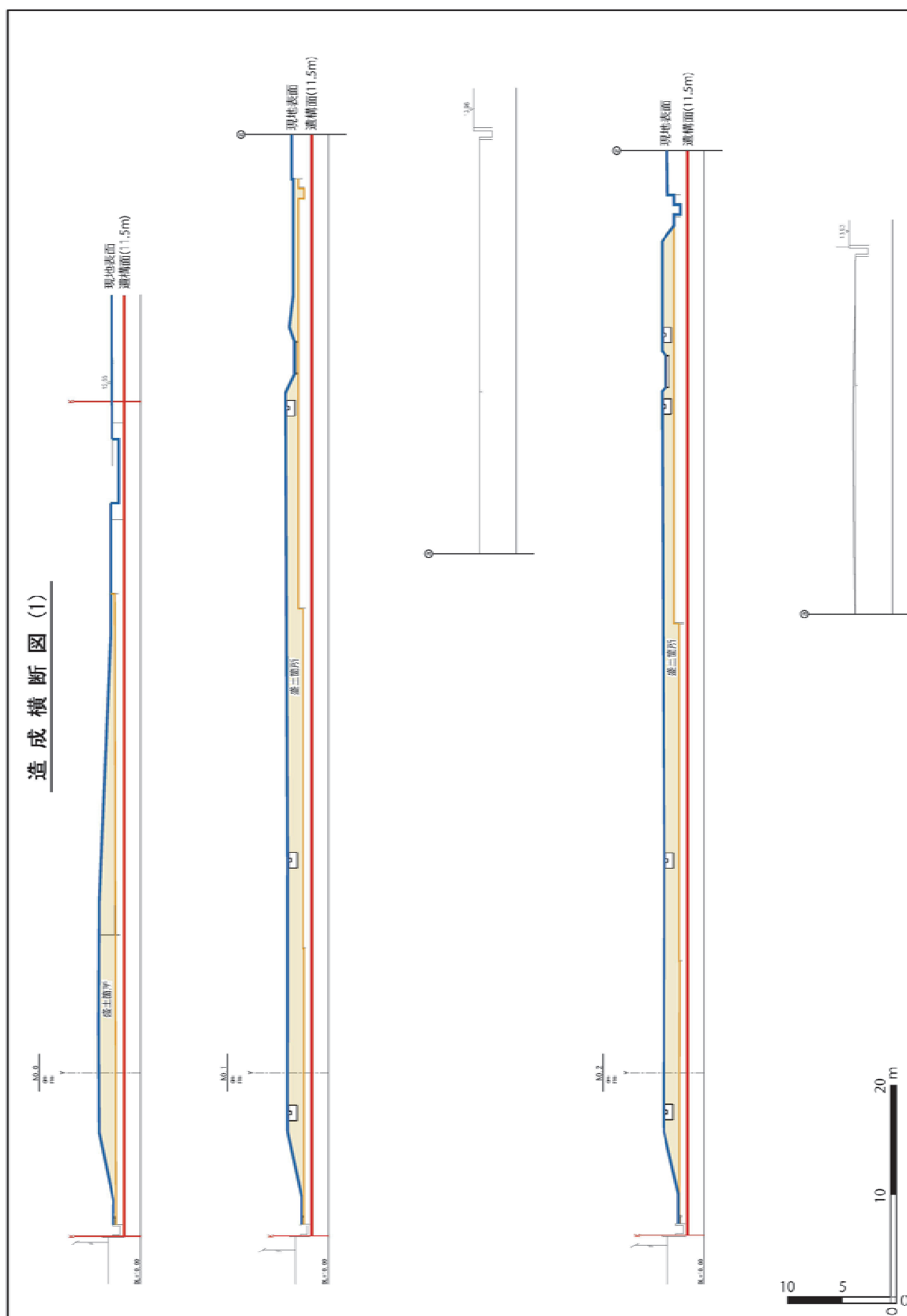


図4-4 史跡由義寺跡の仮整備の造成横断面図(1)

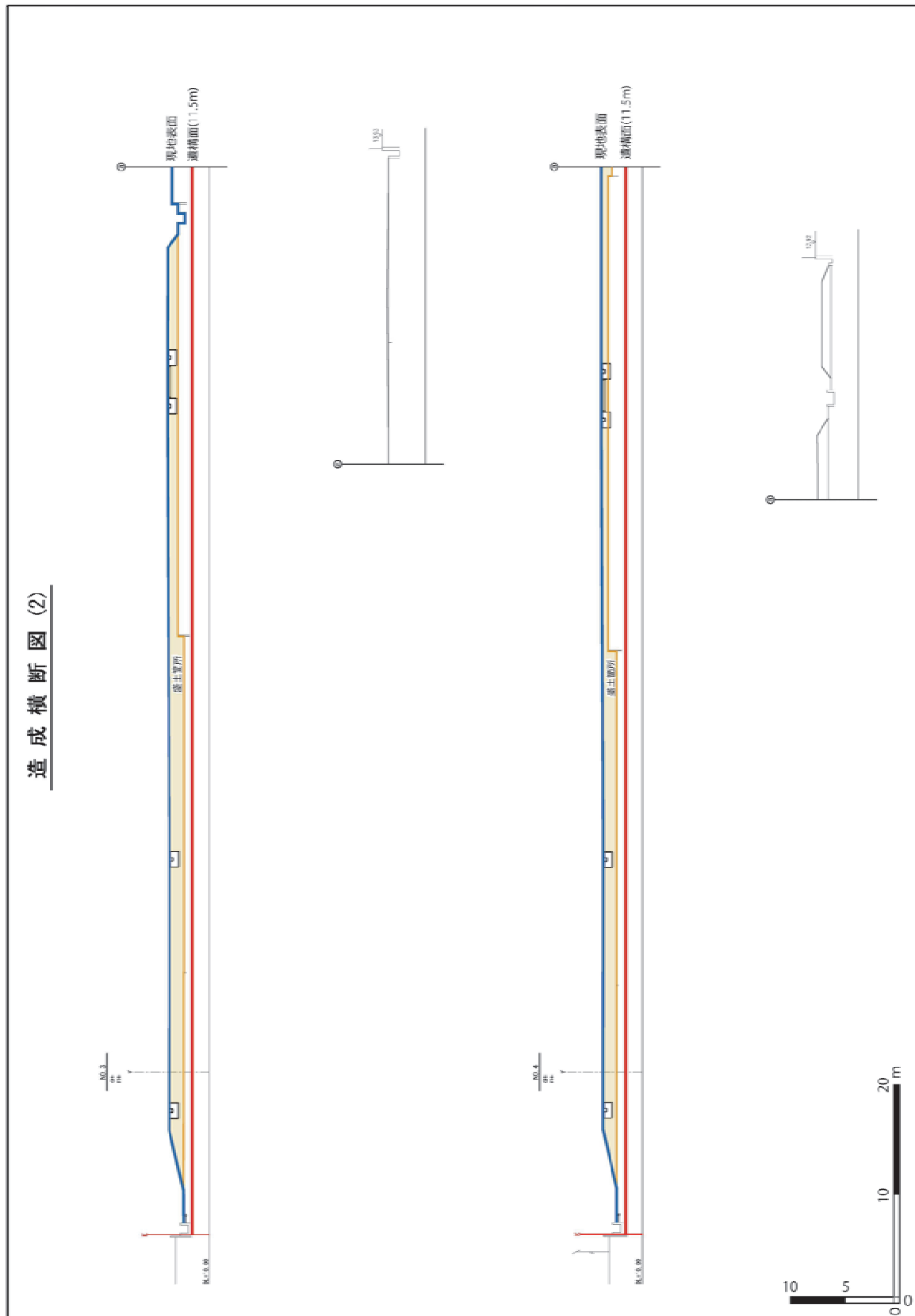


図 4-5 史跡由義寺跡の仮整備の造成横断面図(2)

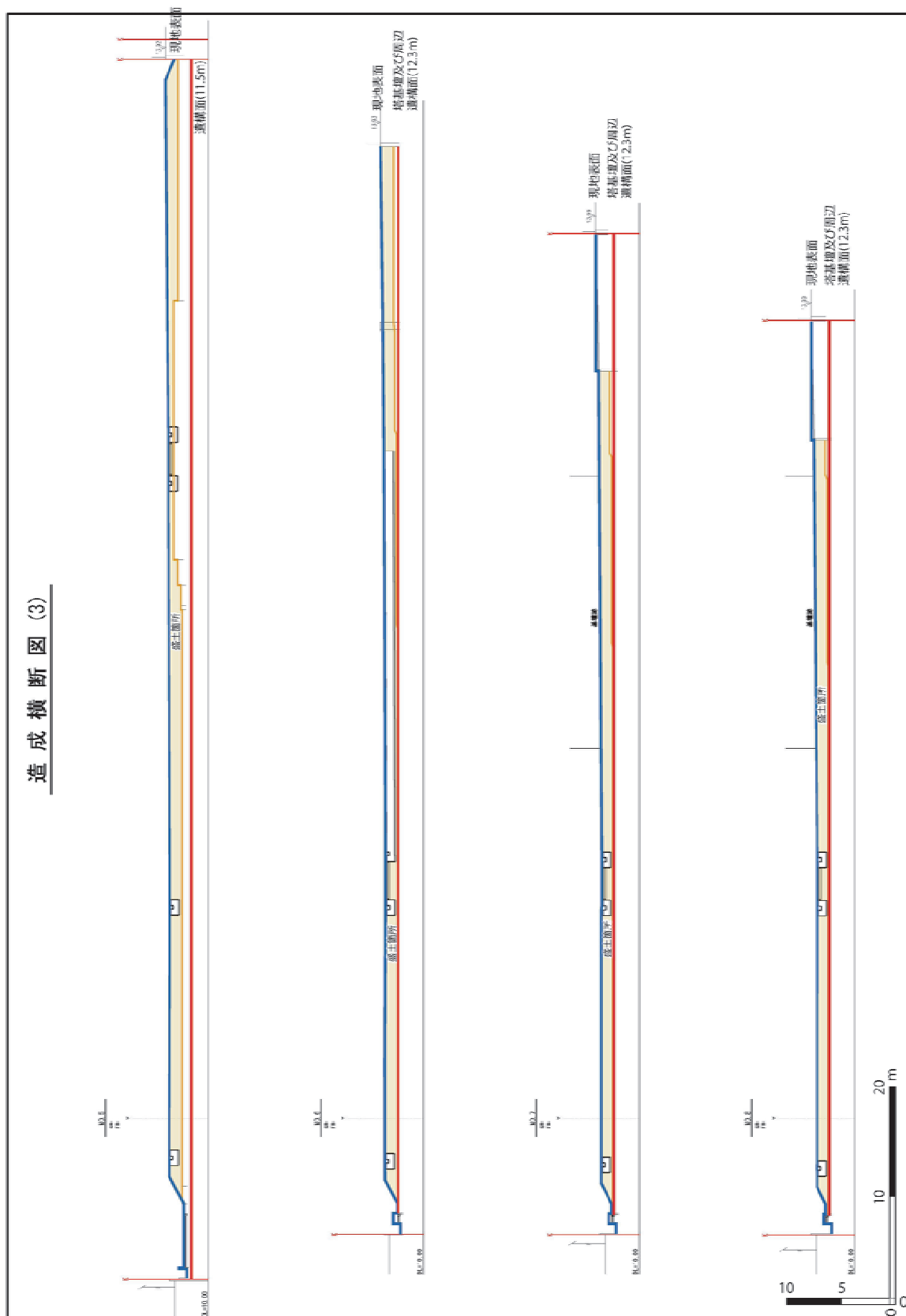


図4-6 史跡由義寺跡の仮整備の造成横断面図(3)

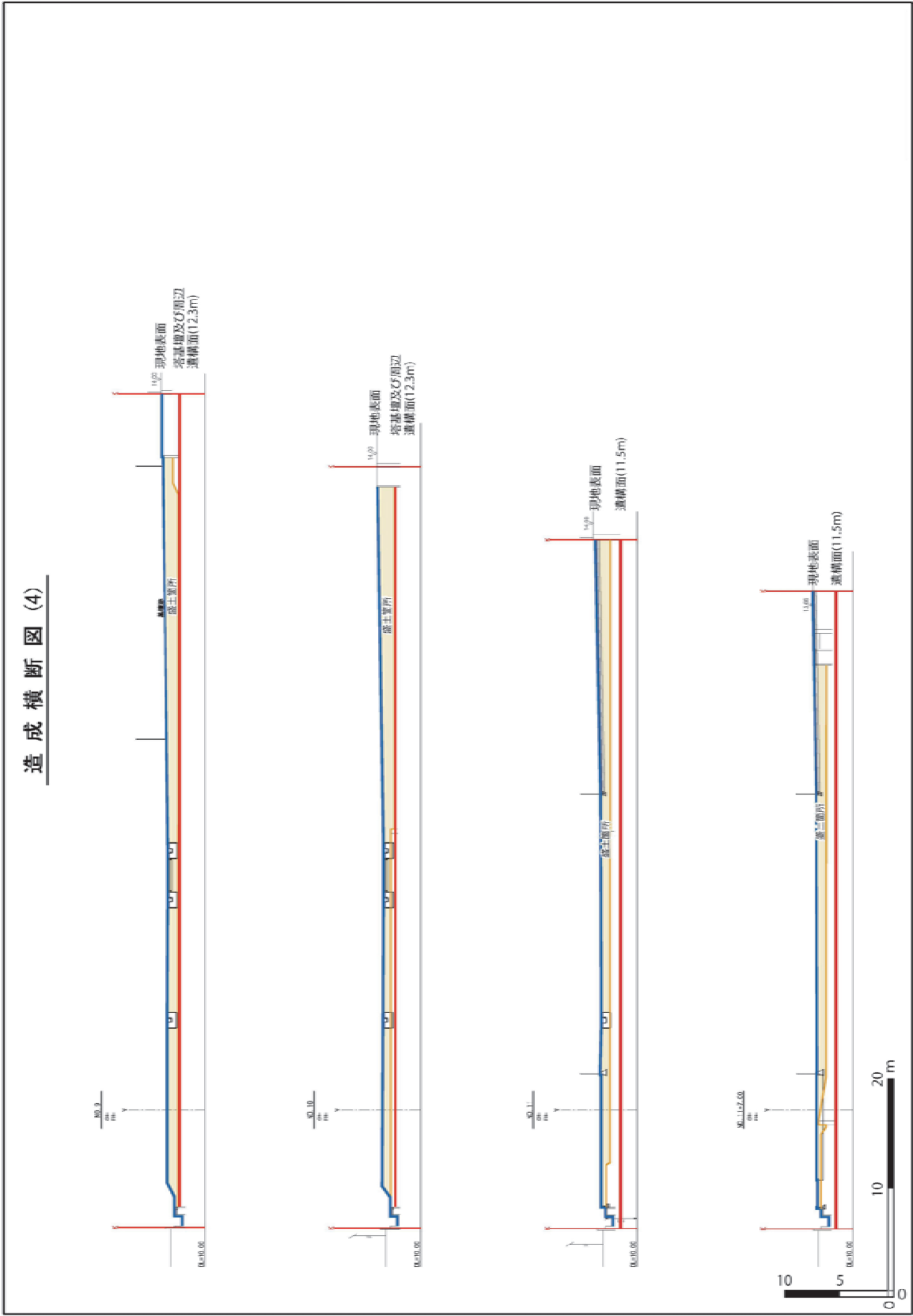


図 4-7 史跡由義寺跡の仮整備の造成横断面図 (4)

## 第2節 活用

### (1) 現状

本市ゆかりの称徳天皇や道鏡への関心は以前から高く、「道鏡を知る会」などの市民団体を主体とした活動が行われていた。そして、平成29年（2017）2月の由義寺の発見を契機として、由義寺に関する多様な活用が市内外で展開されるようになった。

活用に関する現状の取り組みについて、その活用内容を「史跡由義寺跡の本質的価値の活用」、「歴史資産としての活用」、「地域の魅力を創出する空間としての活用」に分けて整理する。

#### ① 史跡由義寺跡の本質的価値を活用した取り組み

史跡由義寺跡の本質的価値を活用した取り組みとして、由義寺への関心の高まりに伴い、由義寺に関するシンポジウムや講演会、展示会などを中心に市内各所で行われている（表4-2）。

表4-2 本質的価値を活用した取り組み

| 取り組み                                                 | 主体                           | 時期                                                              |
|------------------------------------------------------|------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 発掘調査現地説明会及び出土品速報展                                    | 文化財課、（公財）八尾市文化財調査研究会、歴史民俗資料館 | 2016年9月、<br>2017年2・8月                                           |
| 由義寺発見の速報展示と関連図書等の紹介                                  | 山本図書館／八尾図書館／龍華図書館            | 2017年2～3月<br>2017年10～11月<br>/2017年3月・<br>2018年4～9月<br>/2017年12月 |
| 由義寺発見の案内板を設置                                         | 文化財課                         | 2017年11月                                                        |
| 読書週間講演会「由義寺と仏の都～塔跡の発見からみえてくる古代国家～」／「道鏡の権威・権力と由義宮の造営」 | 山本図書館／志紀図書館                  | 2017年11月                                                        |
| 文化講演会「まぼろしの由義寺の塔 発見」                                 | 八尾市郷土文化推進協議会                 | 2017年11月                                                        |
| 七重塔・歌垣の復元イメージ画の制作<br>（作画：早川和子氏・協力：箱崎和久氏）             | 文化財課                         | 2017年12月                                                        |
| 資料館歴史講座「奈良時代を学ぼう！なぜ由義寺が建てられたのか」                      | 歴史民俗資料館                      | 2018～2019年                                                      |
| 普及冊子「由義寺の塔の物語」の刊行                                    | 文化財課                         | 2018年6月                                                         |
| 国史跡由義寺跡指定記念シンポジウム／シンポジウム記録集の刊行                       | 文化財課                         | 2018年10月<br>/2019年10月                                           |
| ミニ展示 特集 東弓削遺跡                                        | 埋蔵文化財調査センター                  | 2018年4～6月                                                       |
| 講演会「古代の弓削地域と由義寺・由義宮」／「称徳天皇と仏都造営」                     | 曙川出張所                        | 2019年3月<br>/2020年1月                                             |
| 展示会「史跡由義寺跡出土瓦の展示」                                    | 文化財課                         | 2019年3・4・9<br>2020年1月                                           |
| 国史跡指定記念特別展「由義寺発見！」                                   | 歴史民俗資料館                      | 2019年10～11月                                                     |



図4-8 普及冊子「由義寺の塔の物語」(左)と国史跡由義寺跡指定記念シンポジウム(右)

## ②歴史資産としての活用の取り組み

由義寺の発見を契機として、これを本市の歴史資産として位置付け、由義寺と関連する道鏡や称徳天皇などを素材として幅広い活用が行われている（表4-3）。

表4-3 歴史資産として活用した取り組み

| 取り組み                                                               | 主体            | 時期                   |
|--------------------------------------------------------------------|---------------|----------------------|
| 秋季企画展『小説「弓削道鏡～道鏡がみつめた河内～」』                                         | 今東光資料館        | 2017年9月<br>～2018年3月  |
| つくりもん祭り（「発見！七重の塔」の製作）                                              | 八尾木民芸つくりもん保存会 | 2017年9月              |
| 講演会「弓削道鏡の仏教と由義寺」                                                   | まちなみセンター      | 2017年10月             |
| 西京の周辺を歩く                                                           | 八尾市郷土文化推進協議会  | 2017年12月             |
| 歴史ハイキング「称徳天皇と道鏡ゆかりの地を歩く－奈良・平城編－」                                   | 歴史民俗資料館       | 2018年5月              |
| 資料館歴史講座「道鏡と奈良仏教」全6回                                                | 歴史民俗資料館       | 2018年10月<br>～2019年3月 |
| 道鏡ウィーク in 八尾（トーク、グルメ、まち歩き、縁日、クイズ、スタンプラリー、作文教室、落語、講談、歌「みんなの道鏡さん」など） | 政策推進課         | 2019年3月              |
| シンポジウム「いにしへの由義寺跡から」（動画、プロジェクトマッピング、影絵物語、講演会）                       | 八尾ライオンズクラブ    | 2018年3月              |
| 市民会議報告書／歴史資産のまち‘やお’推進のための基本的な考え方                                   | 文化財課          | 2019年3月              |
| Yaomania 特集「歴史発掘：道鏡の実像」                                            | （一社）八尾市観光協会   | 2019年3月              |
| 道鏡落語                                                               | 八尾菊花ライオンズクラブ  | 2019年6月              |
| やおサイクリングマップ（南東コース）                                                 | （一社）八尾市観光協会   | 2019年9月              |



図 4-9 歴史資産のまち‘やお’推進のための基本的な考え方(左)と道鏡ウィークちらし(右)

### ③地域の魅力を創出する空間としての活用

由義寺の塔跡が発見されたことにより、新たに史跡指定地になった範囲は、地域の魅力ある空間としての活用が求められる。仮整備により基壇の発見地の一部を開放し、現地の顕彰に努めているが、見学等を除く現地の活用は行われていない。史跡由義寺跡の本質的価値を顕在化させるための本格的な史跡整備は、今後の検討が必要である。

史跡指定地は、周辺の道路及び鉄道からのアクセス等の利便性がよく、区画整理事業に伴い新しいまちづくりが進められており、宅地開発によって周辺地区の人口増加が想定される。

## (2)課題

実効性のある活用を促すために、「学校教育」、「社会教育」、「地域」といった対象を明確にした活用を推進することが求められる。

### ①史跡由義寺跡の本質的価値を伝える活用の継続

史跡由義寺跡の本質的価値を伝えるために行われてきたシンポジウムや講演会等を継続的に行い、普及啓発の推進に努める必要がある。また、今後の調査研究の成果を踏まえつつ、その成果等を正確かつ分かりやすく情報発信する必要がある。

そのためには、「学校教育」、「社会教育」、「地域」など対象ごとに活用方法の検討が求められる。

## ②歴史資産としての活用の推進

由義寺に結びつけやすく、わかりやすいキーワードである「道鏡」や「称徳天皇」を素材とした活用を市民等と協働しながら継続的に展開し、由義寺への親しみやすさを醸成することが求められる。「歴史資産のまち‘やお’推進の基本的な考え方」に基づき、「学校教育」、「社会教育」における積極的な活用や「地域」の歴史資産として、まちづくりに寄与できるような活用を推進する必要がある。

また、史跡指定地は、歴史資産のネットワーク構築における拠点として、ゲートウェイ機能（史跡間をつなぐきっかけ・役割）を持たせることが肝心である。今後、周辺史跡との周遊コースを設定するなど、広域的な活用に向ける検討が必要である。

## ③地域の魅力を創出する空間としての活用の検討

塔基壇の発見による史跡指定によって生み出された場所で、今後の活用によって魅力ある空間になりうることから、「学校教育」、「社会教育」、「地域」の対象ごとの活用方法を検討する必要がある。特に、将来の史跡整備では、地域における利用を視野に入れた活用のあり方を検討することが重要である。

表 4-4 活用に関する現状・課題の対応

| 現状                                              | 課題                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①史跡由義寺跡の発見を契機として、本質的価値を活用した様々な取り組みが市内外で実施されている。 | ①史跡由義寺跡の本質的価値を伝える活用の継続 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地及びその他施設を活用した本質的価値の普及啓発の推進</li> <li>・「学校教育」、「社会教育」、「地域」など対象ごとの本質的価値を伝える活用の推進</li> <li>・調査研究の成果の継続的な普及啓発</li> </ul>               |
| ②「道鏡」や「称徳天皇」を素材とした広がりのある取り組みが市内外で行われている。        | ②歴史資産としての活用の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「歴史資産のまち‘やお’推進の基本的な考え方」に基づいた活用の推進</li> <li>・「道鏡」や「称徳天皇」を素材として、由義寺への親しみ、理解を醸成</li> <li>・歴史資産のネットワークを構築する拠点としてゲートウェイ機能を持たせた活用の推進</li> </ul> |
| ③地域の魅力を創出する空間として史跡指定地の活用が求められている。               | ③地域の魅力を創出する空間としての活用の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校教育」、「社会教育」、「地域」の利用主体ごとの活用方法の検討</li> <li>・地域での活発な利用を視野に入れた魅力ある空間としてのあり方の検討</li> </ul>                                           |

## 第3節 整備

### (1)現状

#### ①保存のための整備に関する現状

史跡由義寺跡の本質的価値を構成する要素となる地下の遺構・遺物を保存するための整備は完了している。



図 4-10 史跡指定地の仮整備後の現況

#### ②活用のための整備に関する現状

史跡指定地は仮整備の状態にあるが、史跡標識や塔の説明板、フェンス等の設置（図 3-3・3-4）を行い、将来の史跡整備までの間、来訪者や地域への周知に努めている。しかし、現状は史跡指定地内には、日常的に立ち入りはできない。

そのため、本質的価値を伝える遺構復元や活用拠点となる施設、史跡指定地にアクセスするための案内板等の整備は、将来の史跡整備計画で検討することになる。

### (2)課題

保存のための整備は、地下の遺構・遺物の保存を目的とした盛土造成工事によって完了している。そのため、活用のための整備についての課題を整理する。

#### ①本質的価値を伝える整備

史跡指定地は、日常的に公開はされていないが、暫定的な公開を行うことで、史跡由義寺跡の本質的価値を継続的に伝える必要がある。

そして、将来の史跡整備にあたっては、由義寺の復元整備等を行い、その本質的価値を、分かりやすく視覚的に伝えるため、発掘調査や既往の調査研究の成果を踏まえ、学識経験者や文化庁等の意見をもとに、塔基壇跡の復元などの整備方法を検討する。

また、史跡由義寺跡の本質的価値を補完できるよう、出土遺物の収蔵保管及び展示公開のため、ガイダンス施設の設置やその機能、展示等の方針などのあり方を検討する。

## ②歴史資産の活用拠点としての整備

本市の歴史資産のネットワーク拠点として魅力ある整備を進めるために、快適に史跡を見学できる広場や便益施設等の整備を検討する。

また、史跡指定地及び周辺地域においては、最寄り駅（ＪＲ志紀駅・近鉄恩智駅）から史跡由義寺跡へアクセスするための案内板や方向サイン等を設置する必要がある。

## ③地域の魅力ある空間の創出のための整備

平成29年度（2017）及び平成30年度（2018）の歴史資産のまち‘やお’推進市民会議等における由義寺の活用、整備のアイデアを活かし、地域の憩いの場として、また地域の魅力を高める空間となるような整備方法を検討する。

表 4-5 整備に関する現状・課題の対応

| 現状                                                                                                                            | 課題                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①保存のための整備<br>盛土造成工事によって地下の遺構・遺物を保存するための整備は完了している。                                                                             | 地下の遺構・遺物の保存管理を適切に進める。                                                                               |
| ②活用のための整備<br>仮整備として、史跡標識や塔基壇の発見地である説明板の設置等を行い、史跡整備までの来訪者、地域への周知に努めている。史跡整備完了までは暫定的な公開を継続的に行う。<br>将来の史跡整備に向けた具体的な内容を検討する必要がある。 | ①本質的価値を伝える整備<br>・発掘調査や既往の調査研究の成果、学識経験者や文化庁等の意見をもとに、塔基壇の復元などの整備方法を検討                                 |
|                                                                                                                               | ②歴史資産の活用拠点としての整備<br>・歴史資産のネットワーク拠点となる整備<br>・快適に史跡見学できる広場や便益施設等の整備<br>・最寄り駅から史跡由義寺跡へアクセスするためのサイン等の整備 |
|                                                                                                                               | ③地域の魅力ある空間の創出のための整備<br>・地域の憩いの場となるような整備の検討<br>・地域の魅力を高めることができる整備の検討                                 |

## 第4節 保存活用のための運営・体制

### (1)現状

由義寺の発見を契機として、様々な団体により由義寺及び関連する称徳天皇や道鏡に関する講演会や史跡ハイキングなどの中で、活発な活用の取り組みが行われるようになった。市民や地域等のこれまで潜在的であった称徳天皇や道鏡への関心の高さが顕在化した。また、市民会議での活発な議論にみるように、由義寺をめぐるストーリーは活用方法において自由な発想を得やすいことがわかる。

この市民や地域等の関心の高さを集約するため、今後、史跡指定地を拠点として、彼らが自発的に史跡由義寺跡を保存活用できるような体制が必要である。

また、本市が組織している八尾市史跡保全活用ボランティアについても活動の場の1つとして史跡由義寺跡を位置づけた、さらなる組織の運用が求められる。

### (2)課題

#### 史跡由義寺跡における保存活用の体制づくり

史跡由義寺跡は新たに史跡になったもので、保存活用の体制の構築はこれからである。

保存管理及び整備の主体者である八尾市と、活用の主体者となる教育関係者や市民、地域等が連携し、快適な史跡環境の維持向上や、市民協働による保存活用の体制のあり方を検討するとともに、その体制づくりの支援を行う必要がある。

表 4-6 保存活用のための運営・体制に関する現状・課題の対応

| 現状                                  | 課題                                                                                                                                   |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 史跡由義寺跡を保存活用する運営方法及び体制のあり方の検討が必要である。 | <b>史跡由義寺跡における保存活用の体制づくり</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保存管理、整備の主体者である八尾市と、活用の主体者となる教育関係者や市民・地域等が連携した活用体制の構築</li> </ul> |

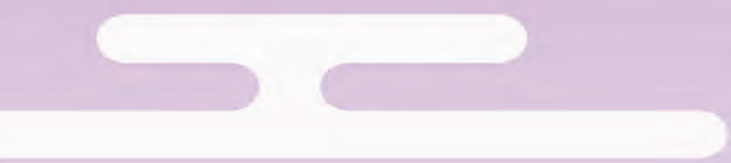


## 第5章

# 史跡由義寺跡の保存活用の基本方針

第1節 …………… 史跡由義寺跡の保存活用大綱

第2節 …………… 基本方針



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章



## 第1節 史跡由義寺跡の保存活用大綱

第4章で整理した史跡由義寺跡の現状と課題をふまえ、史跡由義寺跡がめざす将来像を「大綱」として提示する。

さらに、この大綱を達成するために、「保存管理」、「活用」、「整備」、「保存活用のための運営・体制」の観点それぞれの基本方針を定める。

### 【史跡由義寺跡の保存活用大綱】

日本の歴史上、重要な奈良時代の遺跡として位置づけられる称徳天皇、道鏡ゆかりの史跡由義寺跡の本質的価値を守り伝えるとともに、広く全国に発信する。

そのために史跡由義寺跡の保存管理を適切に行うとともに、継続的な活用や整備を計画的に進める。由義寺、由義宮そして西京の発見へと視点を広げ、八尾市の貴重な歴史資産として現在から未来へつながる保存と継承を進める。



## 第2節 基本方針

### (1) 保存管理

大綱で示した「史跡由義寺跡の本質的価値を守り、伝えるため」に、その構成要素となる「Ⅰ. 適切な遺構と出土遺物の保存管理」と、将来の「Ⅱ. 由義寺関連遺跡群の全体像を解明」を保存管理の基本方針とする。

#### 「保存管理」の基本方針 （第6章へ）

- Ⅰ. 史跡由義寺跡（地下の遺構・遺物、出土遺物）を適切に保存管理する。
- Ⅱ. 由義寺関連遺跡群の全体像を解明する。

### (2) 活用

大綱で示した由義寺の「広く全国に発信」し、「継続的な活用」を達成するため、「Ⅰ. 史跡由義寺跡の本質的価値の活用を推進」し、「Ⅱ. 歴史資産としての活用」と「Ⅲ. 地域の魅力を創出する空間としての活用」の推進を活用の基本方針とする。

#### 「活用」の基本方針 （第7章へ）

- Ⅰ. 史跡由義寺跡の本質的価値を伝える活用を推進する。
- Ⅱ. 歴史資産としての活用を推進する。
- Ⅲ. 地域の魅力を創出する空間としての活用を推進する。

### (3) 整備

大綱で示した史跡由義寺跡の「整備を計画的に進め」るため、「由義寺、由義宮そして西京というさらに広い視点を持ち」、「Ⅰ. 史跡由義寺跡の本質的価値を伝える整備」、「Ⅱ. 歴史資産の活用拠点としての整備」、「Ⅲ. 地域の魅力を創出する空間としての整備」の3つを整備の基本方針とする。

#### 「整備」の基本方針 （第8章へ）

- Ⅰ. 史跡由義寺跡の本質的価値を伝える整備を行う。
- Ⅱ. 歴史資産の活用拠点としての整備を行う。
- Ⅲ. 地域の魅力を創出する空間としての整備を行う。



#### (4)保存活用のための運営・体制

大綱で示した由義寺の「八尾市の貴重な歴史資産として現在から未来へつながる保存と継承を進める」ため、「史跡由義寺跡の適切な保存活用を推進できる運営体制の構築」を保存活用のための運営・体制の構築を基本方針とする。

|                                |
|--------------------------------|
| 「保存活用のための運営・体制」の基本方針（第9章へ）     |
| 史跡由義寺跡の適切な保存活用を推進できる運営体制を構築する。 |

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章



## 第 6 章

# 史跡由義寺跡の保存管理

- 第1節 ..... 保存管理の方向性
- 第2節 ..... 保存管理の方法
- 第3節 ..... 追加指定
- 第4節 ..... 公有化





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章





## 第1節 保存管理の方向性

| 「保存管理」の基本方針                         |
|-------------------------------------|
| I. 史跡由義寺跡（地下の遺構・遺物、出土遺物）を適切に保存管理する。 |
| II. 由義寺関連遺跡群の全体像を解明する。              |

上記の基本方針を達成するための「保存管理」の方向性は以下のとおりである。

### 【方向性】

- I. 史跡を適切に保存管理するために、史跡由義寺跡の本質的価値とその構成要素を把握し、それらを損なうことなく保存をする方法や、文化財保護法に基づく現状変更の許可に関する取り扱い基準等を定める。  
さらに、史跡由義寺跡の本質的価値を構成する瓦等の出土遺物についても、適切に保存管理できるよう検討する。
- II. 史跡由義寺跡の本質的価値をさらに明らかにするため、考古学、文献史学、建築史学などによる総合的かつ計画的、継続的な調査研究を進める。  
史跡指定地外に広がっている由義寺の寺域について、全体像を解明するための発掘調査を実施する。さらに発掘調査及び研究の成果を踏まえ、史跡由義寺跡の適切な保存に向けた追加指定等の基本的な方針を検討する。



## 第2節 保存管理の方法

### (1) 史跡由義寺跡を構成する諸要素と保存管理の方法

史跡の本質的価値を次世代へと確実に伝達するため、第3章で史跡由義寺跡を構成する諸要素を「Ⅰ．本質的価値を構成する要素」と、本質的価値を構成する要素ではないが「Ⅱ．保存活用するために必要な要素」とそれ以外の「Ⅲ．その他の要素」に分けた。さらにⅡについては「①保存管理に必要な要素」と「②本質的価値を伝えるために必要な要素」に細分した。

この各分類内容とその史跡を適切に保存管理するための方法は下記のとおりとする。

#### ① 本質的価値を構成する要素

史跡由義寺跡の「Ⅰ．本質的価値を構成する要素」となる地下の遺構・遺物は、現状保存が原則であり、それらに影響を与える現状変更はできない。将来の追加指定地においても同様である。地下の遺構・遺物に影響を与える可能性があるときは、事前の発掘調査を行い、保存に影響のないことを確認する。

現状の史跡指定地は、盛土によって地下の遺構・遺物は保存されている。そのため、将来の本格的な史跡整備においては、地下の遺構・遺物に影響を与えない範囲で整備を行う。

また、史跡由義寺跡の本質的価値を構成する瓦、金属製品等の「出土遺物」については、調査研究及び将来の活用、整備に備え、適切に管理するとともに、一括して収蔵管理できる場所の確保に努める。

#### ② 本質的価値を構成する要素以外の諸要素

史跡由義寺跡の「Ⅰ．本質的価値を構成する要素」以外の諸要素のうち、「Ⅱ．保存活用するために必要な要素」として、史跡を適切に保存管理するための施設は仮整備段階で盛土に収まるように設置されている。そのため、史跡の保存には影響を与えない。これらの諸要素は、「①保存管理に必要な要素」（管理用通路、フェンス、雨水排水路、土地境界標等）と、「②本質的価値を伝えるために必要な要素」（史跡標識、史跡説明板等）に、それぞれ分類して適切に管理する。

そして、「Ⅲ．その他の要素」は、本質的価値に直接かかわらない要素で、既存の水路や電柱がある。当面の間は原則現状維持とし、新たな設置は認めない。

なお、将来実施される本格的な史跡整備においては、新たな施設の整備や既存施設の撤去、移築等の可能性があるが、それらに伴って加わる諸要素の具体的な保存管理の方法は、今後策定する整備基本計画等で検討する。

表 6-1 史跡を構成する要素の保存管理

| 構成要素の分類            |                    |                                |                                                       | 保存管理の方法                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------|--------------------|--------------------------------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I. 本質的価値を構成する要素    |                    | 由義寺に関する地下に存する遺構・遺物（「地下の遺構・遺物」） |                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状保存が原則である。</li> <li>・現状は盛土下にあるが、現状変更の必要が生じた時は、事前に発掘調査を行い、地下の遺構・遺物の保存に影響のないことを確認する。</li> </ul>                                                                                  |
|                    |                    | 出土遺物：瓦・土器・金属製品等                |                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切に保存管理し、公開等の活用、調査研究に備える。</li> </ul>                                                                                                                                            |
| 本質的価値を構成する要素以外の諸要素 | II. 保存活用するために必要な要素 | ①保存管理に必要な要素                    | 1) 管理用通路<br>2) 雨水排水路<br>3) フェンス<br>4) 土地境界標<br>5) 車止め | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状維持を基本とするが、本格的な史跡整備等で変更の必要が生じた時は、史跡の保存活用に影響がないよう設置場所を検討する。</li> </ul>                                                                                                          |
|                    |                    | ②本質的価値を伝えるために必要な要素             | 1) 史跡標識<br>2) 史跡説明板<br>3) 史跡案内板<br>4) 基壇表示盛土          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本質的価値を伝えるために必要なものであるため、現状維持とする。</li> <li>・設置場所等の変更について検討する。</li> </ul>                                                                                                          |
|                    | III. その他の要素        | 水路、その他工作物（電柱等）                 |                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の施設については、当面の間は現状維持を原則とし、新たな設置は認めない。</li> <li>・既存の施設の補修・改修等については、設置者と協議を行い、史跡指定地外への移設を検討する。</li> <li>・原位置で補修・改修する場合は、既存の掘削範囲内でとどめるなど、史跡の保存管理及び将来の活用・整備に影響がない範囲で認める。</li> </ul> |

## (2) 現状変更の取り扱い

### ① 現状変更の取り扱い方針

史跡由義寺跡の本質的価値を恒久的に保存するため、史跡指定地は、現状保存が原則である。

そのため、史跡の現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、国（文化庁長官）に申請を行い、許可を受けなければならない。（文化財保護法第125条第1項による「現状変更等の制限」）。

また、現状変更終了後は、速やかに終了報告を提出しなければならない（参考資料 P158：①文化財保護法、P161：④特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則）。

### ② 現状変更の取り扱い

現状変更の取り扱いにあたっての申請等は、市教育委員会が窓口となる。

史跡由義寺跡の適切な保存・活用に資することを目的として、期間を限って実施され

るイベント等については、主催者は事前にその内容を市教育委員会、大阪府、文化庁と協議し、必要に応じて申請を行い、許可を受けた上で実施することができる。

将来の本格的な史跡整備の実施にあたっては、現状変更申請を行う必要があるが、具体的な整備の内容及び設置する施設等については、今後策定予定である整備基本計画等で検討する。

### ③市教育委員会による許可

史跡由義寺跡の本質的価値を損なうことがなく、史跡に与える影響が軽微なものや史跡の保存管理、活用のために必要なもの、及び文化財保護法施行令第5条第4項第1号イ～チ（参考資料 P159～161：②文化財保護法施行令、③文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について）に基づくものに限り、市教育委員会で許可することができる。

イベント等の実施時における舞台等の仮設物は、工作物の設置にあたることから市教育委員会へ事前に申請を行い、許可を受けることが必要である。なお、イベント終了後は、仮設物を速やかに撤去し、原状回復をしなければならない。

### ④現状変更の許可を要しない行為

（参考資料 P157：①文化財保護法第125条第1項ただし書）

- ・ 史跡がき損又は衰亡している場合の原状回復及び応急措置等の維持の措置  
（維持の措置の範囲・参考資料 P161：④特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条）
- ・ 非常災害のために必要な応急措置を執る場合
- ・ 保存に影響をおよぼす行為で影響の軽微なもの

上記のき損等が生じた際、原状復旧及び応急措置の工事等を行う場合は、き損または衰亡の事実を知った日から10日以内に「き損届」（文化財保護法第127条の適用による第33条）を、復旧に着手する30日前までに「復旧届」（文化財保護法第127条）を届け出る必要がある。復旧終了後は、速やかに終了の報告が必要である。（参考資料 P157～158・P162：①文化財保護法、⑤特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則）。

除草及び樹木の剪定、清掃等の日常的な維持管理については、史跡の保存に影響がない限り、許可申請は不要となる。但し、新たな植樹や植替えについては、事前協議、申請が必要である。



## 第3節 追加指定

由義寺関連遺跡群（由義寺を中心として由義宮を含む遺跡を総称：第1章第2節（2）参照）全体の保存を図るため、史跡指定地だけでなく、史跡指定地周囲に広がる周知の埋蔵文化財包蔵地について、追加指定を検討する。

### （1）追加指定の方向性

史跡由義寺跡は、由義寺の一部であり、寺院を構成する建物の位置や規模等、その寺域及び伽藍は明らかになっていない。そのため、発掘調査によって由義寺に関する新たな遺構を確認する必要がある。特に史跡指定地に隣接する地域については、調査に基づいて追加指定を検討する。さらに、由義宮を含めた由義寺関連遺跡群の調査研究を進め、保存に向けた検討を行う。

追加指定にあたっては、由義寺関連遺跡群に関する調査研究の学術的な成果・知見を踏まえるとともに、発掘調査等によって発見された新たな遺構について、文化庁及び大阪府、土地所有者等と調整を図り、進めていく。

### （2）追加指定の進め方

#### ①学術的な発掘調査の実施

由義寺の寺域が広がると想定される史跡指定地に隣接する北側の一部は、市街化調整区域であり、原則、開発事業が行われない地域である。

この地域には、由義寺や由義宮などの存在を示すような「宮前」、「北倉」、「古屋敷」、「堂ノ後」などの小字名が数多く残っている。由義寺関連遺跡群を構成する遺跡として、適切に地下の遺構を保存できるよう、土地所有者と調整するとともに、学術的な発掘調査の実施を検討する（図6-1）。なお、この学術的な発掘調査を検討する区域については、今後の調査の進展を受けて、適宜見直しを行う。

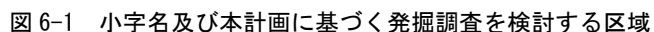
学術的な発掘調査によって寺院等に関する遺構や遺物を確認した場合、史跡由義寺跡の一体的な保存、さらに由義寺関連遺跡群としての保存についても留意・検討する。

#### ②開発事業等に伴う発掘調査による状況の把握

史跡指定地周辺の開発事業については、早期に把握できるように努め、文化財保護法第93条もしくは94条に基づく届出・通知等があった場合は、その内容によって、十分に事前の遺構確認調査を行い、その状況等を把握する。

記録保存のための発掘調査を行う場合においても、保護を要すると考えられる遺構を確認した場合は、文化庁及び大阪府、開発事業者等との調整を速やかに行い、追加指定に向けた協議を行うこととする。







### ③由義寺関連遺跡群の調査研究

由義寺関連遺跡群について、考古学、文献史学、建築史学などの観点から調査研究を総合的かつ計画的、継続的に進める。

これら調査研究の成果を、文化財施設等での展示や冊子の刊行等によって積極的に公開することにより、その保存活用に対する市民意識の向上と郷土の歴史への愛着を醸成し、追加指定に向けた市民理解につなげていく。

調査研究の具体的な内容については、次のとおりである。

#### 【考古学】

- ・由義寺関連遺跡群に関わる遺構、遺物についての考古学的検討

#### 【文献史学】

- ・由義寺関連遺跡群に関わる文献史料等に基づく由義寺及び由義宮の位置、称徳天皇や道鏡の事績等の考証

#### 【建築史学】

- ・古代の寺院や宮殿の建物に関する諸事例をもとにした基壇や建物の上部構造の復元等についての調査研究



## 第4節 公有化

現状の史跡指定地は、既に公有化されているため、ここでは、第3節で示した将来、追加指定された土地及び活用に必要な土地について、公有化の方向性を定める。

### 【積極的な活用・整備に必要な土地の公有化】

史跡由義寺跡、さらに由義寺及び由義寺関連遺跡群の効果的な活用のために必要な土地の公有化を進める。具体的には史跡由義寺跡の周辺及び隣接地が想定され、活用の内容や範囲、さらに土地の確保に必要な期間等を検討した上で、無理のない公有化の計画を定める。

### 【適切な保存管理に必要な土地の公有化】

史跡の適切な保存管理に必要な現状変更の規制に対する対応が困難な場合や、現状の土地利用の継続や相続等による土地所有が困難になった場合については、土地所有者と協議し、土地境界確定等の条件が整い次第、速やかに公有化を検討する。



# 第 7 章

## 史跡由義寺跡の活用

第1節 ..... 活用の方向性

第2節 ..... 活用の方法



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

## 第1節 活用の方向性

| 「活用」の基本方針                     |
|-------------------------------|
| I. 史跡由義寺跡の本質的価値を伝える活用を推進する。   |
| II. 歴史資産としての活用を推進する。          |
| III. 地域の魅力を創出する空間としての活用を推進する。 |

上記の基本方針を達成するための「活用」の方向性は以下のとおりである。

### 【方向性】

- I. 史跡由義寺跡の本質的価値に加えて、古代寺院である由義寺が有する歴史的な価値等を普及啓発する。特に調査研究により明らかになった価値を市民と共有するための活用を検討する。
- II. 八尾市の歴史資産として活用できるよう、学校教育、社会教育、地域などの対象を分けた活用方法を検討する。
- III. 地域での活発な利用を視野に入れた魅力ある空間としてのあり方を検討する。

## 第2節 活用の方法

活用の方法について、学校教育、社会教育、地域など対象ごとに検討する。

検討にあたっては、史跡への関わりの度合いを「知る」→「見る」→「調べる」の段階を経ることによって、より多くの人に史跡由義寺跡の本質的価値を伝え、継承していくための活用を目指す。

「調べる」の段階では、史跡由義寺跡の本質的価値の理解から、史跡が保存された意義を見出すことができるよう支援する。さらに、史跡由義寺跡の保存活用を通じて、史跡を「支える」人の育成につなげていく。

また、現状、史跡由義寺跡は一部の供用だが、本格的な史跡整備での活用を想定するとともに、現時点で実施可能な活用方法を検討し、継続的に実施していく。

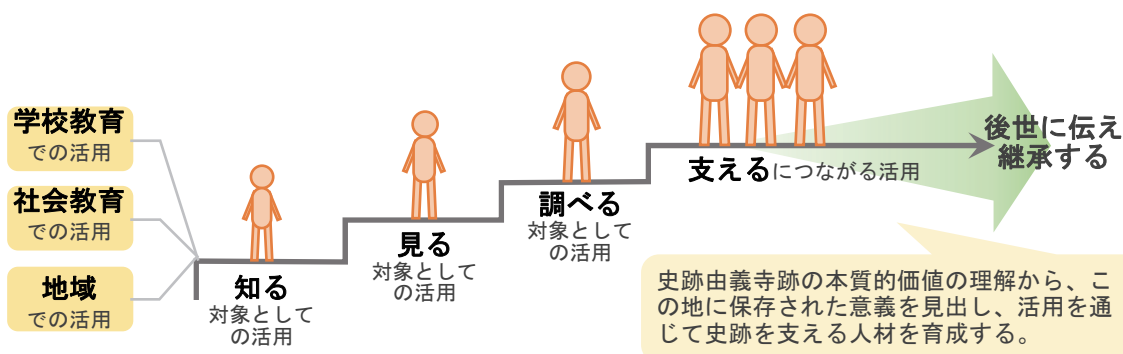


図 7-1 段階的な活用

### （1）学校教育における活用

- ・市内外の子どもたちが史跡由義寺跡の本質的価値を理解できるよう、可能な限り学習カリキュラムの中に位置付ける（教科書の記述を参考にして、地域の歴史の一つとして学ぶ）
- ・現地での塔基壇やガイダンス施設での瓦等の出土遺物の見学
- ・由義寺と歴史資産をセットにして、市域の歴史への理解を深める学習プログラムを提供
- ・歴史学習としての遠足や校外学習における活用

表 7-1 「学校教育」における活用の取組例

| 段階的活用 | 内容                                                                                                                                                                                                             |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①知る   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡由義寺跡の学校カリキュラム（社会科・表 7-2 参照）への位置付け</li> <li>・史跡由義寺跡を紹介した映像等の教材の作成</li> <li>・称徳天皇と道鏡の事績等を紹介し、由義寺の評価につなげる冊子（副教材等）を作成</li> <li>・由義寺と関連する歴史資産の理解を深める学習プログラムの提供</li> </ul> |
| ②見る   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校カリキュラムや校外学習の一環として現地を見学できるような整備</li> <li>・歴史学習と一体となった遠足を企画</li> </ul>                                                                                                 |
| ③調べる  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小、中学校、高校生の学習や大学等の研究フィールドに対応した情報の提供</li> </ul>                                                                                                                          |
| ④支える  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土の歴史に関連するようなクラブ活動等への支援及び連携</li> </ul>                                                                                                                                 |

## (参考) 活用の事例



図 7-2 大学との連携による  
「国指定史跡由義寺跡の活用デザインの創造」



図 7-3 しおんじやま古墳学習館での校外学習  
提供：NPO 法人歴史体験センター楽古

(参考) 表 7-2 学校カリキュラムの対応

| 学年<br>教科          | 時<br>期 | 単元                            | 学習内容                  | 学習のねらい                                                                                                  |
|-------------------|--------|-------------------------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小学校<br>6年生<br>社会科 | 5<br>月 | 貴族の政治<br>と暮らし                 | 奈良の大仏<br>にこめられ<br>た願い | 大仏をつくったころの世の中について調べ、聖武天皇が仏教<br>の教えによって国を治めようとしたことを考えることができ<br>る。                                        |
|                   |        |                               | 大仏づくり<br>を支えた<br>人々   | 大仏づくりを支えた人々のはたらきや行基の功績、当時の農<br>民の暮らしについて調べ、奈良時代の政治や貴族の暮らしに<br>は農民たちの支えがあったことに気づくことができる。                 |
| 中学校<br>1年生<br>社会科 | 9<br>月 | 古代国家の<br>展開                   | 奈良の都と<br>律令制下の<br>暮らし | ○日本の律令国家のしくみを理解することができる。<br>○「税」の視点から当時の人々の暮らしを説明することができ<br>る。                                          |
|                   |        |                               | 国際色豊か<br>な文化          | ○天平文化の成立を、仏教の広まりや遣唐使がもたらす唐の<br>文化の影響などを通して理解することができる。                                                   |
| 高等学校<br>日本史 B     | 5<br>月 | 東アジア文<br>化の影響と<br>律令制度の<br>成立 | 律令体制と<br>その実態         | 東アジア世界が変動するなか、蘇我氏の台頭をはじめ推古朝<br>を中心とする国政改革、大化の改新・壬申の乱を経て律令国<br>家の形成される過程及び律令体制下の実態について諸資料<br>を基に考察し理解する。 |
|                   |        |                               | 天平文化                  | 仏教伝来と仏教を基調とする国際色豊かな貴族文化である<br>飛鳥・天平文化を図像・写真資料などを基に理解する。                                                 |

出典：日本文教出版（八尾市立小学校・中学校使用教科書）  
実教出版株式会社（八尾市内府立高等学校使用教科書）

(参考) 高等学校日本史Bでの「称徳天皇」「道鏡」の記載内容  
(※称徳天皇及び道鏡に関する記述を下線で表記)

[実教出版]

#### 土地制度の変化と政治の混乱

～聖武天皇が位を孝謙天皇にゆずってからは、光明皇太后の信任を得て藤原仲麻呂（恵美押勝）が権力をふるい、祖父不比等の編纂した養老律令を施行したり、中国風の官職名を用いるなどした。これに対し橘諸兄の子奈良麻呂らが反乱をくだてたが、757（天平宝字元）年に発覚して鎮圧された（橘奈良麻呂の変）。この事件によって、仲麻呂は独裁的な権力を獲得し、758年に淳仁天皇を即位させた。しかし光明皇太后の死後は、孝謙太上天皇（のちの称徳天皇）と道鏡の勢力が大きくなった。追いつめられた仲麻呂は、ついに764年に反乱を起こしたが、失敗して処刑された（恵美押勝の乱）。道鏡は称徳天皇のもとで、太政大臣禪師を経て法王という特別の地位につき、勢力をふるったが\*、称徳天皇の死後は勢力を失い、下野薬師寺に移された。～

※宇佐八幡の神託と称して道鏡を天皇にしようとする動きがあったが、和気清麻呂らによって阻止された（宇佐八幡宮神託事件）。

#### 奈良仏教

～仏教は栄えたが、あいつぐ大寺院の造営は、国家財政窮乏の一因となり、また道鏡のような政治を介入する僧侶の出現は、政界混乱の原因となった。

[山川出版社]

#### 平城京の時代：藤原氏の進出と政界の動揺

～745（天平17）年に平城京に戻ると、大仏造立は奈良で続けられ、752（天平勝宝4）年、聖武天皇の娘である孝謙天皇の時に、大仏の開眼供養の儀式が盛大に行われた。

孝謙天皇の時代には、藤原仲麻呂が光明皇太后と結んで政界で勢力をのぼした。橘諸兄の子の奈良麻呂は仲麻呂を倒そうとするが、逆に滅ぼされた（橘奈良麻呂の変）。仲麻呂は淳仁天皇を擁護して即位させると恵美押勝の名を賜り、破格の経済的特権を得るとともに権力を独占し、大師（太政大臣）にまでのぼった。

恵美押勝は後ろ盾であった光明皇太后が死去すると孤独を深め、孝謙太上天皇が自分の看病にあたった僧道鏡を寵愛して淳仁天皇と対立すると、危機感をつのらせて764（天平宝字8）年に挙兵したが、太上天皇側に先制され滅ぼされた（恵美押勝の乱）。淳仁天皇は廃されて淡路に流され、孝謙太上天皇が重祚して称徳天皇となった。

道鏡は称徳天皇の支持を得て太政大臣禪師、さらに法王となって権力を握り、仏教政治をおこなった。769（神護景雲3）年には、称徳天皇が宇佐神宮の神託によって道鏡に皇位を譲ろうとする事件が起こったが、この動きは和気清麻呂らの行動で挫折した\*<sup>1</sup>。称徳天皇が亡くなると、後ろ盾を失った道鏡は退けられた\*<sup>2</sup>。

次の皇位には、藤原式家の藤原百川らがはかつて、長く続いた天武天皇系の皇統にかわって天智天皇の孫である光仁天皇が迎えられた。光仁天皇の時代には、道鏡時代の仏教政治で混乱した律令政治と国家財政の再建がめざされた。～

※1：九州の宇佐八幡神が道鏡の即位をうながすお告げをしたが、その神意を聞く使いとなった和気清麻呂は、逆の神意報告をして道鏡の即位を挫折させた。清麻呂の行動の背景には、彼を支えた藤原百川ら道鏡に反対する貴族たちが存在したとみられる。

※2：道鏡は下野薬師寺の別当として追放され、そこで死去した。

#### 天平文化：天平の美術

～また、称徳天皇が恵美押勝の乱後につくらせた木造小塔の百万塔と、その中におさめられた百万塔陀羅尼もこの時代のすぐれた工芸技術を示している。

## (2)社会教育における活用

- ・人々が興味を持ち、理解を深めることができるような講座等の実施
- ・由義寺と関連する歴史資産をストーリー化し、周辺の歴史資産と組み合わせて理解を深めるような情報の提供
- ・現地における歴史イベントなどの開催

表 7-3 「社会教育」における活用の取組例

| 段階的活用 | 内容                                                                                                                                                                                              |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①知る   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレットやホームページ、映像（動画）、広報媒体等の情報発信</li> <li>・史跡由義寺跡の本質的価値を伝える生涯学習講座</li> <li>・由義寺と関連する他の歴史遺産も含む歴史ストーリーの提供</li> <li>・現地における史跡由義寺跡に関する普及啓発のイベント開催</li> </ul> |
| ②見る   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地で塔の規模を見る（体感する）ことができるような整備</li> <li>・ガイダンス施設での出土遺物の展示</li> </ul>                                                                                       |
| ③調べる  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡由義寺跡に関する資料を整理し、八尾市立歴史民俗資料館や図書館やインターネットなどで提供</li> </ul>                                                                                                |
| ④支える  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・由義寺関連遺跡群に関する調査研究や保全活動等に参画できる機会設定</li> <li>・史跡由義寺跡の本質的価値を伝えることができる人材の育成</li> <li>・積極的な社会教育活動の場としての史跡の利用に対する支援</li> </ul>                                 |

### （参考）活用の事例



図 7-4 ボランティアガイド養成講座  
出典：NPO 法人八尾市観光ボランティアガイド



図 7-5 文化財施設での由義寺関連講座  
提供：NPO 法人歴史体験センター楽古

### (3)地域による活用

- ・ 史跡が地域の誇りとなるような普及啓発事業の実施
- ・ 主体的に史跡を保存活用できる地域の人材の育成
- ・ 地域おこしになるような地域の企業による由義宮や由義寺、称徳天皇、道鏡を活かした商品開発等の誘致
- ・ アクセスの利点を活かしたゲートウェイ（歴史散策の入口）としての位置付け
- ・ 市民の憩いの場としての活用と合わせて、レクリエーション、イベントによる人々の活発な交流を促進

表 7-4 「地域」における活用の取組例

| 段階的活用 | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①知る   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 由義宮や由義寺、称徳天皇、道鏡と市内の歴史資産を結びつけた情報発信（多言語化）</li> <li>・ ハイキングコースの設定</li> <li>・ イベントの開催（まつり・スタンプラリー・食イベントなど）</li> <li>・ 憩い、休憩空間の提供</li> </ul>                                                                                                                          |
| ②見る   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の広場的な空間として活用を促す</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                     |
| ③調べる  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 由義宮や由義寺、称徳天皇、道鏡と地域の歴史の関わりに関する調査研究への支援・情報提供</li> </ul>                                                                                                                                                                                                            |
| ④支える  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡由義寺跡の保全活動への参画の促進</li> <li>・ 史跡由義寺跡と市内の歴史資産をネットワークしたゲートウェイ機能の整備</li> <li>・ 史跡由義寺跡や周辺文化財のガイドなどの幅広い市民活動とその支援</li> <li>・ 憩いの場としての清掃・花植えなどの活動の維持管理ボランティア育成</li> <li>・ 地域の活性化につながるイベントの実施（国内交流都市（道鏡ゆかりの宇佐市・和気町など）との連携）</li> <li>・ 関連商品の開発等事業者による由義寺の活用の促進</li> </ul> |

#### （参考事例1）市民会議で出された史跡由義寺跡活用のアイデア

| 推進市民会議                                                                               | 庁内会議                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| ①歴史資産の活用とは？<br>②やおの歴史資産を見に行こう<br>③④ケーススタディ：もしも、わたしたちの日常に「道鏡さん」を取り入れるとしたら？<br>⑤まとめ・総括 | ①歴史資産を活用したまちづくり<br>②文化財をとりまく現状や観光振興の動向、先進自治体事例<br>③歴史資産を活用したまちづくりの推進<br>④市民会議報告書の刊行 |

本市の貴重な資源である歴史遺産をどのように活用し、魅力発信できるかを、市民と行政で検討するため、庁内検討会議と推進市民会議を設置した。推進市民会議は、今後、歴史資産の活用が期待される町会などで地域活動をしている方、小学校の校長先生や事業者の方、文化財に関係するボランティアの方と公募市民、市役所の公募職員の12名で構成した。

憩いの場：  
休憩ベンチ・花壇



教育・活動資源として活用：  
遠足・イベントなど



遠足



イベント(道鏡下駄飛ばし大会)



河内音頭

関連商品開発：お土産品（開発）、食イベント（道鏡にまつわる）、ゲーム、  
イベントとの連携、市内産業工業製品等（由義寺・道鏡関連商品）制作・販売



道鏡歯ブラシ



道鏡焼き

道鏡酒



紅蓼せんべい



道鏡焼酎



道鏡ソフトクリーム

活用イメージの一例：  
道鏡関連市との連携

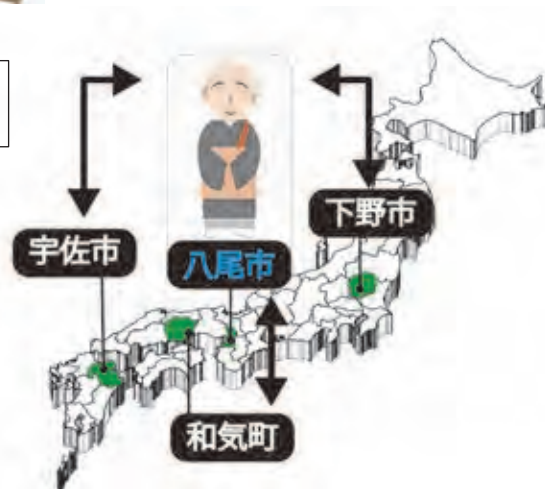
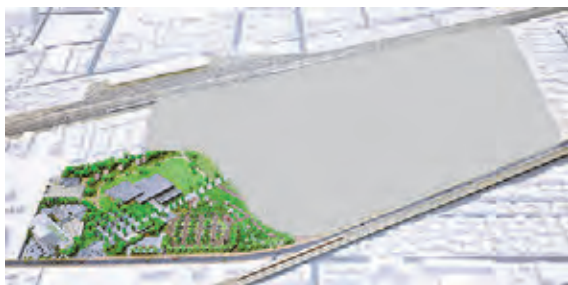


図 7-6 史跡由義寺跡の活用のアイデア

## (参考事例2) 市民活動とともに史跡整備 (安満遺跡公園)



平成31年(2019)3月 1次開園



令和3年(2021) 全面開園予定

出典：安満遺跡公園ホームページ

## ■市民活動「安満人倶楽部」(あまんどくらぶ)

安満遺跡公園は、「市民とともに育てつづける公園」をコンセプトに計画され、魅力ある公園づくりを目指す市民活動団体「安満人倶楽部」が開園前から様々な活動に取り組み、来園者に楽しんでもらえるイベントやプログラムを企画・実施している。

この安満人倶楽部は、平成31年(2019)3月23日に大阪府高槻市に開園した安満遺跡公園で活動する団体で、2014年度から市民活動プロジェクトとして公園計画地で活動を繰り返し、平成29年(2017)4月に「安満人倶楽部」となった。安満遺跡公園では、安満人倶楽部が主体となって、公園に訪れる方々とともに楽しめるイベントやプログラムを展開しながら、公園の活性化に貢献している。

|            |                           |
|------------|---------------------------|
| 歴史グループ     | 弥生時代の文化と暮らしを体験しながら学ぶ活動。   |
| あまふれパークの会  | 自由な考えと発想で、冒険あそびを楽しむ場を提供。  |
| 自然グループ     | 園内に生息する植物観察を通じて自然を感じる活動。  |
| 古代米グループ    | 古代米の田植えや稲刈りを体験しながら学ぶ活動。   |
| 防災グループ     | 身を守るための防災について理解を深め学ぶ活動。   |
| ペットグループ    | 人とペットが共生できる環境を考える活動。      |
| あまマルシェグループ | 文化や名店、逸品を紹介し「高槻」を再発見する活動。 |
| 壱六世居グループ   | 壱穴住居を再現し、弥生文化を学ぶプロジェクト。   |



図7-7 安満遺跡公園「安満人倶楽部」

出典：安満遺跡公園ホームページ／安満人倶楽部ホームページ



## 第 8 章

# 史跡由義寺跡の整備

第1節 ..... 整備の方向性

第2節 ..... 整備の方法



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

## 第1節 整備の方向性

### 「整備」の基本方針

- I. 史跡由義寺跡の本質的価値を伝える整備を行う。
- II. 歴史資産の活用拠点としての整備を行う。
- III. 地域の魅力を創出する空間としての整備を行う。

上記の基本方針を達成するための「整備」の方向性は以下のとおりとなる。

### 【方向性】

- I-①. 史跡指定地は盛土によって地下の遺構・遺物が保存されていることから、現在の状態を維持する。
- I-②. 「活用」の基本方針を踏まえ、史跡由義寺跡の本質的価値を分かりやすく視覚的に伝えるための整備方法を検討する。また、保存管理や活用の拠点となるガイダンス施設等のあり方についても検討する。
- II. 八尾市の歴史資産として活用できるような整備を検討する。
- III. 地域の憩いの場となるような整備を検討する。

## 第2節 整備の方法

### (1) 史跡由義寺跡の本質的価値を伝える整備

史跡整備においては、地下の遺構・遺物に影響を与えないことが前提である。

史跡由義寺跡の本質的価値を分かりやすく視覚的に伝えるための整備方法を進めるにあたって、整備の方向性を踏まえた「ゾーニング」を検討する。本質的価値を示す象徴である塔基壇の整備方法と、AR や VR などの最新技術を活かしたソフト整備も検討する。

なお、今後の発掘調査によって、新たに地下の遺構・遺物が発見される可能性もあり、整備の具体的な内容については、他地域の整備事例を提示するにとどめ、その決定については整備基本計画の策定時としたい。

さらに、史跡由義寺跡の本質的価値を構成する瓦等の出土品については、ガイダンス施設の整備を検討し、効果的な活用を図る。

#### ①ゾーニング計画

史跡由義寺跡における空間ごとの活用方法に応じた整備の方法を検討するために、ゾーニングを設定する。

##### 1)ゾーニングの検討条件

由義寺の発見の経緯、関心の高さから、現地に訪れた人々が史跡由義寺跡の本質的価値を分かりやすく視覚的に理解できるゾーニングを基本とする。

##### 2)ゾーニングの設定案

周辺環境や上記の検討条件から、次のゾーン設定が考えられる。

**歴史体感ゾーン**：史跡由義寺跡の本質的価値を伝えるための整備を行うゾーン。

遺構の復元等により、古代寺院の存在を体感できるようにする。

※今後の発掘調査の成果により、それぞれのゾーンの範囲やゾーン同士の併存等を検討する。

**地域活用ゾーン**：主に地域の魅力を創出する空間として、日常的な利用やイベント活用等を促進する整備を行うゾーン。史跡整備の目的を踏まえ、必要な施設等を検討する。

**緩衝緑地ゾーン**：周辺との調和や景観向上、騒音対策のために、歴史体感ゾーンと周辺道路（大阪外環状線）や隣接する住宅地との緩衝帯となるような樹木植栽等を行うゾーン。また、木陰等をつくり、史跡散策時の休憩にも利用できるようにする。



図 8-1 史跡由義寺跡におけるゾーニングの概念図

## ②塔基壇の整備

### 1)塔基壇の整備の基本方針

現地に訪れた人に史跡由義寺跡の本質的価値を示す象徴的な遺構である「塔基壇」が本来どのような姿であったかを分かりやすく正確に伝えるためビジュアルで示す。

史跡整備の中心となる塔基壇の整備にあたっては、学識経験者や文化庁等の意見と発掘調査の成果をふまえ、既往の研究や本項で示す事例等を参考に検討する。

#### 【由義寺の塔基壇】

- ・ 1 辺約 20m の規模を有する平面正方形の基壇（原位置の礎石は未確認）
- ・ 基壇外装に施された基壇化粧石の抜き取り痕跡、または基壇化粧石の裏込めの痕跡
- ・ 基壇外装の凝灰岩製地覆石の抜き取り痕跡、もしくは雨落溝と考えられる。
- ・ 丁寧に構築された版築層と、その下位で確認された層厚約 0.2m を測る掘込地業に伴う地層

## 2) 塔基壇の整備方法の検討

塔基壇の整備として想定される方法は、下記のとおりである。(※案は複数組み合わせることも考えられる。)

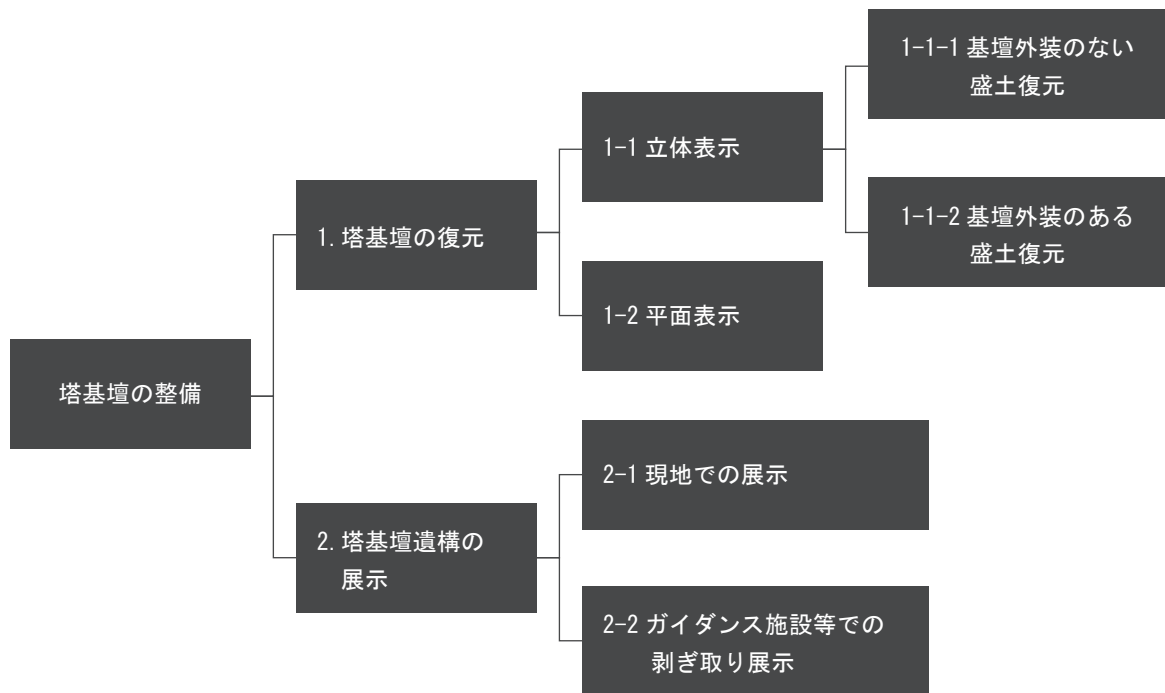


図 8-2 塔基壇の整備方法案

### 1. 塔基壇の復元

- ・塔基壇を復元することで基壇の存在を顕在化する。
- ・復元の方法は、盛土により立体的に表示する「立体表示」と平面的に位置を表示する「平面表示」がある。
- ・礎石を確認した時は、現位置で表示（礎石復元もしくは平面位置表示）する。また、未検出の場合は礎石位置の復元も検討する。

#### 1-1 立体表示

立体表示の方法は、基壇外装の復元の有無によって、2つに分けられる。

##### 1-1-1 基壇外装のない盛土復元 : 【事例1】

- ・基壇高や縁石など不明点が多く、忠実な復元が困難であるため、基壇外装を設けない盛土による立体表示とする。
- ・盛土の高さについては検討事項とする。

## 1-1-2 基壇外装のある盛土復元 :【事例2】

- ・基壇外装は未検出だが、発掘調査で出土している凝灰岩の切石の存在や、同時期の他地域の塔基壇等の事例を参考にして、想定復元した基壇外装を設けた盛土による立体表示とする。
- ・盛土の高さについては検討事項とする。

## 【事例1】史跡備前国分寺跡（岡山県赤磐市）

- ・古代工法の版築は行わず、真砂土を70～80 cmの高さで盛土復元。
- ・基壇外装は未確認のため、側面を傾斜させ崩れないよう芝を張っている。
- ・基壇範囲は縁石で表示。
- ・基壇南辺に創建時ではないものの、登壇施設を検出したことから、対辺に想定し、基壇の南北に階段を設置。
- ・階段の素材は、建設当初のものが不明のため木材とし、主に整備した基壇に上る目的で設置。



図 8-3 階段の整備状況



図 8-4 基壇の整備完了状況

出典：<http://www.city.akaiwa.lg.jp/bunkazai/ichiran/cyuumoku/bizenkokubunji/3900.html>（赤磐市 HP）

## 【事例2】特別史跡百済寺跡（大阪府枚方市）

- ・残存遺構を養生し、当初の基壇高を忠実に復元。
- ・基壇外装は、検出状況に基づき凝灰岩壇正積基壇（東塔）をはじめ、切石積基壇、瓦積基壇あるいは埴積基壇で復元。

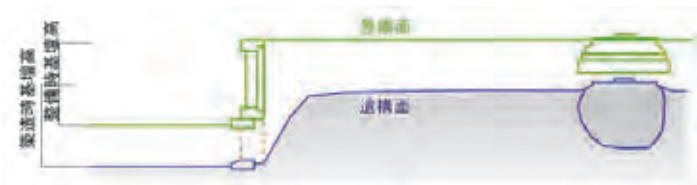


図 8-5 基壇・礎石の整備模式図



図 8-6 東塔の基壇復元

出典：特別史跡百済寺跡再整備基本計画（平成26年(2014),枚方市）

### 1-2 平面表示 :【事例3】

- ・基壇高や縁石の様相など不明点が多いことから、基壇箇所を舗装等によって位置を示す平面表示となる。
- ・立体表示と比べて視覚的な訴求力に欠ける。

#### 【事例3】市指定史跡九頭神廃寺（大阪府枚方市）

- ・九頭神廃寺史跡東公園として供用されており、公園内中心部において検出された遺構の位置をカラー舗装によって表現している。



図 8-7 平面表示の様子

## 2. 塔基壇遺構の展示

### 2-1 現地での展示 :【事例4】

- ・遺構断面の版築層を直接地下で展示することで、本質的価値を顕在化させる。
- ・遺構は本質的価値そのものであり、最も分かりやすく伝えることができる。
- ・遺構の恒久的な公開・展示は、技術面も含めて維持管理は難しい。

#### 【事例4】史跡海会寺跡（大阪府泉南市）

- ・伽藍をめぐる回廊西側の地下に整地層展示室があり、整地層の断面を直接展示。
- ・開室時間は 10 時～16 時。（入室料無料）



図 8-8 整地層展示室の入口



図 8-9 整地層展示の様子

出典：<http://www.city.sennan.lg.jp/kanko/bunka/maizou/kaieziatohiroba/1458795152796.html>（泉南市 HP）

### 2-2 ガイダンス施設等での剥ぎ取り展示 :【事例5】

- ・剥ぎ取った土層（版築層）を文化財施設等で展示し、本質的価値を顕在化させる。
- ・遺構を直接展示する手法では見学施設を設けるための掘削が必要だが、本手法では剥ぎ取りを行う以外の遺構への影響は回避できる。

### 【事例5】特別史跡平城宮跡（奈良県奈良市）

- ・特別史跡平城宮跡では、第二次大極殿基壇土層の南北断面の剥ぎ取りを遺構展示館（ガイダンス施設）で展示。



図 8-10 平城宮第二次大極殿基壇土層の南北断面の剥ぎ取り

出典： <http://heijo-kyo.com/wp-content/uploads/2017/05/ruinspf.pdf>（平城宮跡 HP）

### 3)塔基壇の整備方法の評価

塔基壇の整備方法について検討した「1. 塔基壇の復元」と「2. 塔基壇跡遺構の展示」に分けて、整備の効果を評価する。

その評価方法は、「学術的真正性」と「本質的価値を伝える整備」の効果を基本として、「新たな歴史資産の活用拠点としての整備」と「新たな地域の空間としての整備」に対する評価として、「シンボル性」を加える。（評価は、◎、○、△、×の4段階）

また、整備コストについても、整備工事と維持管理の面から評価する。

表 8-1 塔基壇の整備における評価の視点

| 評価の視点       | 評価の内容                                  |
|-------------|----------------------------------------|
| 学術的真正性      | 最新の調査研究の成果を踏まえ、学識経験者の検討・議論を経た整備となっているか |
| 本質的価値を伝える効果 | 官営寺院にふさわしい寺院遺構（塔基壇の価値）であることを伝える        |
| シンボル性       | 新たな歴史資産の活用の拠点、新たな地域の空間としての象徴としての訴求力    |
| コスト（整備・管理）  | 総合的な観点での事業コスト<br>①整備時のコスト、 ②維持管理の問題    |

表 8-2 塔基壇の整備方法の評価

|                      | 学術的<br>真正性           | 本質的価値を<br>伝える効果              | シンボル性                             | 整備コスト<br>維持管理                                     |
|----------------------|----------------------|------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------------------|
| 1. 塔基壇の復元            |                      |                              |                                   |                                                   |
| 1・1 立体表示             | △                    | ◎                            | ◎                                 | △                                                 |
|                      | 盛土高、基壇外装の復元の検討が必要である | 立体のため見学時に規模を体感できる            | 大規模な塔であること、本市を代表する歴史資産であることが明示できる | 施工及び維持費用がかかる<br>転落防止等の安全対策が必要となる                  |
| 1・2 平面表示             | ◎                    | △                            | △                                 | ◎                                                 |
|                      | 基壇平面規模は調査で判明している     | 位置や規模は分かるが、基壇の立体性が体感しにくい     | 平面表示のため、塔基壇と認識しにくい                | 舗装工事程度でできる<br>空間利用がしやすい                           |
| 2. 塔基壇遺構の展示          |                      |                              |                                   |                                                   |
| 2・1 現地での展示           | ◎                    | △                            | ×                                 | ×                                                 |
|                      | 遺構そのものを見ることができる      | 遺構を現地で見ることができるが、一般の人にはわかりにくい | 残存する基壇の一部が見えるのみで、わかりにくい。          | 地下で見せる施設の整備が必要<br>遺構保存のための湿度管理等の維持管理の技術や費用等の対策が必要 |
| 2・2 ガイダンス施設等での剥ぎ取り展示 | ◎                    | ○                            | —                                 | △                                                 |
|                      | 遺構の一部を見ることができる       | 基壇の構築方法を実際に見ることができる          | —                                 | 基壇の再発掘及び土層剥ぎ取りは、土層の劣化が危惧される<br>土層展示のための施設整備が必要    |

塔基壇の復元については、寺院の史跡整備で一般的な「1・1 立体表示」が、総合的に評価が高い。さらに効果的に伝えるためには、立体表示に加えて、基壇外装や礎石の復元の検討が必要である。その他のゾーンの利用方法を踏まえて、整備方法を検討、選択する。

塔基壇遺構の現地での展示は、遺構の保存及び施設整備等の評価から難しいと判断される。そのため、塔基壇の復元整備に加えて「2・2 ガイダンス施設等での剥ぎ取り展示」を行うことで、より効果的な整備になると考えられる。

### ③史跡を体感できる技術や工夫

建物復元等を行わずに、往時の遺跡を体感できるような方法について検討する。

#### 1)VR・AR 技術の活用:【事例6・7】

史跡の活用・整備の新たな取り組みとして、IT 最新技術を活用した VR・AR 技術を使ったデジタルコンテンツの導入がある。

##### 【事例6】史跡長岡宮（京都府向日市）

- ・向日市では、スマートフォンやタブレット端末で史跡長岡宮の理解を深めることができる復元・体感アプリ「AR\*長岡宮」（iOS 版、android 版）を提供。
- ・平成 26 年（2014）3 月 18 日より無料配信され、平成 28 年（2016）5 月 31 日現在のダウンロード数は、iOS 版が 1,870 件、Android 版が 838 件の合計 2,708 件。
- ・機器を所有していない人、学校のクラス単位での学習や団体見学等に対応するため、貸出用タブレットを 50 台用意。平成 28 年（2016）5 月 31 日現在の利用数は 2,637 件（累計）である。
- ・アプリの活用は、主に朝堂院公園内の案内所に常駐する案内員の史跡解説などとともに実施。
- ・昭和 59 年（1984）に作成した復元模型設計図を原図とし、これに最新の発掘調査成果を追加した主要 26 施設の建物等を復元。
- ・「AR 長岡宮」で得られた成果を用いたペーパークラフトの作成や発掘調査の現地説明会で活用。
- ・組み立て式の VR\*ゴーグルは朝堂院公園で「AR 長岡宮」をダウンロードしている人に無料で配布し、スマートフォンに取りつけて見ることができる。



図 8-11 「AR 長岡宮」使用イメージ



図 8-12 組み立て式 VR ゴーグル

出典：平成 27 年度遺跡整備・活用研究集会報告書「デジタルコンテンツを用いた遺跡の活用」（平成 28 年(2016),奈良文化財研究所）  
<https://www.city.muko.kyoto.jp/rekimachi/apps/1441755834583.html>（向日市 HP）

※AR：「Augmented Reality」の略で、日本語では「拡張現実」と訳される。VR は「別の仮想空間」を作り出すのに対し、AR は現実世界に CG などで作るデジタル情報を加えるもの

VR：「Virtual Reality」の略で、日本語では「仮想現実」と訳される。ディスプレイに映し出された「仮想世界」に、自分が実際にいるような体験ができる技術

## 【事例7】史跡河内寺廃寺跡（大阪府東大阪市）

- ・河内寺廃寺跡史跡公園では基壇の復元などの整備が行われ、平成29年7月1日に供用開始している。
- ・公園内の説明板に記載されているQRコードを読み込むと動画サイト（YouTube）にアクセスされ、発掘調査の様子や古代寺院の復元イメージを解説した360度VR動画を見ることができる。
- ・河内寺廃寺跡を含めたVRコンテンツに使用している三次元データは、3Dviewer サイト（sketchfab）で公開している。



図8-13 河内寺廃寺跡の説明板

出典：<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000020247.html>（東大阪市 HP）  
<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000022531.html>（東大阪市 HP）

## 2)遠近法の活用による建物を体感できる工夫：【事例8】

上部構造が不明な建物復元を行わず、かつて現地で見えた塔の姿をイメージできるよう遠近法で見せる手法で、維持管理等も含めて安価である。

## 【事例8】史跡下野国分寺跡（栃木県下野市）

- ・遠近法を活用し、視点場に設置した透明パネルに七重塔推定復元図を描き、パネルを通して基壇の方向を仰ぎ見ることで、七重塔の規模を体感できる。



図8-14 透明パネルによる七重塔イラスト看板

画像出典：下野薬師寺ボランティアの会 HP

### 3) 史跡及び関連史跡を説明する施設の設置

- ・ 史跡を中心とした関連する周辺史跡との位置関係に着目した視点場の設置。
- ・ 復元した遺構を効果的に説明するための観覧席状施設の設置。

#### 【事例9】 史跡中宮寺跡（奈良県斑鳩町）

- ・ 史跡周辺にある法隆寺と法起寺と法輪寺の塔が見える立地を活用し、指定地内3か所に東屋を設置し、往時の景観を体感できるようにした。
- ・ 広場の横の土手（旧中宮寺池堤防内側）に、一度に多くの方が見学に来た場合に座って説明を聞くことができるよう観覧席を整備。



図 8-15 休憩施設位置図



図 8-16 東屋①

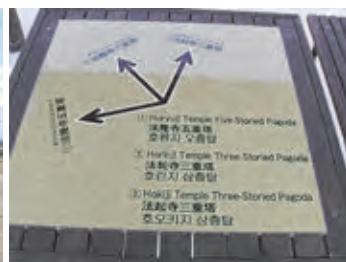


図 8-17 東屋①テーブル設置



図 8-18 東屋①から見える法隆寺五重塔



図 8-19 観客席状施設

図面・写真出典：史跡中宮寺跡保存整備事業報告書（平成 31 年(2019), 斑鳩町）

## (2) 歴史資産の活用拠点としての整備

### 【史跡指定地内】

- ・ 史跡見学者の活用を想定した便益施設（四阿・ベンチ）等の整備

### 【史跡指定地外】

- ・ 歴史資産の活用拠点として各活用主体が求める機能を満たすガイダンス施設の整備
- ・ 史跡指定地及び周辺地域からのアクセス道の整備の検討、更にアクセス道において由義寺の存在を感じさせるサイン（大阪外環状線、JR 志紀駅・近鉄恩智駅から）の整備
- ・ 由義寺から周辺の歴史資産への案内等を考慮した方向サインの整備

## (3) 地域の魅力を創出する空間としての整備

- ・ 周辺住民や各主体が地域の魅力を創出する空間として有効活用できる施設整備
- ・ 来訪者が憩いの場として快適に利用するための休養・便益施設の整備

表 8-3 歴史資産の活用拠点・地域における広場的空間で各主体において求められる機能

| 学校教育                                                                                                                         | 社会教育                                                                                                                                                    | 地域                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遠足利用に対応する広場空間</li> <li>・ 便益施設<br/>（ベンチ、四阿、トイレなど）</li> <li>・ バス等を含む駐車場の整備</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会教育、体験学習の場</li> <li>・ 八尾市の歴史資産を紹介する場</li> <li>・ 休養・便益施設<br/>（ベンチ、四阿、トイレなど）</li> <li>・ バス等を含む駐車場の整備</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 憩い、レクリエーション、イベント、交流などの利用を促進する場</li> <li>・ 由義寺を活用したグッズ等の販売</li> <li>・ 休養・便益施設<br/>（ベンチ、四阿、トイレなど）</li> <li>・ 管理設備<br/>（電源設備、水道設備など）</li> <li>・ 防犯設備<br/>（防犯カメラ・防犯灯）</li> </ul> |

#### (4) ガイダンス施設の整備

史跡整備の効果を最大限に発揮するため、史跡由義寺跡を公開・活用するための施設として「史跡由義寺跡の本質的価値を伝える」、「歴史資産の活用拠点」、「地域の魅力を創出する空間」それぞれの役割・機能を有したガイダンス施設の整備が史跡指定地の周辺に求められる。

その役割を達成するため、ガイダンス施設が果たす機能と施設で実施する事業等の内容について検討する。

表 8-4 ガイダンス施設の役割と施設の機能・事業

| 役割               | 内容                                                                                                                                                                                        |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 史跡由義寺跡の本質的価値を伝える | (機能)<br>・ 史跡由義寺跡の本質的価値を構成する遺構の解説<br>・ 現地で見ることができない遺構等を展示により体感<br>・ 瓦等の出土遺物を収蔵、展示<br>・ 由義寺を価値づける瓦の調査研究の成果を紹介<br>・ 由義寺関連遺跡群の最新の調査研究の成果を公開<br>(事業)<br>・ 由義寺に関する講座等の実施<br>・ 由義寺に関連するような体験学習の場 |
| 歴史資産の活用拠点        | (機能)<br>・ 歴史資産の活用拠点として、由義寺及び周辺史跡の案内及び対応と普及啓発<br>・ 由義寺及び関連する歴史資産の理解を深める学習プログラムの提供<br>(事業)<br>・ 地域の歴史資産に関する講座等の実施                                                                           |
| 地域の魅力を創出する空間     | (機能)<br>・ 便益施設（トイレ・駐車場）<br>(事業)<br>・ 市民参画（ボランティアによる案内ガイドの育成・待機場所）の活動拠点<br>・ 由義寺関連商品等の販売                                                                                                   |

上記の役割・機能に対応したガイダンス施設の設置場所や規模、展示・収蔵等の方針、施設設備などのあり方を検討する必要がある。

また、ガイダンス施設の管理運営体制や施設で実施する具体的な事業内容の検討も合わせて必要である。

これらを検討するうえで、古代寺院に合わせて設置された各地のガイダンス施設について、次のような事例が参考となる。

## 【事例10】史跡陸奥国分寺・尼寺跡（宮城県仙台市）

- ・ガイダンス施設（木造平屋建て 324 m<sup>2</sup>）と休息棟「天平廻廊」（木造平屋建て 86 m<sup>2</sup>）が史跡指定地内に整備（平成 29 年（2017）7 月開館・入館料無料）。
- ・解説パネル及び発掘調査の出土品の展示室、学校や市民の団体等が歴史学習のために利用できる作業・学習室がある。
- ・開館後約 2 年となる令和元年（2019）9 月に入館者数累計 3 万人に達した。
- ・施設を活動拠点とする「陸奥国分寺薬師堂ガイドボランティア会」が施設や史跡の解説を行っている。



図 8-20 ガイダンス施設



図 8-21 ガイダンス施設内展示室



図 8-22 休息棟

出典： <https://www.city.sendai.jp/sebikatsuyo/gaidanceshiisetu.html>（仙台市 HP）

## 【事例11】史跡尼寺廃寺跡（奈良県香芝市）

- ・平成 28 年（2016）4 月 21 日に尼寺廃寺跡史跡公園（駐車場 25 台分を併設）と尼寺廃寺跡学習館（鉄骨平屋建て 280 m<sup>2</sup>・入館無料）を開設。
- ・現存するものとして日本最大級の巨大な塔心礎の模型や塔基壇の構築過程を知る土層断面を展示。



図 8-23 塔基壇跡



図 8-24 尼寺廃寺跡学習館

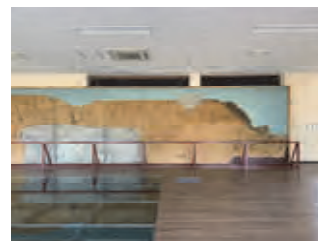


図 8-25 土層の剥ぎ取り展示

出典： <http://www.city.kashiba.lg.jp/kanko/0000004137.html>（香芝市 HP）

## 【事例12】史跡三河国分尼寺跡（愛知県豊川市）

- ・三河天平の里資料館は、史跡公園に併設されたガイダンス施設（鉄筋コンクリート造平屋建（一部木造）226 m<sup>2</sup>・入館料無料）。
- ・展示室で三河国分尼寺跡やその他遺跡を出土遺物やパネルにより紹介し、ガイダンス室で映像によって紹介。
- ・小学生、中学生を対象とした紙の兎作りや勾玉作りなど史跡に親しむための講座を開催。
- ・資料館開館日にボランティアガイドが常駐し、史跡公園や資料館の解説を無料で実施。



図 8-26 三河天平の里資料館



図 8-27 展示室



図 8-28 ガイダンス室

出典： <https://www.city.tovokawa.lg.jp/saijibunka/bunka/bunkazai/mikawatenpyo/index.html>（豊川市 HP）  
 史跡三河国分尼寺跡保存整備事業報告書（平成 18 年(2006)豊川市）

## 【事例13】史跡下野薬師寺跡（栃木県下野市）

- ・史跡に隣接して建設されたガイダンス施設（384 m<sup>2</sup>・入館料無料）。
- ・瓦などの出土遺物、下野薬師寺に関する文献史料、復元模型（1/150 伽藍復元模型、原寸大廻廊など）などの展示のほか、映像で下野薬師寺の歴史を解説。



図 8-29 下野薬師寺歴史館



図 8-30 伽藍復元模型



図 8-31 映像室

出典： <https://www.city.shimotsuke.lg.jp/0390/info-0000000644-1.html>（下野市 HP）

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

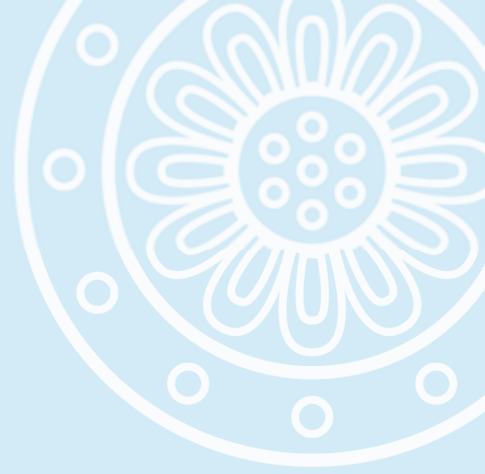
第8章

第9章

第10章

第11章

第12章



## 第 9 章

# 保存活用のための運営・体制

第1節 ……保存活用の運営・体制の方向性

第2節 ……保存活用の運営・体制の方法





第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

第 8 章

第 9 章

第 10 章

第 11 章

第 12 章



## 第1節 保存活用の運営・体制の方向性

|                                |
|--------------------------------|
| 「保存活用のための運営・体制」の基本方針           |
| 史跡由義寺跡の適切な保存活用を推進できる運営体制を構築する。 |

上記の基本方針を達成するための「保存活用の運営・体制」の方向性は以下のとおりである。

### 【方向性】

史跡由義寺跡の本質的価値を構成する要素の適切な保存管理と活用を図るため、八尾市と、活用の主体者である市民や地域、教育関係者等が連携することにより、新たな付加的な価値を生み出す動きが自発的に行われることをめざした管理運営体制を構築する。

## 第2節 保存活用の運営・体制の方法

### (1) 運営・体制の方向性

本計画を推進するための運営、体制については以下のとおりである。

#### ① 保存管理のための運営・体制

史跡由義寺跡の適切な保存管理を進めるため、史跡の管理団体である八尾市及び八尾市教育委員会が、文化庁や大阪府教育庁と連携した体制を構築する。民有地において追加指定があった際は、土地所有者を含めた体制となる。

災害発生時において、庁内関係部局や地域等と連携し、史跡における災害に対して迅速に対応できる体制を検討する。

#### ② 活用・整備のための運営・体制

活用については、八尾市及び八尾市教育委員会と市民や地域、教育関係者等が連携し、「歴史資産のまち‘やお’推進のための基本的な考え方」(第1章第4節参照)に基づいて、史跡由義寺跡を新たな歴史資産ネットワークの活用拠点となる体制づくりを推進する。

整備については、八尾市教育委員会が主体となって定める整備基本計画の中で、史跡整備の着手までの短期的に実施すべき内容だけでなく、史跡整備完了以降の中長期的な計画(第10章参照)を立てた上で、史跡を円滑に活用する管理運営が図ることができるよう検討・構築する。

### (2) 運営・体制に関する各主体の役割

本計画の「保存管理」と「活用」、「整備」で定めた取り組みの実現にあたっては、八尾市及び八尾市教育委員会が中心となって、地域、市民、関係機関等が史跡由義寺跡の価値を共有し、短期的、中長期的な視点を持って、表9-1に示すようにそれぞれの役割を果たしていかなければならない。

また、災害発生時においては、『八尾市地域防災計画』(平成31年(2019)3月)に基づき、八尾市が設置する災害対策本部の指示のもと、応援班が史跡の被害状況の把握と応急措置や復旧などの対応を担うことになっている。そのため、史跡由義寺跡においても迅速な対応ができるよう、史跡指定地の一時避難地としての利用の可否や取り扱い、緊急連絡網の整備等の検討を行う。

表 9-1 保存活用体制の役割分担

| 主体                       |                               | 各主体の役割                                                                                                                                           |
|--------------------------|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 八尾市・八尾市教育委員会             | 文化財課                          | (短期)<br>史跡由義寺跡の保存活用に関して、主体となって取り組む。<br>文化財保護法に基づき、史跡の管理団体として適切な史跡の保存管理を行う。<br>(中長期)<br>由義寺関連遺跡群の保存を図るため、土地所有者との円滑な調整を行うとともに必要な調査研究、追加指定を検討、実施する。 |
|                          | 市関係部局<br>(政策推進課・みどり課・産業政策課ほか) | (短期)<br>庁内の連携を図り、史跡由義寺跡の保存活用に関係する部局との情報の共有を図る。<br>(中長期)<br>史跡由義寺跡で実施する保存活用、整備において関係する部局と連携し、実施する。                                                |
| 文化庁                      |                               | (短期・中長期)<br>史跡由義寺跡の保存活用に関して、必要な指導を行う。                                                                                                            |
| 大阪府教育庁                   |                               | (短期・中長期)<br>史跡由義寺跡の保存活用に関する八尾市への支援(文化庁との調整/専門的・技術的な指導・助言/職員の能力向上/計画策定支援/経費支援等)を行う。                                                               |
| 史跡指定地の土地所有者<br>(追加指定時)   |                               | (短期)<br>所有する土地の日常的な維持管理のほか、文化財保護法に基づく、現状変更の申請や変更届等の提出などを行う。<br>(中長期)<br>史跡由義寺跡の保存活用を理解し、協力する。                                                    |
| 由義寺関連遺跡群の土地所有者           |                               | (短期)<br>史跡由義寺跡の保存活用を理解し、由義寺関連遺跡群を後世に継承する意識を持つ。<br>(中長期)<br>由義寺関連遺跡群の価値を理解し、協力する。                                                                 |
| 教育関係者                    |                               | (短期・中長期)<br>史跡由義寺跡を児童・生徒が郷土の文化財に親しみを持ちながら学べるよう、学習計画の中で位置づけ、活用する。                                                                                 |
| 市民                       |                               | (短期)<br>史跡由義寺跡などの歴史資産を後世に伝え、継承する意識を持つ。<br>(中長期)<br>史跡由義寺跡の保存活用に協力し、ボランティア活動などに参画する。                                                              |
| 地域住民                     |                               | (短期)<br>史跡由義寺跡などの歴史資産を後世に伝え、継承する意識を持つ。<br>(中長期)<br>史跡由義寺跡を歴史資産としてとらえ、主体的に活用する。                                                                   |
| 八尾市史跡保存活用審議会／八尾市文化財保護審議会 |                               | (短期・中長期)<br>史跡由義寺跡の保存活用に関する方針や計画、また計画の推進状況に関して、審議し、指導・助言する。                                                                                      |
| 文化財施設(八尾市立歴史民俗資料館など)     |                               | (短期・中長期)<br>史跡由義寺跡を普及啓発するため、史跡由義寺跡を中心とした由義寺関連遺跡群の歴史や文化財等を展示公開する。                                                                                 |
| 周辺自治体・文化財関係施設            |                               | (短期・中長期)<br>史跡由義寺跡の保存活用に関して、八尾市・八尾市教育委員会と連携を行う。                                                                                                  |

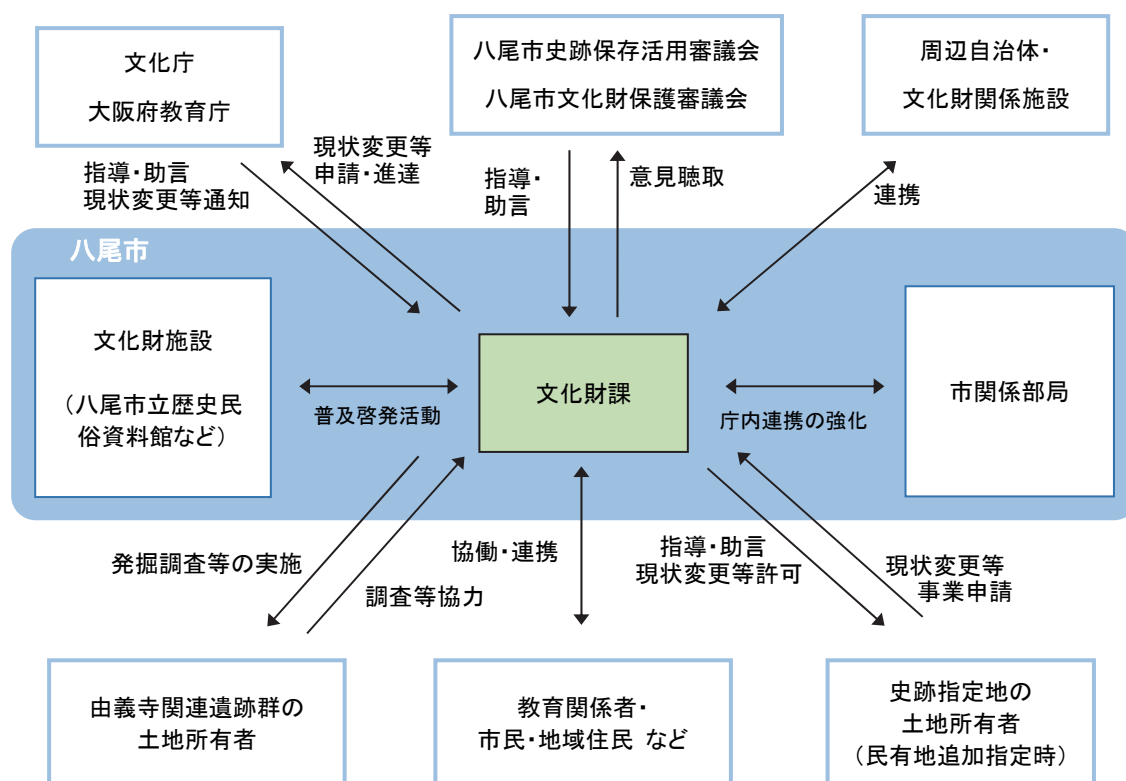


図 9-1 保存活用の体制



# 第 10 章

## 保存活用計画の実施

第1節 ..... 短期的な計画実施

第2節 ..... 中長期的な計画実施



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

## 第1節 短期的な計画実施

本計画は、国による認定を受けて、実施するものとし、「保存管理」（第6章）と「活用」（第7章）、「整備」（第8章）に基づいて、円滑に計画を進めていく。

史跡由義寺跡では、史跡整備の実施とその完了を短期的に達成すべき目標とし、その期間を計画の認定から概ね5年間とする。また、史跡整備事業の進捗に応じて実施期間を適宜見直すものとする。

### （1）保存管理

#### ①適切な史跡の保存管理

文化財保護法に基づき、史跡の現状変更等の取り扱いを行うとともに、適切な維持管理を継続的に行う。

また、史跡指定地周辺の開発事業について留意し、早期の把握に努め、由義寺関連遺跡群の保存を図る。

#### ②由義寺関連遺跡群に関する調査研究の継続的な実施

史跡由義寺跡において、寺院に関する新たな遺構を発見するための発掘調査を行い、遺構・遺物等の評価をまとめた報告書等の作成を速やかに行う。合わせて由義寺の寺域や由義寺関連遺跡群の全体像を解明するための調査研究を継続的に進め、その成果の普及啓発に努める。

### （2）活用・整備

#### ①史跡整備の計画等策定及び実施

史跡由義寺跡の活用を推進するため、整備基本計画及び実施設計等を策定し、その計画等に基づいた整備を実施する。整備に至るまでの事業計画（案）は次のとおりである。

#### 史跡整備までの事業計画（案）

- ①史跡指定地内の寺院関連施設及び寺域等の確認を目的とした発掘調査の実施
- ②保存活用計画及び発掘調査の成果等を踏まえた整備基本計画の策定
- ③史跡整備後の管理方法及び管理運営体制に関する関係部局及び地域等との検討
- ④史跡整備の基本計画の策定後、実施設計及び整備工事の着手

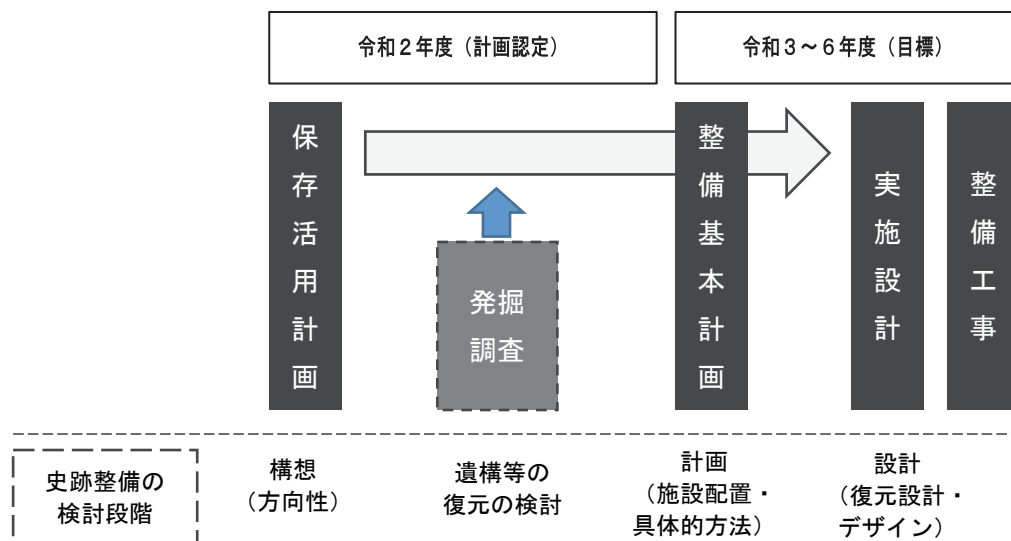


図 10-1 史跡整備に至る事業内容及び事業スケジュール（案）

## ② 史跡由義寺跡の活用の継続

短期的な計画は、史跡整備に向けた機運・醸成づくりと位置づける。

現地の定期的な公開、イベント等の開催だけでなく、八尾市と地域や文化財施設等が連携して、由義寺の本質的価値を伝える講演会等や、由義寺と関連の深い称徳天皇や道鏡を素材とした講演会等のソフト面の普及啓発を行い、現地を親しみやすい場所として認知させるとともに、市民の理解・関心を継続できるようにする。

さらに中長期的な計画実施にむけて、八尾市及び八尾市教育委員会と史跡整備後の活用主体となる地域や学校教育、社会教育等と連携を高めるため、史跡由義寺跡における活用方法等の提案や意見交換を行い、整備基本計画等に反映できるようにする。

表 10-1 史跡整備までの「活用」に関する実施内容案

| 活用方法               | 内容                                                                                                                                                     |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 史跡由義寺跡の本質的価値を伝える活用 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地の公開及び文化財施設での出土遺物の展示、由義寺をテーマとした講演会等の実施</li> <li>・発掘調査の現地説明会（一般・児童生徒・地域向け）の実施</li> </ul>                       |
| 歴史資産としての活用         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・由義寺だけでなく、称徳天皇や道鏡を素材とした講演会等の実施</li> <li>・由義寺及び周辺史跡とセットにした史跡ハイキング等の実施</li> </ul>                                 |
| 地域の魅力を創出する空間としての活用 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域と連携した現地イベントの開催</li> <li>・地域の魅力を創出する空間として、地域や学校教育、社会教育等が利用できるような活用方法、特に地域の活発な利用を視野に入れた魅力ある空間づくりを検討</li> </ul> |

## 第2節 中長期的な計画実施

短期的な計画実施と位置付けた史跡整備完了以降を、中長期的な展望のもと取り組まなければならない期間として設定する。

なお、保存活用計画の認定から短期及び中長期の10年間を本計画の実施期間とし、10年後をめどに計画の見直しを検討し、改めて持続可能な保存活用計画を策定する。

### (1) 保存管理

#### ① 由義寺関連遺跡群に関する調査研究の計画的な実施

史跡由義寺跡周辺に遺存していると想定される由義寺関連遺跡群において、土地所有者の理解を得ながら、由義寺や由義宮に関する新たな遺構を発見するための発掘調査及び調査研究を計画的に進める。さらにその成果の普及啓発に努める。

#### ② 追加指定

由義寺関連遺跡群に関する調査研究によって新たな遺構や知見が発見された場合は、追加指定を進め、公有化を検討する。

### (2) 活用・整備

#### ① 史跡由義寺跡の活用の推進

史跡整備された史跡由義寺跡において、八尾市と教育関係者、地域等が連携して、史跡由義寺跡の本質的価値を伝えるための活用、歴史資産としての活用、地域の魅力を創出する空間として活用するための事業を具体化して、継続的に実施し、市民の史跡由義寺跡への関心や郷土の歴史への愛着等の向上を推進する。

#### ② 史跡の管理運営の円滑な推進

史跡整備された史跡由義寺跡における活用を効果的かつ継続的に行うため、活用主体となる地域や学校教育や社会教育等との意見交換等を行い、事業の見直しや再検討を行う。

表 10-2 保存活用計画の実施（保存管理）

| 方向性      | 実施内容          | 短期：５年  | 中長期（５年） | 以降<br>継続 |
|----------|---------------|--------|---------|----------|
|          |               | 史跡整備実施 | 史跡整備以降  |          |
| 保存<br>管理 | 調査研究の継続的な実施   |        |         |          |
|          | 由義寺関連遺跡群の調査研究 |        |         |          |
|          | 追加指定          |        |         |          |

上記の計画の実施は次章（第11章）の経過観察を踏まえ、随時見直しを図ることとする。

表 10-3 保存活用計画の実施（活用整備）

| 方向性      | 実施内容                                                                   | 短期：5年                                                                                                       | 中長期（5年）                                                                                                      | 以降<br>継続 |
|----------|------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
|          |                                                                        | 史跡整備実施                                                                                                      | 史跡整備以降                                                                                                       |          |
| 活用<br>整備 | 本格的な史跡整備の計画等策定及び整備工事の実施                                                |                           |                                                                                                              |          |
|          | 史跡由義寺跡の活用<br>・史跡由義寺跡の本質的価値を伝える活用<br>・歴史資産としての活用<br>・地域の魅力を創出する空間としての活用 | <div>史跡由義寺跡の関心等の継続</div>  | <div>史跡由義寺跡の関心等の向上</div>  |          |
|          | 運営体制の円滑な推進                                                             | <div>体制の検討</div>          | <div>体制の構築・検証</div>       |          |

上記の計画の実施は次章（第11章）の経過観察を踏まえ、随時見直しを図ることとする。



# 第11章

## 経過観察

- 第1節 ..... 経過観察の方向性
- 第2節 ..... 保存管理に関する経過観察
- 第3節 ..... 活用・整備に関する経過観察





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章



## 第1節 経過観察の方向性

本計画の推進にむけて、「史跡由義寺跡保存活用大綱」（第5章第1節）を基に、「保存管理」（第6章）、「活用」（第7章）、「整備」（第8章）で検討した事項の達成状況を把握し、八尾市教育委員会が経過観察を定期的に行う。

「第10章 保存活用計画の実施」に記した内容に基づき、経過観察に必要な項目と観察内容及び指標について次節で示す。

### 【方向性】

経過観察の結果を分析し、本計画の実施状況の把握と課題の抽出を行い、保存活用計画の効果検証や見直しに活用する。「計画の策定→計画の実施→経過観察→計画の見直し」のサイクルで史跡由義寺跡の保存活用の推進と計画の適正化を進める。

経過観察は、短期的な計画実施と位置付けた史跡整備の実施を契機として、史跡整備の進捗と完了に向けた進行監理が必要となる。さらに史跡整備の完了以降においては、中長期的な計画実施を踏まえ、経過観察の項目、内容について見直しを行う必要がある。

「保存管理」、「活用」、「整備」を実現するための保存活用体制（第9章）については、それぞれの主体の役割分担（表 9-1 参照）の実施状況を確認するための経過観察を行い、その結果を共有するとともに、実施状況によっては、保存活用の運営・体制に関する役割分担等を見直し、必要に応じて再検討を行う。

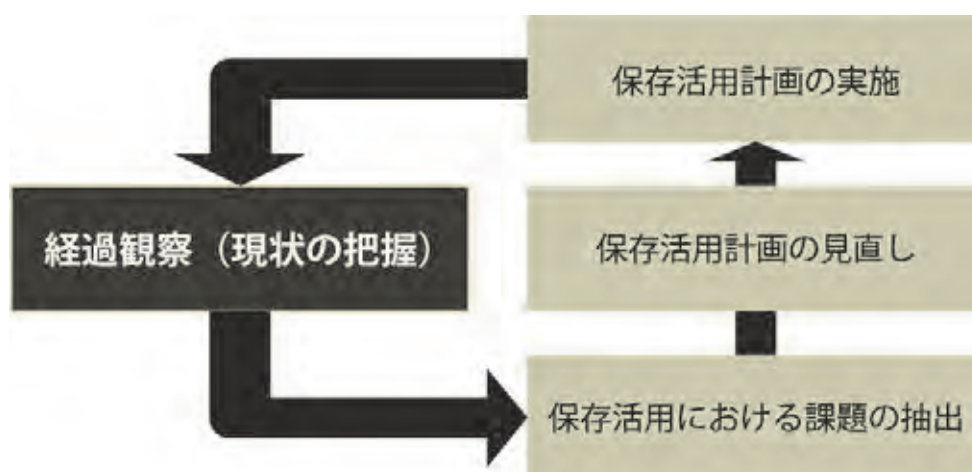


図 11-1 経過観察のサイクル

## 第2節 保存管理に関する経過観察

史跡由義寺跡の保存管理においては、文化財保護法に基づいて、現状変更等の取り扱いが適正に行われているかが経過観察の基本となる。

さらに、今後の保存を進める上では、由義寺・由義宮に関する調査研究の進展、そして調査研究から追加指定を必要とする範囲の検討状況、また追加指定に向けた進捗状況を観察する必要がある。追加指定ののちは、公有化の進捗が経過観察の対象となる。

以下の項目で経過観察を行う。

表 11-1 保存管理における経過観察項目の例

| 項目          | 観察の内容                 | 観察頻度 | 指標                  |
|-------------|-----------------------|------|---------------------|
| 現状変更の取り扱い   | 現状変更の実施状況の確認          | 定期   | 現状変更の届出状況及び件数       |
| 調査研究の継続的な実施 | 由義寺関連遺跡群に関する調査成果      | 1 年  | 由義寺関連遺跡群に関する調査研究の内容 |
| 追加指定        | 追加指定候補地の検討状況及び追加指定の状況 | 1 年  | 追加指定候補地及び追加指定地の面積   |
| 公有化         | 追加指定地の公有化状況           | 1 年  | 公有化の面積              |

### 第3節 活用・整備に関する経過観察

本格的な史跡整備に向けて機運を盛り上げるため、史跡由義寺跡の活用を進め、認知や関心を高めることが求められる。

そして、史跡整備完了後においては、史跡由義寺跡への愛着の醸成等、継続的な保存と活用に向けた取り組みが必要である。こうした点について効果検証を行うための評価指標は、今後の検討しなければならない。

一例として、イベント等の実施の際に参加者等にアンケートを行い、史跡由義寺跡や関連する称徳天皇や道鏡、さらに由義宮や西京といったキーワードの認知度等を計ることも考えられる。

整備においては、本計画策定以降に実施する史跡整備事業の効果を適切に評価、検証するため、事業年度ごとの実績について、次のような項目で経過観察を行うことが考えられる。

ただし、これら事業効果を把握するための指標は例示で、事業の内容にあわせて適宜検討した上で指標を設定し、経過観察を行っていく必要がある。

表 11-2 活用・整備における経過観察項目の例

| 項目                                                                        | 観察の内容                                                                               | 観察頻度 | 指標（例）                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------|--------------------------------------------------------|
| 史跡由義寺跡の活用<br>・ 史跡由義寺跡の本質的価値を伝える活用<br>・ 歴史資産としての活用<br>・ 地域の魅力を創出する空間としての活用 | 【史跡整備前】<br>・ 現地イベントの実施状況<br>・ 文化財施設での由義寺跡関連展示及び講演会等の実施状況<br>・ 史跡由義寺跡等の認知及び関心度のアンケート | 1年   | ・ 現地イベントの参加人数<br>・ 文化財施設での参加人数<br>・ 史跡由義寺跡等の認知及び関心度（％） |
|                                                                           | 【史跡整備後】<br>・ 現地の見学、利用状況<br>・ 活用イベント等の実施状況                                           |      | ・ 見学者数<br>・ 活用実績件数及び参加人数                               |
| 史跡整備の計画策定及び実施                                                             | 整備基本計画等の策定及び整備の実施状況                                                                 | 1年   | 整備の進捗率                                                 |
| 運営体制の構築                                                                   | 史跡由義寺跡における保存活用に係るボランティア活動状況                                                         | 1年   | ボランティアの登録者数                                            |



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章



# 第12章

## 将来に向けて





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章



本保存活用計画では、史跡由義寺跡が有する本質的価値を明確にし（第3章）、保存活用にかかる現状と課題を把握した（第4章）。そして、その本質的価値を次世代に継承するため、めざす将来像を保存活用大綱として示した（第5章）。そして、大綱を達成するための「保存管理」、「活用」、「整備」それぞれの基本方針を定め、計画遂行のための方法を検討した（第6～8章）。

最後に、これまで検討してきた史跡由義寺跡の保存活用について総括し、将来に向けた実効性のある3つの目標を定める。

### 史跡由義寺跡の本質的価値

- ①称徳天皇・道鏡ゆかりの寺院
- ②官営寺院にふさわしい遺跡（遺構・遺物）
- ③西京の全体像を考える起点となる遺跡



図12-1 由義寺の七重塔のイメージ（早川和子氏画）

## 史跡由義寺跡の保存活用大綱

日本の歴史上、重要な奈良時代の遺跡として位置づけられる称徳天皇、道鏡ゆかりの史跡由義寺跡の本質的価値を守り伝えるとともに、広く全国に発信する。

そのために史跡由義寺跡の保存管理を適切に行うとともに、継続的な活用や整備を計画的に進める。由義寺、由義宮そして西京の発見へと視点を広げ、八尾市の貴重な歴史資産として現在から未来へつながる保存と継承を進める。

## 史跡由義寺跡の保存管理・活用・整備の基本方針

- |                  |                                                                                                             |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <u>保存管理の基本方針</u> | ①史跡由義寺跡（地下の遺構・遺物、出土遺物）を適切に保存管理する。<br>②由義寺関連遺跡群の全体像を解明する。                                                    |
| <u>活用の基本方針</u>   | ①史跡由義寺跡の本質的価値を伝える活用を推進する。<br>②歴史資産としての活用を推進する。<br>③地域の魅力を創出する空間としての活用を推進する。                                 |
| <u>整備の基本方針</u>   | 保存のため：地下の遺構の保存管理を適切に進める。<br>活用のため：①史跡由義寺の本質的価値を伝える整備を行う。<br>②歴史資産の活用拠点としての整備を行う。<br>③地域の魅力を創出する空間としての整備を行う。 |

## 【史跡由義寺跡の将来に向けた3つの目標】

### ①史跡由義寺跡の活用に向けた史跡整備の実施

本保存活用計画を基本として、本格的な史跡整備に向け、発掘調査及び最新の研究の成果を活かした具体的かつ親しみやすい整備方法を検討し、速やかな市民への公開に努め、さまざまな世代の活用を図る。

### ②由義寺関連遺跡群の適切な保存

由義寺関連遺跡群が遺存していると想定される周辺の土地利用の動向に留意しつつ、計画的な調査研究を継続的に行い、追加指定を基本とした恒久的な保存を進め、文化財保護への醸成を図る。

### ③歴史資産のまち‘やお’の推進

八尾市の魅力発信の核となるよう、史跡由義寺跡における取り組みを通じて、市民相互の交流や地域の活性化に寄与するとともに、新たな歴史資産の活用のモデルとして、その利活用を広げる。



図 12-2 由義宮で行われた歌垣のイメージ（早川和子氏画）



—さまざまな世代が史跡由義寺跡につどい、共感・交流し、往時の歌垣のようにぎわいのある空間をつくる—

図 12-3 史跡由義寺跡の将来のイメージ



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章





## 参考資料

- ・関係法令の抜粋
- ・由義寺跡に関する参考文献





## 関係法令の抜粋

### ①文化財保護法（昭和25年5月30日第214号 最終改正：平成30年法律第42号）

#### （滅失、き損等）

第33条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

#### （指定）

第109条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前2項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

#### （管理団体による管理及び復旧）

第113条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第119条第2項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

#### （所有者による管理及び復旧）

第119条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第192条の2第1項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第187条第1項第3号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第31条第3項の規定を準用する。

第120条 所有者が行う管理には、第30条、第31条第1項、第32条、第33条並びに第115条第1項及び第2項（同条第2項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第35条及び第47条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第56条第1項の規定を、管理責任者が行う管理には、第30条、第31条第1項、第32条第3項、第33条、第47条第4項及び第115条第2項の規定を準用する。

#### （現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

#### （復旧の届出等）

第 127 条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の 30 日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第 125 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

#### (史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第 129 条の 2 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第 2 号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第 1 項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に至るものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 第 183 条の 2 第 1 項に規定する文化財保存活用大綱又は第 183 条の 5 第 1 項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
- 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

#### (認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第 129 条の 3 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第 4 項及び第 5 項の規定は、前項の認定について準用する。

#### (現状変更の許可の特例)

第 129 条の 4 第 129 条の 2 第 3 項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第 4 項の認定（前条第 1 項の変更の認定を含む。以下この章及び第 153 条第 2 項第 23 号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第 125 条第 1 項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。



(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第129条の5 文化庁長官は、第129条の2第4項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第129条の7において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取り消し)

第129条の6 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第129条の2第4項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第129条の7 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

②文化財保護法施行令（昭和50年9月9日政令第267号 最終改正：平成31年政令第18号）

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第5条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第1号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第115条第1項に規定する管理団体（以下この条及び次条第2項第1号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第2項第1号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。））が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第125条第1項並びに同条第3項において準用する法第43条第3項及び第4項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域におけるもの



ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第 115 条第一項（法第 120 条 及び第 172 条第 5 項 において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第 7 項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第 2 項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第 130 条（法第 172 条第 5 項 において準用する場合を含む。）及び第 131 条 の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第 125 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第 4 項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第 4 項第 1 号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第 1 項本文、第 2 項本文、第 3 項及び第 4 項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

**③文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について（平成12年4月28日文部大臣裁定）**

3 令第5条第4項第1号ハ関係

(一) 「工作物」には、次のものを含む。

- ①小規模建築物に附随する門、生け垣又は堀
- ②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③小規模な観測・測定機器
- ④木道

(二) 「道路」には、道路法(昭和27年法律第180号)第3条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第80条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

6 令第5条第4項第1号ヘ関係

(一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三) 木竹の伐採が、法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

**④特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号 最終改正:平成27年12月21日文部科学省令第36号）**

(終了の報告)

第3条 法第125条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第184条第1項第2号及び令第5条第4項第1号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第4条 法第125条第1項 ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(管理計画)

第6条 令第5条第4項第1号ヌの管理のための計画（以下「管理計画」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた教育委員会
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

**⑤特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則**

(昭和43年12月26日文部省令第31号 最終改正:平成17年3月28日文部科学省令第11号)

(復旧の届出)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第127条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。（以下略）

(終了の報告)

第3条 法第127条第1項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第4条 法第127条第1項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第118条又は第120条で準用する法第35条第1項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第122条第1項又は第2項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第125条第1項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

**⑥史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則**

(昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第7号 最終改正:平成27年9月11日文部科学省令第30号)

(標識)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第115条第1項（法第120条及び第172条第5項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称
- 二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）
- 三 指定又は仮指定の年月日
- 四 建設年月日

3 第1項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第2号から第4号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第2号に掲げる事項は裏面に前項第3号及び第4号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

#### （説明板）

第2条 法第115条第1項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- 一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称
- 二 指定又は仮指定の年月日
- 三 指定又は仮指定の理由
- 四 説明事項
- 五 保存上注意すべき事項
- 六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

#### （標柱及び注意札）

第3条 前条第1項第4号又は第5号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

#### （境界標）

第4条 法第115条第1項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、13センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは30センチメートル以上とするものとする。

3 第1項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第1項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

#### （標識等の形状等）

第5条 第1条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

## 【由義寺に関する主な参考文献】

- 山本博 1971『竜田越』
- 足利健亮 1986「由義京の宮域及び京城考」『長岡京古文化論叢』
- 八尾市史編集委員会編 1988『八尾市史（前近代編）本文編』
- 大阪府史編集専門委員会編 1990『大阪府史 第2巻 古代編Ⅱ』
- 八尾市教育委員会編 1976『東弓削遺跡』八尾市文化財調査報告 3
- 高松寿夫 2002「由義宮歌垣の歌謡」『萬葉』第182号
- (財)八尾市文化財調査研究会 2008『やおの古代－くらしといのり－』平成20年度秋季企画展
- 松村翔太 2011「忘れられた西京－称徳・道鏡と由義宮の五年史－」『帝塚山大学考古学研究所  
研究報告XⅢ』
- 瀧浪貞子 2013『奈良朝の政変と道鏡』吉川弘文館
- 八尾市史編集室編 2015『新版八尾の歴史 －2万年のストーリー－』
- 八尾市教育委員会編 2016『八尾市内遺跡平成27年度発掘調査報告書』八尾市文化財調査報告  
77
- (公財)八尾市文化財調査研究会 2016『やおの古代－古代集落の成立とくらし－』平成28年度  
秋季企画展
- 消斎・藤井淳弘 2017「由義寺跡 塔基壇の発見」『大阪春秋』第168号
- 原田昌則 2017「西京（由義宮）の残影」『塚口義信博士古希記念 日本古代学論叢』
- 八尾市教育委員会編 2017『八尾市内遺跡平成28年度発掘調査報告書』八尾市文化財調査報告  
78
- 大阪府立狭山池博物館編 2017『蓮華の花咲く風景 －仏教伝来期の河内と大和－』
- (公財)八尾市文化財調査研究会 2017『平成28年度(公財)八尾市文化財調査研究会事業報告』
- 網 伸也 2018「同範・同文瓦から由義寺の造営実態に迫る」『地より湧出した難波の大伽藍－  
四天王寺の考古学－』平成30年春季名宝展・四天王寺勸学部
- 八尾市史編集委員会編 2017『新版八尾市史 考古編1』
- 八尾市教育委員会編 2018『由義寺の塔の物語 －道鏡と称徳天皇が歩んだ10年－』  
2018『大阪府八尾市所在 由義寺跡 遺構確認調査報告書 －塔基壇の  
調査－』八尾市文化財調査報告 82
- 八尾市教育委員会編 2019『国史跡由義寺跡第1次発掘調査概報』八尾市文化財調査報告 84  
2019『幻の由義寺発見－称徳天皇と道鏡が夢見た風景－「由義寺跡」国史  
跡指定記念シンポジウム記録集』八尾市文化財紀要 18
- 樋口薫 2019「由義寺と安芸国分寺－一枚の軒平瓦で結ばれた二つの古代寺院－」『八尾市立歴  
史民俗資料館研究紀要』第30号
- 八尾市立歴史民俗資料館 2019『由義寺 発見！－国史跡指定記念－』令和元年度特別展
- 八尾市史編集委員会編 2020『新版八尾市史 考古編2』
- 安村俊史 2020「由義宮」『講座 畿内の古代学 第Ⅲ巻 王宮と王都』雄山閣



**大阪府八尾市**

**史跡由義寺跡 史跡保存活用計画**

発行日 令和3年（2021）3月31日  
編集・発行 八尾市教育委員会 教育総務部 文化財課  
〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号  
TEL 072-924-8555  
印刷 有限会社 ふりと工房ヒロノ

八尾市刊行物番号 R2-212



